

# 阪神教協りポート

No. 41 (2018.4.1)

会長ご挨拶	村田 治	1
2017年度における活動の概要	富江 英俊	2
<b>【第1回課題研究会報告】</b>		
阪神教協 教職課程事務検討委員会活動報告	森下 貴史	9
教職科目「道徳の指導法」の実践報告		
—新聞記事を利用した話し合いの授業—	塩見 剛一	13
特別支援教育の理念をより深めた教師教育の在り方		
教員免許法の改正と学習指導要領の改訂	須田 正信	21
—道徳・特別支援・生徒指導をめぐって—	川口 厚	27
生徒・進路指導に関する教職科目の実践例	八木 成和	33
【2017年度 第1回課題研究会】質疑応答の記録		
<b>【第2回課題研究会報告】</b>		
教育職員免許法の改訂に対応したカリキュラム作成およびその検討経過		
—大阪電気通信大学の場合—	佐野 正彦	37
特色ある小規模校が取る対応		
—甲子園大学の再課程認定への取り組み—	岡 邑 衛	43
幼稚園教諭免許課程に関する改正の概要	日浦 直美	50
【2017年度 第2回課題研究会】質疑応答の記録	白銀 夏樹	57
<b>【第3回課題研究会報告】</b>		
課程認定申請大学からの事例報告		
～指摘事項を中心に～	野田 浩二	61
課程認定申請大学からの事例報告		
—プロセス、設置の趣旨、教員審査を中心に—	松宮 慎治	67
再課程認定申請の進捗状況	藤本 佳和	77
再課程認定申請の過程、進捗状況と課題 ～初等教育を中心として～	多畑 寿城	81
【2017年度 第3回課題研究会】質疑応答の記録	朝日 素明	85
<b>【神戸市教員育成協議会 年次報告】</b>		
主体的に広く意見を求め、共に創り上げようとする育成指標策定の取り組み	榎元 十三男	93
<b>【活動報告】</b>		
平成29年度 阪神教協 教職課程事務検討委員会活動報告	野田 浩二・城戸 直也・森下 貴史	100
<b>【会員大学自己紹介】</b>		
森ノ宮医療大学の教育養成	在川 洋平	107
流通科学大学と商業科教員養成	水田 聖一	109
宝塚医療大学の教員養成	中田 正浩	110
<b>【図書紹介】</b>		
『教育の理念と思想のフロンティア』	富江 英俊	111
<b>【資料】</b>		
2017年度 定期総会の記録		113
2017年度 活動方針および事業計画		116
2016年度 阪神教協一般会計収支決算書		117
2016年度 阪神教協特別会計収支決算書		118
2017年度 幹事校会の記録		119
<b>【会則】</b>		136

## ご 挨拶

会 長 村 田 治  
(関西学院大学 学長)

会員校、準会員校の皆様におかれましては、阪神教協の活動に平素よりご理解・ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

2016年5月に関西学院大学が事務局をお預かりしてから約2年、そろそろ任期が終わろうとしております。この間、加盟大学の色々な方に、色々な形でお世話になりました。心よりお礼申し上げます。至らない点も多かったと思いますが、大過なく役割を終えることが出来そうで、ひとまず安堵感を抱いております。

この2年を振り返ってみますと、再課程認定が最も大きなトピックであったと感じます。当初は、新たな科目がいくつか出来て、それぞれの授業を担当する教員の業績が厳しく審査され、教職課程を持つこと自体のハードルが高くなると予想しておりました。私たちにできることとして、この難局を乗り越える情報やアイデアを共有し、みんなで乗り越えようということ、常に意識しておりました。結果的には、学校教育法施行規則の改訂やコアカリキュラムの提示が遅くなり、教員審査も想定したよりは緩やかなものになったようです。

今回の再課程認定で、私立大学がターゲットになり、教職課程から撤退せざるを得ない大学も出るのでは、という心配もあったのですが、実際にはそのような大きな変化はありませんでした。その理由はいくつか挙げられるでしょうが、多種多様な私立大学の教職課程の持ち味が、全私教協や阪神教協の活動のおかげで、文部科学省などに次第に認識されてきて、改悪を阻むことが出来た面もあると考えていいのではないのでしょうか。加盟大学の一人ひとりの力が合わさった結果だと思えます。

さて、この度お届けする『阪神教協レポート』第41号には、「多種多様な加盟大学の持ち味」が多く掲載されていることと思います。執筆して頂いた方々、編集にあられた方々、本当にありがとうございました。

阪神教協事務局は、2018年5月から関西大学に移ります。きっと、よりパワーアップした阪神教協の活動が展開されていくことでしょう。今後とも本協議会の運営に引き続きご支援・ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い致します。

# 2017年度における活動の概要

事務局長 富江英俊

## I. 総会の開催

本協議会の2017年度の定期総会は、2017年5月17日(水)13時30分～14時20分、関西学院大学において開催された。この総会には、会員校68校中59校(うち委任状出席25校)が参加した。この記録は、巻末資料として掲載されている。

## II. 幹事校会の開催

2017年4月から2018年2月までの間に、下記のとおり計6回の幹事校会を開催した。これらの記録は、巻末資料として掲載されている。

### 2016年度 第6回(通算 第270回)幹事校会

1. 日時 2017年4月19日(水)15時00分～17時00分
2. 会場 関西学院大学 大阪梅田キャンパス 1402教室
3. 議題
  - (1) 2016年度第5回幹事校会の記録確認
  - (2) 全私教協理事会および委員会報告
  - (3) 全私教協理事選出について
  - (4) 2017年度阪神教協役員・委員について
  - (5) 2017年度全私教協研究大会における分科会の運営について
  - (6) 2017年度定期総会の開催について
  - (7) 2017年度阪神教協第1回課題研究会の企画・運営について
  - (8) 阪神教協リポート No.40 編集について
  - (9) 阪神教協教職課程データベース(平成28年度版)について
  - (10) 事務局報告、幹事校会メーリングリスト他について
  - (11) 今後の記録担当について
  - (12) その他

※幹事校会終了後、幹事校交流会(17:30～19:30)を開催した。

## 2016年度 第7回(通算 第271回)幹事校会

1. 日 時 2017年5月17日(水) 11時00分～12時30分
2. 会 場 関西学院大学 大学院I号館1階 会議室1
3. 議 題
  - (1) 2016年度第6回幹事校会記録の確認
  - (2) 全私教協各種専門委員会報告
  - (3) 全私教協研究大会における阪神地区分科会の運営について
  - (4) 2017年度定期総会の運営について
  - (5) 2017年度第1回課題研究会の運営について
  - (6) 阪神教協リポートについて
  - (7) 阪神教協教職データベース(平成28年度版)について
  - (8) 新規加盟大学について(宝塚医療大学)
  - (9) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について
  - (10) 今後の記録担当について
  - (11) その他

※同日に、総会および課題研究会(15:00～17:00)、情報交換会(17:30～19:30)を開催した。

## 2017年度 第1回(通算 第272回)幹事校会

1. 日 時 2017年7月19日(水) 15時00分～17時30分
2. 会 場 関西学院大学 大阪梅田キャンパス 1401教室
3. 議 題
  - (1) 2016年度第7回幹事校会の記録確認
  - (2) 阪神教協2017年度定期総会の記録確認
  - (3) 全私教協2016年度第5回、2017年度第1回・第2回理事会、各委員会報告について
  - (4) 2017年度第2回および第3回課題研究会の運営について
  - (5) 2020-2021年度 阪神教協事務局校について
  - (6) 2019年度全私教協定期総会・研究大会の会場校について
  - (7) 阪神教協リポート編集について
  - (8) 『阪神教協教職課程データベース(平成28年度版)』について
  - (9) 2017年度第1回教員免許事務セミナーについて
  - (10) 事務局報告、会費納入状況およびホームページ管理運営等
  - (11) 今後の記録担当について
  - (12) その他

## 2017年度 第2回(通算 第273回)幹事校会

1. 日 時 2017年10月18日(水) 10時30分～13時00分
2. 会 場 関西学院大学 大学院I号館1階 会議室
3. 議 題

- (1) 2017年度第1回幹事校会の記録確認
- (2) 全私教協理事会および各種委員会報告
- (3) 2017年度第2回課題研究会の運営について
- (4) 2017年度第3回課題研究会の運営について
- (5) 2020-2021年度 阪神教協事務局校について
- (6) 2019年度全私教協定期総会・研究大会の会場校について
- (7) 阪神教協レポートの編集について
- (8) 2017年度アンケート調査の実施について
- (9) 教員免許事務セミナーについて
- (10) 今後の記録担当について
- (11) その他

※幹事校会終了後、課題研究会(14:00～17:00)および情報交換会(17:30～19:30)を開催した。

## 2017年度 第3回(通算 第274回)幹事校会

1. 日 時 2017年12月20日(水) 10時30分～12時40分
2. 会 場 関西学院大学 大学院I号館1階 会議室1
3. 議 題

- (1) 2017年度第2回幹事校会の記録確認
- (2) 全私教協 第3回理事会および各種委員会報告
- (3) 全私教協 2017年度研究交流集会報告
- (4) 2017年度第3回課題研究会の運営について
- (5) 2019年度全私教協定期総会・研究大会の会場について
- (6) 阪神教協レポートの編集について
- (7) 2017年度アンケート調査の実施について
- (8) 今後の記録担当について
- (9) その他

※幹事校会終了後、課題研究会(14:00～17:10)および情報交換会(17:30～19:30)を開催した。

## 2017年度 第4回(通算 第275回)幹事校会

1. 日 時 2018年2月21日(水) 14時30分～17時10分
2. 会 場 関西学院大学 大阪梅田キャンパス 1403教室

### 3. 議 題

- (1) 2017 年度第 3 回幹事校会の記録確認
- (2) 全私教協次期理事の選出について
- (3) 全私教協各種委員会報告および次期委員の推薦について
- (4) 2018 年度阪神教協役員・委員について
- (5) 2018 年度全私教協大会における分科会の運営について
- (6) 2018 年度阪神教協第 1 回課題研究会の企画・運営について
- (7) 2019 年度全私教協定期総会・研究大会の大会運営・会場について
- (8) 阪神教協リポート No.41 編集について
- (9) 2018 年度予算案について
- (10) 今後の記録担当について
- (11) その他

※幹事校会終了後、幹事校交流会（17:30～19:30）を開催した。

### Ⅲ. 課題研究会の開催

本年度も例年通り、年間 3 回の課題研究会を開催した。そのすべての報告と発表の内容は本誌に掲載されている。

#### 第 1 回課題研究会

1. 日 時：2017 年 5 月 17 日(水) 15 時 00 分～17 時 00 分
2. 会 場：関西学院大学 西宮上ヶ原キャンパス 第 5 別館 5 号教室
3. テーマ：教員免許法の改正と学習指導要領の改訂  
一 道徳・特別支援・生徒指導をめぐって一
4. 概 要：教員免許法改正と学習指導要領改訂に伴い、教員養成の体制は大きな改革が求められることとなった。本年度末の再課程認定申請に向け、シラバスの修正や授業スタイルの刷新などの検討が各大学で進められているところである。

このたびの課題研究会では、道徳理論、特別支援、生徒・進路指導に関わる授業に焦点を当て、現在の改革動向をふまえた教師教育実践の将来を議論したい。いずれ新しい内容が求められながら社会的期待も高いため、各大学でその検討は手探りの状態ではないだろうか。各発表者の取り組みをきっかけに、参加者の方々には各大学の検討状況もご紹介いただくことで、私立大学における教員養成の一層の充実に向かえれば幸いである。

司会者：富江 英俊氏（関西学院大学）、梅田 和子氏（近畿大学）

記録者：八木 成和氏（四天王寺大学）

話題提供

第1部 阪神教協 教職課程事務検討委員会報告 森下 貴史氏 (桃山学院大学)

第2部 ①教職科目「道徳の指導法」の実践報告

—新聞記事を利用した話し合いの授業—

塩見 剛一氏 (大阪産業大学)

②特別支援教育の理念をより深めた教師教育のあり方

須田 正信氏 (大阪人間科学大学)

③生徒・進路指導に関する教職科目の実践例

川口 厚氏 (桃山学院大学)

## 討 論

※課題研究会に先だって定期総会 (13:30~14:20) を開催した。

※課題研究会終了後、情報交換会 (17:30~19:30) を開催した。

## 第2回課題研究会

1. 日 時：2017年10月18日(水) 14時00分~17時00分

2. 会 場：関西学院大学 西宮上ヶ原キャンパス 第5別館5号教室

3. テーマ：再課程認定をめぐる諸問題

4. 概 要：教職課程を持つすべての大学は、これから再課程認定にむけて本格的に動いていくことになる。各大学は、免許・資格の種類、規模、学内における教職課程の位置づけなどでそれぞれに違う事情があるが、様々な情報交換をして、各大学が自らの教員養成の理念や方向性についてより深く考えることが求められているといえる。

そこで、今回は3名の先生が、それぞれの大学や課程における現状や課題を発表して頂く。先生方の発表や参加者を交えての議論から、これからの私立大学における教師教育の在り方を考えていきたい。

司会者：富江 英俊氏 (関西学院大学)

記録者：白銀 夏樹氏 (関西学院大学)

発表1 新免許法に対応したカリキュラムの事例

佐野 正彦氏 (大阪電気通信大学)

発表2 特色ある小規模大学が取る対応 岡邑 衛氏 (甲子園大学)

発表3 幼稚園免許課程に関する改正の概要

日浦 直美氏 (関西学院大学)

※課題研究会終了後、情報交換会 (17:30~19:30) を開催した。

## 第3回課題研究会

1. 日 程：2017年12月20日(水) 14時00分~17時10分

2. 会 場：関西学院大学 西宮上ヶ原キャンパス 第5別館5号教室

3. テーマ：「教職課程に係る事例報告」

4. 概要：例年、第3回の課題研究会は、教員免許事務に係る課題報告を行っている。本年は、第Ⅰ部において課程認定申請を行った大学から、その際の指摘事項を中心にした諸事例の報告がなされた。第Ⅱ部では、再課程認定申請の進捗状況の報告がなされた。

司会者：多畑 寿城氏（神戸女子大学）・野田 浩二氏（大阪成蹊大学）

記録者：朝日 素明氏（摂南大学）

I. 課程認定申請大学からの事例報告～指摘事項を中心に～

① 野田 浩二氏（大阪成蹊大学）

② 松宮 慎治氏（神戸学院大学）

II. 再課程認定申請進捗状況の報告

① 藤本 佳和氏（甲南大学）

② 多畑 寿城氏（神戸女子大学）

※課題研究会終了後、情報交換会（17:30～19:30）を開催した。

#### IV. 全私教協との連携

##### ①全私教協研究大会

2017年5月20日～21日、玉川大学で開催された全私教協研究大会では、阪神地区は、21日午後、第9分科会として「教師教育実践交流X〔小学校英語・道徳・特別支援・生徒指導〕—教員免許法の改正と学習指導要領の改訂を見据えて—」と題するシンポジウムをおこなった。これは上述の阪神教協第1回課題研究会をベースにした企画であり、伊藤静香（帝京平成大学）、塩見剛一（大阪産業大学）、丹羽登（関西学院大学）、川口厚（桃山学院大学）の4名が発表を行い、富江英俊（関西学院大学）、梅田和子（近畿大学）の2名が司会を務め、記録は白銀夏樹（関西学院大学）が担当した。

##### ②全私教協への派遣役員・委員

阪神地区からは、理事として八木成和（四天王寺大学）、富江英俊（関西学院大学）の2名を派遣した。また、編集委員として西口利文（大阪産業大学）、教職課程運営部会委員として松宮慎治（神戸学院大学）、教職課程カリキュラム部会委員として朝日素明（摂南大学）、教員養成制度部会委員として藤本敦夫（大阪音楽大学）を派遣した。

#### V. 『阪神教協レポート』の編集・発行

『阪神教協レポート』第40号を2017年4月1日に発行した。

## VI. 『阪神教協教職課程データベース』の作成

会員校・準会員校の円滑な教職課程運営に資することを目的として、『阪神教協教職課程データベース（平成28年度版）』を作成し、アンケート回答校に配布した。

## VII. 阪神教協ホームページの活用

ホームページ上で、阪神教協レポートの公開、総会・課題研究会・幹事校会の開催案内等を行った。また、各会合への出欠連絡もホームページから行えるようにしている。

なお、阪神教協レポートのバックナンバーは、編集規程改正によりウェブ上での公開が規定されたものに限られている。

## VIII. 「阪神教協教員免許事務セミナー」の開催

教職事務担当者を対象とする「阪神教協教員免許事務セミナー」は、本年度から発足した教職課程事務検討委員会が開催している。2017年度は、2017年9月16日(土)と2018年1月27日(土)の2回実施された。阪神教協レポートにその報告が掲載されるとともに、その諸成果は課題研究会に反映されている。

## IX. 会員校の異動

2017年度総会において新規加盟校2校、流通科学大学と森ノ宮医療大学が紹介された。

## 【第1回課題研究会報告】

### 阪神教協 教職課程事務検討委員会活動報告

教育支援課 森 下 貴 史  
(桃山学院大学)

2016年度より、有志で行われていた教員免許事務セミナー運営委員会が教職課程事務検討委員会として新たに発足された。その委員会の2016年度発足初年度の活動報告を2017年度第1回課題研究会にて報告させていただいた。その内容を以下に記載する。

#### ◎活動趣旨・構成員・委員会開催回数

○活動趣旨：阪神教協加盟大学において教職課程に関する事務を円滑に推進するため。

○2016年度構成員（大学名順）：

追手門学院大学	城戸 直也
大阪学院大学	内藤 裕子
大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学	野田 浩二（委員長）
大阪体育大学	木谷 法子
関西学院大	荒木 邦広
神戸学院大学	松宮 慎治
神戸女子大学	多畑 寿城
甲南大学	藤本 佳和
相愛大学	大久保貴子
桃山学院大学	森下 貴史

○委員会の開催日数（計5回） 場所：関西学院大学大阪梅田キャンパス

- ・第1回 2016年6月9日(木) 19:30～
- ・第2回 2016年9月6日(火) 19:00～
- ・第3回 2016年10月14日(金) 19:00～
- ・第4回 2017年2月6日(月) 19:00～
- ・第5回 2017年4月8日(土) 19:00～

全ての回で委員会後に情報交換会も実施。

○委員会での議題

- ・教員免許事務セミナーの運営について
- ・第3回課題研究会の運営について
- ・阪神教協アンケート（教職課程に関するデータベース）の質問項目について

- ・セミナー等の実施の調整・振り返り など

## ◎取り組み内容

- ①教員免許事務セミナー（計2回）
- ②第3回課題研究会
- ③教職課程に関するデータベース

詳細は次のとおり。

### ①教員免許事務セミナーについて

#### ○開催日程等

	第1回教員免許事務セミナー	第2回教員免許事務セミナー
日時	2016年9月24日(土) 14:00~17:00 情報交換会 17:30~	2017年2月25日(土) 14:00~17:00 情報交換会 17:30~
場所	西宮市大学交流センター	西宮市大学交流センター
出席者	33大学 47名	32大学 47名
テーマ	①教職課程に関して他大学に聞きたいこと ②その他	①教職課程に関して他大学に聞きたいこと ②その他
実施形態	3グループに分かれ、事前に伺った「他大学への質問テーマ」を中心に意見交換を行う。	3グループに分かれ、事前に伺った「他大学への質問テーマ」を中心に意見交換を行う。
質問内容 (一部抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再課程認定申請の準備状況</li> <li>・介護等体験の管理</li> <li>・運用・教育実習について</li> <li>・教職支援センターの状況について</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再課程認定申請について</li> <li>・教員採用試験対策について</li> <li>・教職支援センターの状況について</li> <li>・教員免許一括申請について</li> </ul> など

#### ○セミナーの反響、感想のまとめ

- ・日頃の業務で感じている疑問などが解消できよかったです。
- ・初めての参加でしたが、学内を越えて学べる機会は非常に貴重でした。
- ・本学で抱えている問題が他大学でも同様であることもわかりました。
- ・他大学の実情が聞けてよかったです。
- ・他大学の現状等をお聞きできる機会があるのは非常に心強いです。
- ・教職担当が実質一人で情報も少ないため、このような機会で大変参考になりました。
- ・教職の御担当者の皆様と話し合える機会はとても安心いたします。
- ・ちょうど他大学に伺いたいことがあり、大変参考になりました。
- ・他大学との横のつながりをこれからも作って行きたいと思います。
- ・再課程認定申請を控え、教職ご担当者様と話し合える機会を作って行きたいと思えます。
- ・他大学の状況を聞くことで本学の課題が発見できました。

- ・他大学の情報を得られ、充実したセミナーであった。
- ・大学によって対応方法が異なる事例が様々あることがわかり、勉強になりました。
- ・このセミナーで学んだ事項を業務に活かしたいと思います。
- ・他大学の教職のトラブルや対処法を知ることができたので今後の参考にさせていただきたいと思います。
- ・大変有意義な機会でありました。
- ・教員免許に関わる者が、大学・年齢・年数に関係なく情報交換できる貴重な場であると思います。
- ・自分では想定できていない課題や情報が出てくる機会なので非常に良いと思います。
- ・毎回多くの情報をいただけるので大変感謝しています。
- ・通常の業務では考えつかないアイデアに触れることができました。
- ・参加大学様の先進的な取り組みを知り、身の引き締まる思いです。
- ・初めての参加でしたが、皆様暖かく迎えていただきありがとうございました。
- ・今まで本学になかった発想、考えを聞けたので大変有意義でした。
- ・教職に関する具体的な事例を聞いて大変参考になりました。
- ・再課程認定申請の準備状況について知ることが出来たため非常に参考になりました。
- ・再課程認定申請に関する情報交換を行いたいと思います。

など

○実施アンケート評価について（計2回のセミナー 提出者85名）

①大変よかった・②よかった・③どちらともいえない・④参加しないほうがよかった  
提出者 85名中

① 65名 ② 20名 ③ 0名 ④ 0名

アンケート評価を見る限り、一定の評価と成果は得られていると考えられる。

## ②第3回課題研究会

日 時：2016年12月21日(水)

場 所：関西学院大学

テーマ：「教職課程に係る事例報告」

登壇者：

- 「平成28年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会視察報告」

多畑 寿城氏（神戸女子大学 学園サポートセンター事務部 部長兼学園教職支援センター長）

- 「課程認定申請大学からの事例報告～指摘事項を中心に～」

西 達也氏（大阪産業大学 法人本部事務局 総合企画室 企画課 課長）

谷田 信一氏（大阪産業大学 教養部 教授）

高瀬 小織氏（神戸松蔭女子学院大学 教職支援センター 課長代理）

松岡 薫氏（姫路獨協大学 教務部 実習課 課長）

### ③活動内容：教職課程に関するデータベース

平成 21 年度から実施している教職課程に関するデータベースは、加盟大学から集めたアンケート結果をまとめたもので、基本設問、3年ごとに設定する設問、臨時設問の3構成となっている。本データベースは 74 の加盟大学で共有され、また阪神教協リポートにおいても結果分析に基づいた報告がなされている。本年度のアンケート実施項目は以下のとおり。

#### 【設問（一部抜粋）】

- 教職課程履修（登録）者数・教育実習参加数
- 教育実習や介護等体験の実施にあたって生じた問題となる諸事例
- 教育職員免許状一括申請の授与件数・取得者数
- 校種別教員就職者数およびその調査方法
- 教員免許状更新講習
- 教育実習費の金額と徴収時期
- 教育実習参加条件
- 教育実習事前・事後指導の単位化の有無
- 教育実習の内諾依頼手続き・訪問指導・手土産の有無・手当の有無
- 教育実習生の就職活動に関する対応について

#### 【臨時設問】

- 「教育公務員特例法」で規定された「教員育成協議会」への参画に関して各大学で教育委員会との連携をどのようにお考えで、どのように進めるのかについて現状をご記入ください。  
(自由記載)

教職課程事務検討委員会発足初年度は上記のような取り組みを行ってきた。委員会は 2017 年度以降も継続して取り組んでいく。今後も教職課程事務の理解を深め、日常業務における問題解決や加盟大学感のネットワーク構築に少しでも貢献し、阪神教協加盟大学における教職課程に関する事務を円滑に推進するための活動を行っていききたい。

## 教職科目「道德の指導法」の実践報告

### —新聞記事を利用した話し合いの授業—

塩見剛一

(大阪産業大学)

#### 1. 「話し合いの授業」を報告の主題とする理由

2018／19年度より完全実施される「特別の教科 道德」において、「考え、議論する道德」への転換を図るとされる点が教育関係者のあいだで注目を浴びている。しかし、従前の学習指導要領や中教審答申においても話し合う道德教育や、協同的な議論の重視は述べられており<sup>1)</sup>、また「考え、議論する」ことに通じる「話し合い」は道德の時間の指導で広く用いられてきた方法でもある。そのためこの「転換」は、これまで道德の授業でなされてきた話し合い活動が、考え議論するに至らない段階にとどまっていた、との指摘といえる。文部科学省のいう「従来の道德授業は物語の登場人物の心情理解に偏りがちだった」<sup>2)</sup>との評は、この指摘の一種とも見られる。

だが一方で、授業を通じて「考え、議論する」ことを深めるためには、昨今の道德教育改革の方向性がその意図と合致しているのかという疑問がある。たとえば、「教科化」により道德教育の幅（教材開発・選択・研究可能性の幅、授業時間の使い方の幅）が狭められ、教師が教材理解の乏しいまま教え込みの授業実践をする可能性が増したり、学習の目標に各学年で触れることや学習指導要領で示された事項の完遂が目指されることで、「考え議論する余裕のない」徳目主義的な道德教育が推し進められたりするという事態も起こり得る。あるいは、「主体的・対話的で深い学び」を推進するという名目で、「とりあえず話し合っている」という、対話の形式を整えることばかりが求められれば、議論の形を成しているが、考えないまま発言している、という状態にもなりかねない。

さらに、授業担当者である小中学校教員の7割以上が道德の教科化に対して「反対」あるいは「どちらかといえば反対」という意見を有するという調査結果をとってみても<sup>3)</sup>、学校における道德教育の改革に対して批判があるのは当然である。それゆえ近年の道德教育改革の是非を問うことはきわめて重要であるが、本報告ではこの問題は一旦脇に置いて、「考え、議論する道德」という今回の改革のポイントとしてではなく、むしろ改革前よりつづく課題である「話し合い」授業実践に対する指摘として「転換」を受け止め、道德教育における話し合いの授業について考えてみたい。そしてこの点について教員養成課程での課題として考えるならば、道德教育に資する充実した話し合いの経験や、指導につながる学びの不十分さが問われる。直截的にいえば、教職科目「道德の指導法」における話し合いの授業の不備で



一度目の時計回りの受け渡しで手にした、他のメンバー作成の資料を読み、発問に対する話し合いが行われていると考え、生徒の立場で自分の考えをワークシートの「一人目」の欄に記入する。その際、中学生になりきって発言を記すのではなく、現在の自分の考えを記すように促す。「中学生の発言」との仮定によって、真剣な考察を妨げることを防ぐためであり、また実際の中学生の発話には思いもよらぬ発想や深みがある場合もあるため、精一杯考えた方が現実的という理由もある。

一人目の記入を終えると、次に新聞資料とワークシートを再び時計回りで受け渡す。先と同じく資料を読み、生徒の立場で「二人目」の欄に、二人目の生徒の発言として記入する。ここでは前の生徒の発話があったものとし、一人目の発言を踏まえた発話（同意、反論、別の視点など）として記す。同じく三人目の欄を記入、五人グループは四人目を記入して、手元に自作の新聞資料とワークシートが返ってくると、教師として話し合いのまとめの発話か、生徒の個別の発言に対する応答の言葉がけを記入する。各グループで進行具合が異なるため、早めに終了したグループはワークシート右側（次の枠内に記載）の⑧-1～⑧-3を各個人で記入し時間を調整する。

第三段階として、授業後半に「相互評価のための話し合い」をおこなう。ワークシート右側を使用する。ワークシート右側の設問は以下の枠内のおりである。

- グループ記入⑤ 学習指導要領に示された内容項目（観点）と記事の内容は合致していましたか？  
グループの人の意見を聞いて以下に記しましょう。
  
- グループ記入⑥ 記事は道徳の話合いの素材として適切でしたか？ 良かった点、改善点をグループの人から聞き取り記しましょう。
  
- グループ記入⑦ 発問は道徳の話合いの素材として適切でしたか？ 良かった点、改善点をグループの人から聞き取り記しましょう。
  
- 本人記入⑧-1 今回の記事を授業で用いるとすれば、授業時間（50分）のどのあたりで提示しますか？（導入・展開・まとめ）にあたる授業開始後（ ）分ごろ
  
- 本人⑧-2 その時間帯に提示する理由は？
  
- 本人⑧-3 今回の資料を提示する際、教師からの説話をするならばどのような話ができますか？
  
- 本人⑨ その他、今回の課題検討を通して気づいたこと、考えたことを記しましょう。

模擬演習の活動を振り返り、それぞれの新聞資料に対して、学習指導要領の内容項目との適合、記事は道徳授業の素材として適切であったか、また発問は道徳の話合いの素材として適切であったかをグループのメンバーと話し合い、メンバーの意見を新聞資料の作成者自

身のワークシート⑤～⑦に聞き書きする。相互評価を終えたのち、今回の課題検討を通して気づいたこと、考えたことを各自でワークシート⑨に記してから、グループ間で⑨を互いに発言し、特に全体でシェアすると良い意見をグループで推薦し合って、全体に向けて発表する。

授業（90分）の時間配分は、概ね以下のとおりである。

前回授業の振り返り+講義	： 15分
グループ構成・演習活動の進め方の説明	： 10分
「模擬演習」	： 20分+ 10分 （+ 5分、延長）
「相互評価のための話し合い」+気づき確認	： 20分 （+ 5分、延長）
「課題検討を通じた気づき」全体シェア	： 5分 （+ 5分、時間調整）
合計	： 80分 （延長10分まで、時間調整5分）

充分に考え、話し合うことを望むため、予定時間で一旦、活動が終わっていないグループの数を確認し、必要に応じて延長する。なかでも「模擬演習」はグループによって要する時間が大きく異なるため、20分を活動時間としておき終了時間への注意を向けて活動の活性化を図るが、活動内容からして20分以内では終了しないため、必ず10分の延長を行い、さらに5分の延長時間を設定している。

### 3. 活動のねらい

新聞記事を利用した話し合いの授業のねらいとして、以下の四点が挙げられる。

- a) 新聞記事の活用によるメリット
- b) 教材開発・研究の経験
- c) 生徒と教師、両方の立場から話し合いの授業を捉え、考察する
- d) 話し合いの経験・指導のための焦点化（模擬授業との違い）

a) 本演習での「新聞記事の活用によるメリット」には、時事的な教材で興味を抱きやすいこと、各学生の選択肢が広く、多様な記事や発問が用意されるため重複が生じにくく、他の学生の作成課題から新たな知見が得やすいこと、文章量が多すぎず、まとまりがあるため授業の限られた時間で使用しやすく、新聞記事はある程度の質の均質性や情報の確実性が期待できることなどがある。

また、近年ではインターネット上に教師が作成した指導案例や道徳の補助教材の指導資料が公開されているため、既存のテキストを用いた指導案作成の課題では、ネットのコピー＆ペーストや、指導資料によりかかった指導案を学生が提出する恐れもある<sup>5)</sup>。情報モラルにかかわる問題であり、教員を目指す学生自身のモラルが問われる事柄として、「道徳の指導法」において取り組むべき課題といえるが、模擬授業などの演習を実施したその場で指導案の盗用や剽窃を検出することは困難であり、また演習前や提出後にチェックを施しても、見逃す

懸念は残る。そしてなによりも学生にとって意義ある学びとならないためマイナスである。その点、直近の新聞記事であれば参考にできる素材が少ないため、学生が自力で課題に取り組む効果が期待される。

b) 「教材開発・研究の経験」として、本演習では読み物資料となる記事を探し、発問を考える取り組みから話し合いの実践を経て、資料や発問、学習内容の適切さを振り返ることで、その一端に触れることができる。道徳授業ではこれまでも副教材や補助教材が用いられ、自作の教材がなくても授業実施は可能であったが、今後、教科化により教科書が導入されると、ますます教師が独自の教材開発をする機会が減少する懸念もある。だが、教材として用い得る素材を求めてアンテナを張り、活用法を検討するという積極的な教育へのかかわりは、教師の力量を伸ばすための基本的な態度であろう。さらに言えば、学習者の教育活動へのかかわりに主体性を求めるのであれば、みずからが率先して専門性を磨き、教材開発・研究に主体的にかかわることは当然である。

c) 本演習では「生徒と教師、両方の立場から話し合いの授業を捉え、考察する」ことになる。お互いに自分の用意した課題を他者が体験したうえで批評を受けるため、グループ活動への参加度・関心が高まり、かつすべてのメンバーが同一授業内で批評をするだけでなく批評を受ける立場ともなるため、一方的な批判でなく互恵的な教育関係・学習関係が生まれやすい。また、教師と生徒の両方の立場を交換しながら同一形式の課題を互いに批評し合うので、他者の準備した話し合いの課題を生徒の立場になって経験することで、自分の準備した課題を振り返るときに、教師としての視点のみならず、話し合いの主体である生徒の側の視点を伴った反省ができることを期待している。

d) 「話し合いの経験・指導のための焦点化」が図られる。「話し合い」の指導を学生が経験する方法としては模擬授業が考えられるが、模擬授業では細々とした技術的側面をはじめとして、さまざまな指導・指摘の着眼点があり、「話し合い」に焦点化し、その成否を議論することはなされにくい。そして、模擬授業の担当者は受講者数全体のうちの一部に限られるため、評価される経験を得られない学生が多数に上る。それに対し、本演習ではすべての学生が話し合いの指導に参加できる。また、模擬授業では話し合いの過程は、完全には記録されずに流れ去りかねず、学生の相互評価も印象に左右される懸念もある。それに対し、話し合いをワークシート上で模擬的に行うことで、議論の過程は保存され、資料や発問が話し合いを有効に誘発するものであったかを検討できる。また実際の話し合いの経験は、グループでの相互評価で実践できる。

#### 4. 授業実施上の課題

この授業は「話し合い」を志向してはいるものの、決して成功例ではなく、多くの不備や悩みが存在している。ここではそのうち特に目につく四点を見てみたい。

- a) 話し合いと異なる「模擬的体験」
- b) 話し合い「指導」の学習の困難さ

c) 一回限りの「話し合い」

d) 課題忘れ

a) 「話し合いと異なる『模擬的体験』」であることは、演習授業前半の「模擬演習」の限界である。小・中学校の道徳授業において「話し合い」の主な活動となる、読み物資料にもとづき教師の発問にはじまる対話を踏まえてはいるが、実際の話し合いとは大きく異なる。通常の話し合いの授業では、生徒の挙手や自由な発話、あるいは教師の指名によって対話が進められるが、生徒は発言をするタイミングを図り、前の発話者やその言葉との関係を考えながら、つぶやきや隣近所でのおしゃべり（Gerete）も含む発言をおこなっている。それに対して、模擬演習では文字により書きとどめられたやり取りであり、教師役となる学生はすべての「対話」が終わってから振り返ることとなる。そこでは言葉だけに止まらない幅広い情報から場の状況を俯瞰する洞察、臨機応変さや待つことといった時間の有効な用いかた、同時多発的に生じるうえ時間とともに流れ去る複数の言葉や身体反応を逃さない集中力を要求されることはない。以上の点を鑑みれば、学生はこの模擬演習によって「話し合い」授業で教師に要求される指導力を経験的に磨くことは困難であり、準備物が話し合いの素材として妥当であるかを考える機会となる段階で止まっている。

b) それでは演習授業後半の「相互評価のための話し合い」が上述の洞察、臨機応変な対応などを磨くことにつながるかといえば、こちらもまた教師という立場よりも、教師（課題作成者）が批評される「話し合い」への参加であるため、話し合いを指導する教師とは立場が異なっており、難しい。よって「話し合い『指導』の学習の困難さ」がある。さらに根深い問題として、教師が話し合いを指導することへの反対意見も考慮に入れておかなければならない。話し合い、すなわち対話の理想的な指導者、指導方法として、ソクラテスおよびその助産術が思い浮かべられるが、教育学において高く評価されるソクラテスの教育方法に対する鋭い批判も存在し<sup>6)</sup>、その批判は教師がおこなう話し合いの指導に対する異論ともなる。

ジャック・ランシエールは、「一見普遍的教育に非常に近いようにみえるソクラテス式問答法が、最も恐るべき愚鈍化を体現しているのである。生徒を彼自身の知へと導くと主張するソクラテス式問答法の質問は、実は馬術教師の手法である。」<sup>7)</sup>と述べている。そしてソクラテスが対話相手を巧みに導き、一見自分で考えているように見せていながら、自分一人では見ることでできなかった新たな知見にたどり着けたことを相手が知り、驚き、振り返るとソクラテスという案内者がいたことに気づき、驚きが感嘆に変わる、という仕掛けになっていると指摘する。そう考えると、話し合い（対話）を巧みに指導し場をコントロールする教師がかえって愚鈍化を学生にもたらすことになり、話し合いの指導力を磨く教職課程の構築を目指すことにも不安が生じる。一方、「相互評価」では教師役がもっとも批判に曝されるため、教師を上位、生徒を下位とするような知性の優劣には立たないので、知性の平等に近づくことが期待できる。ただし、あくまで教師役・生徒役は同じ学生であるため、元々が平等であるともいえ、この期待は過大であるかもしれない。果たしてランシエールのいう愚鈍化をもたらさないで、教師が話し合いに如何にかかわることができるか、またそのかわりかたを教員養成課程で如何に学び得るか／教え得るかは、極めて困難な問いである。

この問いに対し、主体化の問いに向き合っている教育の、成果を保証しない基本的な弱さを承認するという、ガート・ビースタの「中断の教育学」を参考にしたい。ビースタが中断の教育学を提唱し、その弱さの中に逆に実存的な強さを認めるのは、「独自性が世界に表れるための空間が開くかもしれないのは、人間の主体性がなんらかの方法で教育的に生み出されうるといふ理念を我々が諦めたときだけだからである。」<sup>8)</sup> 愚鈍化をもたらさない教師の話し合いへのかかわりかたを学ぶ／教えるための方法はないとしても、学生の独自性が現れる機会を潰さないよう意を尽くすなかに、可能性が開かれているということではなかろうか。

c) 「一回限りの『話し合い』」という点も課題である。「道徳の指導法」では4人グループやショルダーパートナー形式の「話し合い」を今回の演習以外でも導入しているが、これらは教員が用意した発問に学生が参加するものである。そのため受け身となり、学生自身が話し合いの指導者という視点に立って話し合いの資料や発問を吟味するとは考えにくく、また報告者の観察では、積極的に話し合っているとはいえないグループもあるのが実情である。それに比べると本報告の演習では、充実しているかはともあれ、多くの学生が積極的に話し合っていると報告者は感じている<sup>9)</sup>。

ところで、「道徳の指導法」では第一回目の講義時に、学生に小中学校での「道徳の時間」の経験を尋ねるコメントシートを配布している。その記入によって、自分自身の授業経験にもとづく記憶やイメージを呼び覚まし、講義内容とのすり合わせを求めているのだが、受講者のなかに（特に中学校の）道徳の時間について全く覚えていない学生が毎年少なからず存在する。完全実施でなかった可能性はあるが、3年間、各年35回程度の道徳の授業を覚えていないとすれば、小学校の授業30回分に相当する半年間の「道徳の指導法」のうち、たかだか授業2回分の時間（90分）にすぎない、このような一度きりの演習でなにかを学生に教え得た、と考えるのは傲慢であろう。

d) 「課題忘れ」によるグループ活動への支障も問題である。後期の第13回目の演習授業は、冬期休暇直後という時期の関係によって、新聞記事を精読する余裕が学生に生まれやすいというメリットがあると考えているが、デメリットとして授業間隔が開き、課題の持参を忘れる学生が必ず出る。代替の資料を用意しているが、その場で「事前学習」の課題に取り組むため、課題を忘れた学生のいるグループの活動は遅れがちで、ワークシートの全項目が終わらない状態が生じやすい。

以上のように、授業は思惑通りに運んでいるわけではなく、報告者は今回の事例をはじめ、話し合いを推進するための授業に関して課題や困難さを感じ、模索を続けているのが現状である。

## 註

- 1) 文部科学省編『中学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年9月）』日本文教出版、101頁には「4 表現し考えを深める指導の工夫」として、「協同的に議論」「自分の考えを基に表現する機会の充実」との記載が見られる。そして、同100頁には「道徳の時間の学習では、中心的な資料が生かされ、生徒の体験や資料に対する感じ方や考え方を交えながら話し合いを

深めることが学習活動の中心となることが多い。」との認識も示されている。(傍点は引用者による付記)

- 2) 朝日新聞 2016 年 3 月 4 日、朝刊 33 面。
- 3) 同上記事に次のように記載。「国の政策への賛否を全国の公立小中学校の教員を対象に調べ、5373 人から回答を得た。道徳の教科化に『反対』『どちらかといえば反対』と答えたのは小 79%、中 76%、高 56%だった。」
- 4) 本務校の大阪産業大学で 6 クラス、他大学で 2 クラス実施。
- 5) 文部科学省ホームページ掲載の「『私たちの道徳』活用のための指導資料(中学校)」([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/doutoku/detail/1353662.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/detail/1353662.htm)) や、「愛知県教育委員会道徳教育総合推進サイト『モラル Box』中学校『道徳の時間』指導案」(<http://www2.schoolweb.ne.jp/swas/index.php?id=2340010&frame=junior>)などを例として挙げるができる。(情報確認日:2018年3月21日)
- 6) 以下に続く議論は、次の既刊の報告書での研究および考察内容を踏まえている。塩見剛一・堀祥子(代表)・命婦恭子「教員養成校における創造的思索の構築のための教育カリキュラムの検討—芸術・哲学・心理の観点から—(中間報告)」『総合科学研究』第8号、名古屋女子大学総合科学研究所、2014年5月、76頁。
- 7) J. Rancière *Le maître ignorant*, p.101. (J.ランシエール『無知な教師—知性の解放について』、89頁。一部、同邦訳を改変。)
- 8) G. Biesta *Good Education in an Age of Measurement*, p.91. (G.ビースタ『よい教育とはなにか—倫理・政治・民主主義』、134頁。一部、同翻訳を改変。)
- 9) 他の授業内での話し合いでは見られない、終業チャイム後に話し合いを続けるグループが見られた点などから。

## 引用・参考文献

文部科学省編『中学校学習指導要領解説 道徳編(平成20年9月)』日本文教出版。

J. Rancière *Le maître ignorant*, Librairie Arthème Fayard, 1987. (J.ランシエール『無知な教師—知性の解放について』梶田裕・堀容子訳、法政大学出版、2011年。)

G. Biesta *Good Education in an Age of Measurement - Ethics, Politics, Democracy*, Routledge, 2016. (G.ビースタ『よい教育とはなにか—倫理・政治・民主主義』藤井啓之・玉木博章訳、白澤社、2016年。)

(本稿は『教師教育研究』31号に掲載された報告書をもとに、加筆修正したものである。)

## 特別支援教育の理念をより深めた教師教育の在り方

教員免許法の改正と学習指導要領の改訂  
— 道徳・特別支援・生徒指導をめぐって —

健康心理学科 須田正信  
(大阪人間科学大学)

### 1. インクルーシブ教育システムの推進

#### (1) 特殊教育から特別支援教育への転換の意義

特別支援教育の推進については、文部科学省の「特別支援教育の推進について（通知19文科初第125号平成19年4月1日）」により、特別支援教育の理念及び校長の責務等を含めた校内体制の整備やその実施に向けた指示がなされた。このことは、平成18年の学校教育法の一部改正による特殊教育から特別支援教育の法改正の実施によって、従来からの特殊教育の対象とされていた障害種（盲・聾・知的・肢体・病弱）の分野から、通常教育に在籍するLD等の発達障害を含めた大きな教育改革における障害のある子どもの支援のあり方が示されたパラダイム転換でもあった。

通常の学級に在籍するLD等の発達障害のある子どもについては、従来から指摘されていたが正確な統計は示されていなかった。文部科学省はこの分野において、2002年に初めて抽出調査研究（5地域41579人）を実施した結果、小・中学校の通常学級の1クラスに約6.3%のLD等の発達障害のある児童生徒の在籍状況を報告した。この数字は学校現場に大きなショッキングなこととして受け取られた。更に、10年後の2012年の全国調査（小・中学校抽出、東北大震災被災4県を除く44地域52272人）結果により、1クラスに約6.5%の在籍が報告された。これは文部科学省が2002年に初めて調査した後の結果推移から大きく変動はなかったが、改めてその数字から発達障害の実態が浮き彫りになったのである。

一方において、学齢期の子どもの減少傾向が顕著な中（平成19年度学齢期の児童生徒数1079万人から平成28年度学齢期の児童生徒数

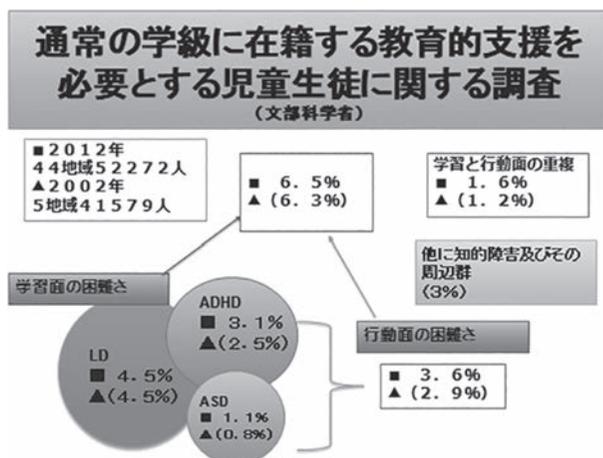


図1 文部科学省の公開データを基に作成

表1 特別支援教育（義務教育段階）対象の児童生徒

\*（文部科学省統計資料を基に作成）

		平成19年5月統計	平成27年5月統計
義務教育段階の全児童生徒数		1079万人	999万人
特別支援学校	視覚・聴覚・知的・肢体不自由・身体虚弱の5障害	約6万0千人 (0.56%)	約7万1千人 (0.71%)
小学校・中学校	特別支援学級に在籍する7障害	約12万4千人 (1.15%)	約21万8千人 (2.18%)
通常の学級「通級による指導」	学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）を含む9障害	約4万5千人 (0.42%)	約9万8千人 (0.98%)
発達障害	LD・ADHD・高機能自閉症等の可能性のある児童生徒	6.3%程度の在籍 約68万人	6.5%程度の在籍

\*「通常の学級に在籍する発達障害の数値は文部科学省が学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。」と注釈されている。

999万人）、同調査から10年を経過しての特別支援教育を受ける子どもの増加傾向がみられたことである。平成19年度当時は、特別支援学校在籍数は約6万人（0.56%）、小中学校特別支援学級に在籍数は約12万4千人（1.15%）、通常の学級に在籍する通級による指導数は約4万5千人（0.42%）とLD等を含めた発達障害者は約68万人（6.3%）であった。その後、平成28年度統計によると義務教育段階の全児童生徒数は999万人で約80万人の減少となる中、特別支援学校在籍数は約7万1千人（0.71%）、小中学校特別支援学級数は21万8千人（2.18%）、通常の学級に在籍する通級指導数は約9万8千人（0.98%）とLD等を含めた発達障害者数は6.5%である。その間の推移を比較すると全体で約23万人（2.13%）から38万7千人（3.88%）と約15万7千人（1.75%）の増加を示している。

国（文部科学省）が、調査協力者会議からの提言や中教審の答申を踏まえた法改正によって、従来の特殊教育の枠組みから発達障害者を含めた特別支援教育へとシフトしたことは、長く障害のある子どもと障害のない子どもを分けて教育していた「分離教育」から「共に学ぶ教育」とした新たなインクルーシブ教育の理念への移行を図ることとして評価されるものである。しかしながら、特別支援教育を担う教員の専門性については、大学の教員養成段階と共に現職の教員の専門性向上が今後の大きな課題となっているのである。

## （2）共生社会とインクルーシブ教育システム

国連においては「障害者の権利に関する条約（以下、権利条約という）」が2006年に採択された後、その「権利条約第24条」に示された教育の項で、インクルーシブ教育システムの実現が示された。インクルーシブ教育システムは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、従来の障害種の教育の枠組みから「人間の多様性の尊重強化、障害者の能

力の最大限の発達等を目指した共に学ぶ仕組み」を志向した。そのことによって確保すべき事項として、「教育制度一般から排除されないこと、個人に必要な合理的配慮の提供等」が求められたのである。

わが国においては、2015年に国連で第141番目となる同条約の批准を国連事務局に寄託した。そのことにより国内法令の整備と共に、障害者を巡っての様々な障壁の撤廃や障害者個々に対する「合理的配慮」が求められることになった。平成25年6月には「障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律」が交付され、8月には「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が公布された。このことは、従来から障害のある子どもの就学先決定に際しては学校教育法施行令22条の3の規程により、障害程度によって学校選択が規定されていた。保護者や障害のある当事者の意向やニーズは半ば反映されない規程であったことから、今回この就学の仕組みを改訂したものである。その際、本人・保護者の意見を尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終決定するための手続きの流れを示した。従来の「就学指導委員会」から総合的判断を行う「(仮称)教育支援委員会」とすることが望ましいとした。

教育においては、基礎的環境整備と共に、一人ひとりに対する合理的配慮とユニバーサルデザインを志向した取り組みが求められると言える。「合理的配慮」においては、平成28年4月1日から障害者差別解消法施行に伴って代表的な合理的配慮の例示を文部科学省から示されている。一例としては、「聴覚過敏の児童生徒のために机・いすの脚に緩衝材をつけて雑音を軽減する」「視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物の情報量を減らす」「支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する」「意思疎通のために絵や写真カード、ICT機器(タブレット端末等)を活用する」「入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する」等である。

## 2. 教員養成段階から全ての教員に特別支援教育の理念を踏まえた取組

### (1) 中教審答申と教員養成の在り方

平成27年12月に中教審は「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」を答申した。そこでは、教員改革の資質向上において、各段階「①養成段階、②採用段階、③現職研修改革」におけるあり方を示した。特に教員養成課程のある大学におけるインターンシップの導入や新たな課題の一つとした「特別支援教育」について、全ての教員免許取得者への科目履修を課したことである。このことは、文部科学省の平成16年12月における「特殊教育免許の総合化に関するWG」においても議論となっていたことである。

今回の中教審の答申での骨格は、教員改革(資質向上)とした養成・採用・研修を通じた不断の資質向上を示している。

①養成段階の改革として、新たな課題(英語、道徳、ICT、特別支援教育)やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善等に対応した教員養成への転換、学校インターンシッ

プの導入（教職課程への位置付け）、教職課程の質の保証・向上の仕組み（教職課程を統括する組織の設置、教職課程の評価の推進など）の促進、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の統合等。

- ②採用段階の改革として、円滑な入植のための取組（教師塾等の普及）、採用試験の共同作成に関する検討、特別免許状の活用等による多様な人材の確保等。
- ③現職研修の改革として、継続的な研修の推進、初任研改革、十年研改革、管理職研修改革等。

このように養成・採用・研修を通して教員の資質向上について新たな課題に対応できる事も含めて取り組む内容を示した。

## (2) 学習指導要領の改訂と特別支援教育

平成 28 年 12 月に中教審は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を答申し、その中に「教育課程全体を通じてインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育」が掲げられた。特別支援教育に関する教育課程の枠組みを、全ての教職員が理解できるよう、小・中・高等学校の各学習指導要領の総則において示された事は重要である。また、通常の学級における発達障害を含む子どもの教育的ニーズに応じた指導や支援が各教科等において実施されることが求められたこと等、通級による指導や特別支援学級に在籍する児童生徒への「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成の明示、障害者理解や交流及び共同学習等の取り組みの促進による今後のインクルーシブ教育を推し進める際に重要な視点となる「心のバリアフリー」の推進についても言及したことである。まさに、全ての学校において特別支援教育を行うものとする方向性を示したことになる。

## 3. 特別支援学校教員免許状の保有率と今後の教員養成に向けた課題

### (1) 特別支援学校免許状の保有状況と教員免許法附則第 16 項等の関連から

特別支援教育を推進するためには、特別支援教育担当教員等の専門性を確保する必要がある。専門性を確保するための方策としていくつか考えられるが、まず必要となる該当免許状の保有率の向上が欠かせない。特別支援学校免許状の場合、障害種別の領域に共通する専門性や教育領域ごとの専門性が求められることから、「視覚障害」、「聴覚障害」、「知的・肢体不自由・病弱」の分野に分けての免許状がある。教員になるには教員免許状が必要なことは言うまでもないが、教員免許法附則第 16 項の「但し書き」には、「当分の間、特別支援学校の教員免許を所有しなくとも可能」とある。この条文は長く改訂をされることなく続いてきたのであるが、今後撤廃の方向性を示唆したことから免許状取得に係る課題が浮上してきたのである。なぜなら、特別支援学校免許状を保有することなく普通免許状のみで障害のある児童生徒の教育指導に携わっている教員の免許状保有を促進するための処遇の在り方が浮上してきたからである。図 2 にあるように、平成 27 年度の特別支援学校教員の免許保有率は

74.3%であり、新規採用者で67.7%となっている。また、国が示す全国平均ライン（図3参照）を下回っている特別支援学校教員免許の保有率が低い都道府県においては今後の対策として、免許保有のための認定講習や通信大学などの手立てが求められている。

本来、障害のある子どもへの教育指導における専門性を確保するためには、その分野の教員免許状を保有する事は当然の認識であるが、この附則第16項による但し書きにより、そのことは反故にされてきたことも歴史的な事実である。今後は、この附則第16項の撤廃により特別支援教育を担う教員免許取得による一定の専門性促進を期待するものである。

## (2) 大学等の養成段階における課題

平成17年4月22日の中教審教員養成部会では、現在の「特別支援学校教員免許」に移行する段階の議論がなされた。そこでは、『「特別支援学校教諭免許状（仮称）」が、全ての障害種別に関する基本的事項をおさえるものとする、大学においても全ての障害種別に関する科目を開設する体制を整える必要があるが、これは現実的に困難が予想されることから、工夫が必要である。具体的には、「特別支援学校（仮称）」教員の養成課程としては、より多くの大学で養成課程を設けられるように、他大学との連携や、都道府県教育委員会との連携などを含めた以下のような大学等における教育体制の整備が必要である。』とした。この時期の段階ですでに多くの大学における養成課程での特別支援教育を担う教員の養成を念頭に置いて指定大学や教育委員会との連携を示唆したことである。このような経緯の中、平成27年12月21日の中央教育審議会答申からの「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」においては、教員養成に関する改革の具体的な方向性を示し、「教職課程の教科に関する科目」と「教職に関する科目」の科目区分を撤廃し、新たな教育課題に対応で

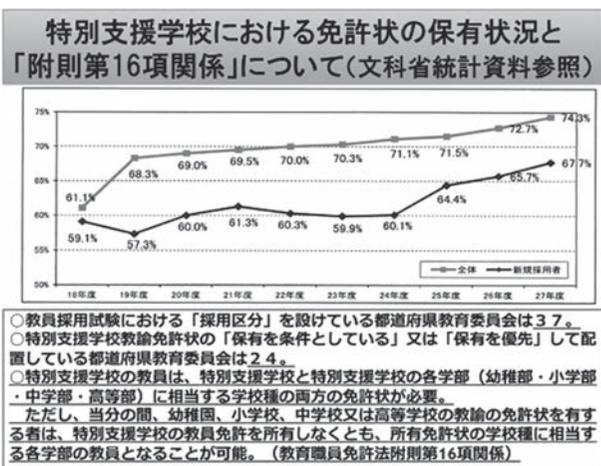


図2 特別支援学校教員の免許保有率の推移  
(文部科学省統計資料より)

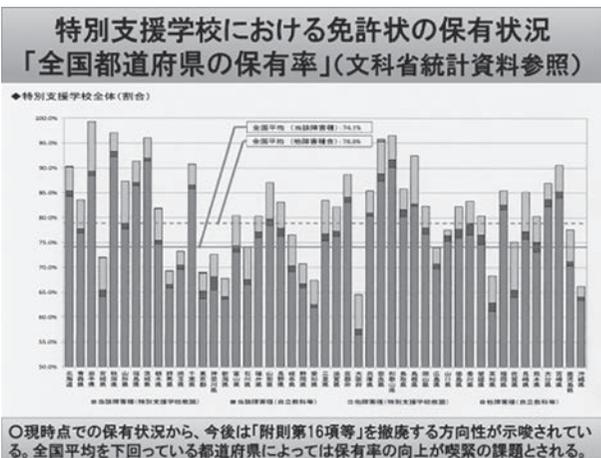


図3 全国都道府県別特別支援学校教員の免許保有  
(文部科学省統計資料)

きるように見直しを図った。その具体策として教職に関する科目分野の教育の基礎的理解に関する科目で「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を一単位以上習得する旨の改革を示したことは大きな意義のあることと評価できる。

### (3) インターンシップや教育実習の取組から

中教審（平成 27 年 12 月 21 日）答申では、教員養成に関する改革の具体的方向性として、学校インターンシップの実施があげられる。教職課程に義務化はしないものの教育実習の一部に充てることも可能とした。

教職を目指す学生にとって障害のある児童生徒の理解やその指導経験がないまま学校教育現場に出向いても失敗や挫折体験をすることが多いのではないかと推察する。特別支援教育に対するより広い見聞と認識を身に付けさせるため、大学内で授業を展開するだけでなく、実態を踏まえた教員養成を行う観点から、大学における教育実習事前指導はもとより選択科目や課外における諸活動を通じ、複数の障害種別に対応できる能力を高めるための実践の機会を確保することが重要な課題となる。その為には、インターンシップ及びボランティア体験などを通じて障害のある児童生徒等と実際に触れあい、観察する機会や、障害のある児童生徒等が卒業後勤務する職場を見学する機会等を提供することが期待される。

本学教職課程における実践例として、教職課程を履修している学生には早期からの障害のある人へのボランティア体験や特別支援学校及び小学校、近隣の教育センターに「学生支援員登録」を行い、教育実習までには何らかの経験を積み重ねることにしている。また、特別支援学校の教育実習までには、実習先の学校ごとに学生が期間を定めてボランティアとして入るなどの工夫をしている。昨今は地域の小学校の特別支援学級からのニーズとして、入籍している児童や通常学級に在籍している発達障害等の子どもへの学生支援員の期待があり、教職課程を履修している学生には順次、その支援を展開している。このような活動を経ることによって学生には学校の様子や児童生徒の障害理解、授業の工夫などを先遣として学び、以降の指導案作成や授業の工夫に生かしていると言える。

### 参考文献

- 1) 文部科学省（2015）：「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学びあい、高め合う教員育成のコミュニティの構築に向けて～」，中央教育議会答申（平成 27 年 12 月 21 日）
- 2) 幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第 197 号）平成 28 年 12 月 21 日中央教育審議会
- 3) 中央教育審議会教員養成部会（第 31 回）両 WG の審議状況報告，「今後の教員養成・免許制度の在り方について」文部科学省 HP，平成 17 年 4 月 22 日

## 生徒・進路指導に関する教職科目の実践例

川 口 厚  
(桃山学院大学)

### 1. はじめに

平成27年12月に中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことの必要性が提言された。この提言を受けて、平成29年3月に文部科学省の教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会により、教職課程コアカリキュラム案（以下、コアカリキュラム）が示された。

そして、現行の「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の「生徒指導の理論及び方法」は、新たに「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目」の修得事項として分類された。「生徒指導の理論及び方法」のコアカリキュラムでは、全体目標として、生徒指導が学習指導と並ぶ重要な教育活動であること、他の教員及び関係機関と連携しながら組織的に生徒指導を進めていくために必要な知識や素養を身に付けることの必要性が示されている。また、全体目標の下位目標として一般目標と到達目標が設定され、学生が修得すべき資質能力を体系的に示している。

コアカリキュラムの内容に基づき、教職課程において今後どのような授業を行うことが求められるのか。阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会では、教職課程の再課程認定の申請に向け、シラバスの修正や授業スタイルの刷新などの検討が各大学で進められていることを踏まえ、平成29年5月17日に「教育免許法の改正と学習指導要領の改訂―道徳・特別支援・生徒指導をめぐって―」をテーマに第1回課題研究会が行われた。そこで筆者は、本学で開講している「生徒・進路指導論」についての実践報告を行った。続いて平成29年5月21日に、全国私立大学教職課程協会第37回研究大会第9分科会においても上述の内容に修正を加えて実践報告を行った。本稿は、これらの実践報告の内容に加筆修正したものである。

### 2. 授業実践の背景

本学では、経済学部、社会学部、経営学部、国際教養学部、法学部の学生が教職課程を履修する。1年次には、150名程度の学生が教職課程の履修登録を行い、その中から40名程度

が教員免許を取得する。「生徒・進路指導論」は、教育実習の前提条件となる科目として2年次以降の学生を対象に開講されている。そして、多くの学生は、4年次に中学校や高等学校等で行われる実地実習に取り組み、授業や学級活動、部活動など様々な教育活動を通して生徒と接する。それゆえに、学生が、具体的な事例を通して生徒理解のあり方や問題行動を起こした生徒への指導法等について理解を深める必要があると考える。

ところで、筆者は、公立中学校教諭と教育委員会指導主事の経験がある。近年は、教師の大量退職とそれに伴う大量採用の影響で、大学を卒業した新任教師が学級担任となることや、20歳代から30歳代前半の教師が生徒指導主事や学年主任となることが多く見られた。また、大学や大学院を卒業したばかりの初任者が、4月当初から始まる学級活動や教科指導において、生徒との信頼関係の構築や授業規律の確立に不安を抱えている様子を見てきた。

加えて、教師の抱える生徒指導上の課題は、多様化・複雑化している。不登校やいじめ、虐待に関する事案は、児童生徒の発達上の課題や家庭環境の影響によるものなど、学校だけで解決することが困難なケースがあるため、専門家や関係機関と連携し組織的に対応することが求められている。そのために、学生が、機能としての生徒指導について理論と実践を往還する授業を通して、学校現場が抱える諸課題に対応する力や実践的な指導力を身に付けることが大切である。

一方、学校の仕事の多くは、教師が職員会議や学年会、校務分掌上の諸会合で検討したことを基に展開される。また、生徒の問題行動が発生した場合、事実確認を行い、教師の共通理解に基づいた組織的な対応が求められる。特に、初任者や経験の少ない教師は、管理職や生徒指導主事、先輩教師等への報告・連絡・相談を行い慎重に職務を遂行することが大切である。そのために、学生が、グループ活動を通して主体的・能動的に課題に取り組むことや、課題に対して一人で抱え込むことなく質問や相談をし合って取り組むことが大切であると考ええる。

上述した教育現場の現状と教師に求められる資質能力を踏まえ、筆者は、グループ活動とロールプレイを取り入れた授業を実施した。ロールプレイはモレノが考えたサイコドラマの心理劇から発展したものである。教育現場で想定される状況を設定し、その場面における役割を演じることで、生徒理解が深まり、生徒指導の実践力の向上に資すると考える。

### 3. 授業実践

#### (1) 事前学習

2016年度秋学期に実施した全15回の授業の構成は、前半に主として生徒指導理論についての理解を深め、後半に主として事例検討に取り組む内容となっている。本授業は、第10回目（授業1）と第11回目（授業2）に実施した。大まかな授業の流れは表1の通りである。本稿で取り扱った頭髪指導に関する事例以外に、不登校、いじめ、虐待についての事例検討を行っている。なお、本授業の内容は、「生徒指導の理論及び方法」のコアカリキュラム、「(3) 個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導」に対応している。

表1 授業の流れ

	内容	形式
授業1 (第10回目)	事例検討 ロールプレイ原稿作成	個人⇒グループ
授業2 (第11回目)	ロールプレイ原稿完成 ロールプレイ実施	グループ

授業1の前半は、ロールプレイの事前学習として事例検討を行った。まず、学生に事例を提示し校種を選ばせる(表2)。次に、生徒の見立てや対応について個人で検討させた。まず、3分程度で事例を読ませてから質問の回答を考えさせる。質問1のねらいは、生徒Aの気になる点について考えることを通して、生徒の問題行動の背景や生徒の心情について検討させることである。質問2のねらいは、生徒Aに対する学級担任としての対応について考えることを通して、問題行動発生時の初期対応としての個別指導のあり方について検討させることである。

2016年度春学期の授業では、学生が、個人で事例検討に取り組む時間を設けていなかった。しかし、この方法では、グループの他の学生を当てにして積極的に課題に取り組まない学生や、討議で自分の意見を主張できない学生が散見されたため改善を加えた。

表2 事例と質問

<p><b>【事例】</b> (中学校1年・高等学校1年)</p> <p>生徒Aは、テニス部に所属し、学級では英語係と美化委員に立候補する等、学校教育活動にも意欲的に取り組んでいる様子であった。しかし、テニス部内の友達や先輩との人間関係上のトラブルが原因で、6月以降は部活動を休みがちになっていた。一方で生徒Aは、部活動に所属していない非行傾向にある生徒達と急速に関係を深めるようになり授業の遅刻や早退が目立つようになっていた。生徒Aと学級担任Yとの関係はそれほど悪くはないが、授業中の学習態度や学校生活上の問題行動等について厳しい指導をすると、ときおり反抗的な態度を示すことがあった。</p> <p>7月のある日、生徒Aは茶髪に染めて登校してきた。校則では、頭髪を染めることが禁止されている。学級担任Yは、1時間目が空き時間であったため、生徒Aと相談室で面談することとした。</p> <p>(質問1) 生徒Aについて、生徒指導上の気になる点を可能な限り指摘して下さい。</p> <p>(質問2) 生徒Aに対して、学級担任としてどのように関わりますか。</p>
--

授業1の後半は、グループ活動に取り組んだ。学生は、事例検討で選択した校種ごとに4名から5名のグループを作る。次に係決めを行う。係の種類は、司会係(グループ活動の司会進行)、時間管理係(グループ活動のタイムキーパー)、記録係(討議内容の記録と資料の

管理)、発表係(全体の場で討議内容の発表)、質問係(討議や全体の場での質問)である。学生が役割を担うことで、グループ活動に主体的・能動的に取り組むことがねらいである。4名グループの場合は、1人が2役を兼ねることとした。

グループ活動の前半は、事例検討を行った。討議では、グループのすべての学生が必ず自分の意見を発表する。まず、個人で考えた質問1と質問2の内容を発表し、お互いの意見交換を行う。また、討議が順調に進まない場合は、質問係が発表者に質問することで討議を促すようにした。そして、グループ活動の後半は、事例検討の内容を踏まえてロールプレイの原稿作成に取り組んだ。本授業で取り扱った事例では、生徒Aと学級担任が相談室で面談を行う設定となっている。各グループは、相談室で、生徒Aと学級担任のどちらから話を切り出すのか、どのような会話のやりとりを通してロールプレイが展開されるのかについて、事例に示された生徒の様子や教師の対応から想像力を働かせて検討する。

一方、学校で個別指導が行われる場合、他の生徒の目には触れない別室で行われることが多く、指導の場に立ち会った者以外は、実際の指導内容を知ることができない。また、学生は、育った地域や学校環境、学校経験等が異なる。学生の中には、中学時代や高校時代に個別指導を受けた経験がない者もいる。そのため、学生が、お互いのものの見方や考え方を共有して合意形成を図り、ロールプレイの原稿作成に取り組む過程を通して、生徒理解や生徒指導の実践力に関する新たな知見を取り入れる機会になると考える。

以下に、事前学習についての学生の感想を数点紹介する。これらから、学生が筆者のねらいや思いを理解し授業に取り組んでいたことがうかがわれる。なお、学生の感想には、筆者が一部修正を加えている。

- 人の話を聞いて自分の思いも伝えていくことは簡単なようで難しく、大変だということを知った。まとまりがつかなくて大変だし、苦戦はしているが、自分以外の人の考え方を考える良い機会だった。
- ロールプレイのセリフを考える時に、生徒のことを考えて話を作らなければならないので意外と難しかった。
- 今回のグループワークでは、教師がどのようにして生徒Aの話聞き出すかを考えるのが難しかったです。
- 大学生になった今、高校生の気持ちを考えるのはとても難しくてすごく悩んだけど、実際に教員になった時に、生徒の気持ちを考えてわかってあげるとはとても大切なので、すごく良い経験になりました。
- 班のメンバーも今までそれほど反抗的な態度をとったことがない人ばかりだったので、生徒にどんな言葉をかけどのように接したらよいのかなど考えるのが難しかった。
- 今回の事例では、生徒Aは、根はすごく真面目だと思いセリフを考えました。茶髪の指導だけではなく、部活へ行かなくなったトラブルを解決する相談に乗ることを重視しました。

## (2) ロールプレイの実施

授業2の後半でロールプレイを実施した。ロールプレイの教師役と生徒役は、事例検討とロールプレイ原稿の作成を行ったそれぞれのグループの中から1名ずつ選ぶ。そして、各グ

ループで練習を行ってからロールプレイの本番を始める。終了後は、教師役と生徒役のそれぞれにロールプレイの感想を全体の場で述べさせる。お互いがどのような心境でロールプレイを行っていたのかについて全体で共有することで、学生が生徒理解のあり方と生徒指導の実践力についての示唆を得る機会とした。次に、発表係が、ロールプレイ原稿の作成中にグループで討議した内容や苦労した点等について発表する。そして、最後に、質疑応答を行う。

以下に、ロールプレイ実施後の学生の感想を数点紹介する。これらから、学生が筆者のねらいや思いを理解し授業に取り組んでいたことがうかがわれる。なお、学生の感想には、筆者が一部修正を加えている。

- 頭髪指導は受けたことがないので髪の毛を染めてくる生徒の立場になって考えるのは非常に難しかった。
- ロールプレイを実際に皆がやっているのを見て、「こういう考え方もあるんだ」「こっちの対応の方が生徒が心を開いてくれそう」とか、考えることができた。
- 実際に教育現場で今日の授業のようなケースが起こってもいきなり対応できないと思うので疑似体験できてよかった。
- ロールプレイの内容や会話を設定していくうちに、いつのまにか生徒目線で考えていたり、教員目線で考えていた。
- テーマは同じであるのに、班によって生徒の心の開き具合や先生の最初の一言目が違ったりと実に多様性に富んでいた。生徒の立場になって考えていくからこそ様々なアプローチの仕方があるのではないかと感じた。
- 実際に生徒と相談や話し合いをする場合、会話がスムーズに進まないと思います。生徒は大人や先生が思っている以上にいろいろ考えています。そこを周りの大人や先生がどう察して理解していくかが大切だと思いました。
- ロールプレイでたくさんのことを学べるのはもちろん、今まで話したことのない人と話すこともでき、非常に良い仕方だと思いました。

#### 4. おわりに

本稿では、「生徒・進路指導論」の授業実践を紹介してきた。事前学習として、学生が個人で事例を検討する時間を確保した上でグループ活動を取り入れた。そして、事例検討で話し合った内容をもとに原稿を作成し、ロールプレイを実施した。学生は、これらの取り組みを通して、生徒理解や生徒指導の実践に対する理解が深まったと考える。

本授業において、学生は、生徒が問題行動を起こすまでに至る生活態度や対人関係の変化を、予め時系列で整理された事例をもとに検討を加え、ロールプレイを実施することができた。しかしながら、教師が生徒の問題行動に直面したとき、目の前の問題の対処に追われ見通しを持った指導ができない場合もある。学生が、教師として求められる生徒指導の実践力を身に付けるためには、事例検討や原稿の作成を行うことなく即興でロールプレイを行うことも効果的であると考える。また、学校が、多様化・複雑化した生徒指導事案に対して、専門家や関係諸機関等と連携することの重要性を理解するためには、模擬ケース会議による事

例検討を通してソーシャルワークの視点から検討することも必要である。今後は、上に示したことを踏まえて更なる授業改善を図ることが課題である。

### 参考文献

梨木昭平『教職実践演習・教育実習指導—ロールプレイ・ロールレタリング対応—』大学教育出版、2015年

文部科学省『生徒指導提要』教育図書、2010年

丸山隆・八島禎宏『演じることで気づき生まれるロールプレイング』学事出版、2006年

## 質疑応答の記録

八木 成和  
(四天王寺大学)

テーマ：「教員免許法の改正と学習指導要領の改訂  
—道徳・特別支援・生徒指導をめぐって—」

日時：2017年5月17日(水) 15:00~17:00

場所：関西学院大学 第5別館5号教室

話題提供：

塩見 剛一氏 (大阪産業大学)

須田 正信氏 (大阪人間科学大学)

川口 厚氏 (桃山学院大学)

司会：富江 英俊氏 (関西学院大学)・梅田 和子氏 (近畿大学)

記録：八木 成和氏 (四天王寺大学)

### ○発表に関する質疑応答 (以下敬称略)

**質問者 A**：大学で教育方法と特別活動論を担当しております。塩見先生と川口先生のお二人にご質問します。グループワークの導入を私もしております。ご報告の学生の状況が非常に私の直面している大学の学生の状況と非常に近似しているので共感を持って聞かせていただきました。

質問は1点だけで、学生をグループに組ませる場合に、苦勞されていることと、どういう方向性でグループ分けをするのがベストなのかと、例えば、アトランダムに組ませる方法があります。私は、今年はこちらから指示せずに、学生で自主的にグループを組んでくれという風に指示しております。しかし、そうすると学生の主体性を促すという側面もありますが、馴れ合いの人間関係の中でなかなか議論が深まらないという、そういうジレンマも抱えております。学生の状況を見ながらどういう関係を組ませることがいいのか。例えば、全然知らない者同士ですと、グループの中ではフォーマルな話し方をしないとイケません。そこでこちらがかなりフォーマットを入れ込むと初対面の相手でもかなり深まった会話が成立する可能性もあるかと思えます。あと徐々に授業の内容が深まって、20人、30人のクラスですと個々の学生の特性がかなりわかれば、意図的にこの学生とこの学生を組ませれば面白いのではないかということもあります。なかなか私はそこまでできておりませんが、そういう方向性も考えるべきなのかと思えます。グループ分けの課題とお考えをお聞きしたいと思います。

**塩見**：ありがとうございます。まったくお話しされた通りです。このグループワーク導入に

あたって、いつも決まった人たちが集まりがちなところで、もう少しシャッフルしたり、新しいメンバーを入れたりしたことも確かにあります。けれども、それを毎回することが果たしていいのだろうかと思うところもあります。結局、今はもう自由にしているというのが実際のところですが。ただ1点だけ気を付けているのは、道徳の授業の時には、特に、グループを作る時に1人になっている人がいた時には絶対、複数いる人が声を掛けて誘い入れるようにということだけは学生に話すようにしています。そうすることによって孤立した人が1番辛い目に遭っているということには気づいて欲しいということだけは意識しております。本当のことを言うならば、お話しされたように、様々な違う立場の人が入ってやっていくほうが議論として深まっていると思います。けれども、放置してしまっているのが現状のところですが。そこでみたときにはやはり仲の良い関係の人のところではあまり議論が深まっていないと思われる部分もあります。けれども実際にできていない、悩み多いところがあるというのが現状です。不十分なお答えにしかっていないと思いますけれども、現状はそんなところですが。

**川口：**まず30人から50人のところと、80人くらいで分けているところもあります。最初はランダムにグループを組みます。ただし、学年がバラバラですので、必ず上級生が入るような形で組むという配慮はします。あと学部をバラバラにすることもありますが、それでまず様子をみていきます。2回目3回目にグループを変える時は、多人数のところはグループの精度が低い場合は入れ替えを考えて組みます。けれども、それ以外の場合はランダムのままにします。ただ通常の授業では座席の指定をしておりませんが、グループ活動の時は大体1班はこのあたりとか10班はこのあたりとか、場所を決めております。そして、グループ活動が終わった時にワークシートの中にその班のメンバーの名前と学部を書かせるようにしております。どの場所のどの班の学生が少し課題を抱えているかということをして2回目以降は把握して、できるだけ配慮するようにしております。けれども、完璧には配慮できていないというのが現状であります。

**質問者 B：**川口先生からご発表いただきましたロールプレイについてです。ロールプレイによる学生の気づきという点で、特に先生の方で掴んでおられること、お感じになられていることがあれば、もう少しお話ししたいと思えます。

**川口：**学生自身がロールプレイによって気づいて内面がどう変わったか、ちょっとそこまでは把握しきれておりません。けれども、一番大きい、顕著なことは、他の学生の意見が参考になる中で、気づきを得られているという学生のコメントが一番多いことです。だから今の段階ですと、自分自身の気づきの力は低いですがけれども、そういう学生同士が意見を参考にしあっているところで気づきが生まれているということまでは把握しております。

**質問者 C：**須田先生に2点伺います。1点は、先ほどお話しされた時に、実習に行く前にボランティアやインターンシップで事前に体験をさせて実習をうまくもっていくということを伺いました。そういう繋がり、大学と実習する学校との間で事前に協定を結んでおく

という手続き上の問題があると思います。その点についてお伺いします。

もう1点は、特に今後課題になってくる発達障害について、養成段階でのスキルアップについて、答えられる範囲で、例えば具体的にはどの辺りまでスキルアップを図られているかということをお伺いしたいです。

**須田**：教育実習に行く前に大学で事前指導という科目はどこの大学でもあると思います。その際にはたぶん実習簿の書き方や指導案等細かいことをします。このことについて実際に私学の2大学でアンケートを実施しました。教育実習に行く前にどんなことを求めますか、どんなことが不安ですかというアンケートです。その結果、多かったのが実際に子どもと関わるスキルとか、どう関わったらいいかわからないとかでした。実習簿の書き方とかはそれほどでもなかったです。実習に行って、子どもとの関わりとか、指導法とか、授業をどういう風に進めたらいいかとかいうことです。そのあたりが重要なテーマだと思います。できるだけ事前に経験してもらうことがいいということです。

次に、大学と学校との連携についてです。本学は摂津市にありますが、摂津市との連携は、学長を含めて進めております。私も教育委員会の方に出向き、中学校の実習であれば、実際に中学校を指定していただいて、学校との連携をはかっております。具体的には事前にニーズのあるクラブ活動とかで関わりながら実習に入っていくパターンにしております。

特別支援学校については、実習指定校があります。実際に実習に行く学生自身が実習先の学校と連携をとっております。実習先の学校も協力的で「来てください」と言われます。多分、実習でいきなり学校に来られても困るからです。多分、障害理解や指導で不安があるからだと思います。それで、ボランティアで来てくれということもあります。実習予定学生には全員、学生支援登録をしております。大体実習は秋からなので、9月の初めから2週間実習先の学校に行く、あるいは週1回、大学の時間割のどこかで調整できる場合、午前中を空けるように調整しています。そして週1回は必ず支援員として出向き対応しています。

2つ目は、小中学校には発達障害圏の子ども達が6.5%の在籍ということが報告されました。ですので、先生になるにあたってはこれから特別支援学級、特別支援学校に限らず、通常学級で支援を必要とする子ども達と対応することがとても大事になってきます。私はいま学校現場に巡回指導などで入っておりますが、先生方の困り感として、発達障害圏の子ども達との関わりで、理解と指導スキルが無いという現状を見ております。そうすると教師になってからの研修段階での発達障害のある子ども達に対するスキルアップというのは教育委員会の役割でありますけれども、大学の養成段階から、発達障害のある子ども達に対する理解と指導内容をシラバスに入れていく必要があります。その中で学生には、事例に基づく実際の演習、例えば、指導に向けたロールプレイ、あるいはアセスメントの在り方、最低限そのあたりのところは含めています。特別支援教育の教員免許状を取得する学生には、そのことは重点的に指導を行っています。そうでないと学生の不安が出てくると思っています。

**質問者 D**：須田先生1点だけお伺いします。養成段階に関わることで、最後にお話されたことに関係します。大阪府も特別支援学校に赴任したら3年以内に特別支援学校の教員免許状

を取得させる方針を今回出したと聞いております。けれども、特別支援学校の免許状というのは学校種の免許ですから、特別支援学校には対象とする障害の違いはあるにせよ、そこで教える限りは免許状が必要であるということは理解できます。けれども、もう一方でいわゆるインクルーシブ教育時代の通常学級の中に障害のある子も障害のない子も、また、障害のある子についても様々な障害の子どもがいます。あるいは障害がなくても支援の必要な子どももいます。そういう中で先生のお話されたスキルということかというと、それはいわゆる特別支援学校の免許状、あるいは、特別支援学校の教職課程のカリキュラムで想定しているということでカバーできることなのか。それとももっと発展させたもの、あるいは、もう少し違うものとして考えた方がいいのか、先生のお考えがあれば教えていただきたいと思います。

**須田：**多分、文部科学省も今回の免許法改訂にあたってですが、平成17年度の免許法改正の時にも教職を目指すすべての学生に養成段階で障害のある子ども達について一定程度、科目を履修してもらおうでした。しかし、明確に規定しなかったのです。だから、今後どうなるかはわかりませんが、今回の改訂ではすべての教職履修について発達障害の理解を含めた部分について、その科目を入れてくださいということらしいです。私の考え方としては、多分、全員部の教員に特別支援学校教員免許それを課すことは無理だと思います。ただ特別支援教育に向けたスキルアップするためには、大学の中で2種免でも1種免でも取得することで、相当スキルアップになると思います。しかし、そこまでは多分養成大学では対応できないと思います。それで、文部科学省は、今回インクルーシブ教育に向けた妥協的な案を出してきたと思います。障害のある子ども達、あるいは発達障害のある子ども達に対応した、いわゆる科目の部分を最低限入れてくださいということだと思います。今後どういう拘束力がある形で表記して来るのかまではわかりません。ただ、インクルーシブ教育システムを作っていく上では、すべての学校において特別支援教育の推進が必要であることが謳われた以上は、それに対応する教員の資質を高める何らかの手立てが今後必要になると思います。それは私が理想とするところです。全員がそれを大学の養成段階で何らかの形で押さえておくことが求められるとは思っております。

## 教育職員免許法の改訂に対応した カリキュラム作成およびその検討経過

—大阪電気通信大学の場合—

共通教育機構 人間科学教育研究センター 佐野正彦  
(大阪電気通信大学)

### はじめに

教職課程を持つ全国の大学は、教育職員免許法、同法施行規則の改訂に伴い再課程認定を受けることになったため、新基準に対応した教職に関するカリキュラムの見直しを行っている。以下では、本学での教職カリキュラムの見直し作業にかかわるこれまでの事実経過（作業内容）、その中で議論された主な論点、そして実際の改定案を紹介していきたい。

#### (1) 本学の概要と提供する教員免許状の種類

大阪電気通信大学は、理工系を中心とする5学部（工学部・情報通信工学部・医療福祉工学部・総合情報学部・金融経済学部）・15学科からなり（2017年現在）、その学部・学科の専門性に相応した、数学（中1種・高1種）、理科（中1種・高1種・中専修・高専修）、保健体育（中1種・高1種）、工業（高1種・高専修）、情報（高1種・高専修）、技術（中1種・中専修）の6科目14種類の教員免許を提供している。2016年度の実績では、全学で合計60人の学生が、延べ112件の免許を取得した。

本学の教育理念は、「常に社会と産業の将来を見すえて先端技術を究め、また新たな文化・産業を創造することにより、社会進歩に貢献する」ことである。この理工系大学の特色を反映した理念にもとづき、専門課程と教職課程を通じて育成する教員像を、①つねに学び、実験し、たしかな専門性を身につけようとする科学者としての姿勢を身につけた教師、②子どもの内面をとらえ、深い信頼と愛情をもって向き合うことのできる人間性豊かな教師、③子どもや親の願い、社会の要請に耳を傾け、つねに自分を高め、発達させていこうとする自己教育力をもった教師、と定めている。今回の教職カリキュラムの見直しも、これら大学全体の教育理念と教職課程の目的を基本視点に据えて、教育職員免許法等の改訂とその背景にある教員養成への現代的要請にどのように対応してゆくかを議論しつつ、進めていった。

#### (2) 今日までの学内対応の経過

再課程認定のための事前相談・指導までの学内での主な対応と経過は以下のとおりである。  
2016年10月 教職課程委員会で「再課程認定」の概要と対応の必要性を報告・確認。

- 2017年3月 教職課程関係者による検討会議：科目担当者の研究教育業績書に基づき業績審査への見通しを検討。その業績作りのための紀要特別号の刊行計画を決定。
- 2017年4月 教職課程科目担当非常勤講師との懇談会：「再課程認定」の概要説明とシラバスや研究教育業績に関わる書類作成の依頼、紀要特別号の刊行計画を報告し、そこへの執筆・投稿依頼。
- 2017年6月 第1回教職課程新カリキュラム会議開催：「新教職課程カリキュラム案」の提案・検討、紀要特別号刊行へむけてのスケジュール確認。
- 2017年4月～9月 紀要特別号の執筆、査読、刊行：編集委員会から実務家教員を中心に執筆・投稿の働きかけ・相談、投稿申込み受付、プレ査読・第1回査読・第2回査読、刊行（9月）。
- 2017年10月 シラバス作成依頼、研究教育業績書作成依頼：コア・カリキュラムへの対応を含め、アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善、ICTを用いた指導法、道徳教育の充実、特別支援教育の充実、チーム学校への対応、学校と地域との連携、学校安全への対応、総合的な学習の時間の指導法、キャリア教育等の観点を入れるよう依頼。
- 2017年10月～11月 シラバス等のチェック（教職課程担当専任）。
- 2018年1月 文部科学省へ事前相談のための書類送付、事前相談。

なお、経過の中で、かなりの時間と労力を費やしたのは「再課程認定」対策としての紀要特別号の刊行である。『教職課程認定申請の手引き』（文部科学省）の「教員等の実務経験のある教員についての取扱い」において、以下のような記述、基準\*があり、本学には非常勤講師を中心に優秀な実務家教員を擁しながら、『教職課程認定申請の手引き』の示すような業績審査をクリアーできるかどうか、少なからず危惧があった。そこで業績作りの場を提供するものとして、紀要特別号を刊行することにした。

- \* ○ 教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文が無い場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。
- 上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。

「再課程認定」クリアーのためのプラグマティックな発想で始まった紀要特別号の企画であったが、①お互いの日頃の教育・研究活動について知るきっかけとなった。実務家教員の論文は、主として、教職課程で自ら担当している授業研究をテーマとしたものが多く、それぞれの教員が日頃、どのような内容や方法で授業を行っているのかを教職課程担当者全体で知るきっかけとなった。これまで非常勤講師との日常的な交流はほとんどなく、シラバス以外で

は、他の教員の行っている授業についてほとんど情報共有していなかった状況にあっては、今回の企画の意義は大きかった。また、②通常の投稿論文の執筆過程とは異なり、プレ査読というプロセスを設け、査読担当の専任教員が執筆者と議論をしながら執筆活動を進めたことによって、実務家教員が論文執筆のノウハウを学ぶといった技術的な成果にとどまらず、お互いが教職課程における教育実践を点検・検討する契機ともなった意義も小さくない。教職課程に関する特別号のような企画を、「再課程認定」のための便宜として単発的なものとせず、今後とも継続させていきたいと考えている。

### (3) 「新教職課程」作成の基本的考え方

文部科学省の最終方針、説明会、再課程認定の基準、提出書類様式等の決定が遅れに遅れたために、学内での新カリキュラムの抜本的改革論議が不徹底のまま対応せざるを得なかった。そもそも、教職のカリキュラムの変更という重大な問題に対して、当初の予定どおり手続きが進んでいたとしても、1・2年で十分な議論ができるとは到底思えない。コア・カリキュラムなどへのパブリックコメントの募集期間も、あまりにも短く、フィードバック機能が実質的に働いていたとは思えない。学習指導要領の改訂、教育職員免許法の改定などがある場合には、学校現場はもとより、教員養成機関等の意見を集約し、反映させる意思決定のプロセスや、さらに決定事項に対して、個々の教員養成機関が十分掘り下げ、議論できる時間が必要であることを、文部科学省等に要望しておく必要があると感じた。

このような制約の中で、本学の「新教職課程」作成の基本的考え方を、次のようにまとめた。

- ① 改訂教育職員免許法・施行規則・再課程認定のもとめる基準に合致させる。
- ② 学生負担を最小化（①の求める必要以上の科目の設置を極力避ける）。本学の教職学生は、理工系大学ということもあり専門の授業が過密状態であり、教職課程の授業の少ない部分は、土曜日や夏季や春季の休み期間中に行われている。長期休暇も通常の学生に比べるとその半分も取れないような学生負担をこれ以上大きくしないため、合理的で効率的なカリキュラム構成が求められる。
- ③ 既存の科目構成（内容）を極力維持。その理由は、教職課程改正の移行期の科目の無駄な重複を極力避けるためであった（旧カリ科目・新カリ科目が別科目としての併存することをできるだけ避ける）。
- ④ 総合科目（本学の共通教育・教養科目として位置づけられ、卒業単位となるもの）を兼ねる教職科目は残す。
- ⑤ 教員業績書の提出省略措置にともない、書類作成・提出の省力化も考える。（同一教員が30年・31年を継続して同一科目を担当する場合の業績書等の省略措置などの利用）

### (4) 「新教職課程」案

事前指導において提出した本学の「新教職課程」の全体構成は、文末の資料に示したとおりである。新カリキュラムにより既存のものに加えた主な変更点や新設科目は以下のとおりである。

- ① A 「インクルーシヴ教育と人間形成」(仮称)(必修 2単位)  
「人間形成と教育」(現2単位)+「特別支援教育関連科目」(1単位)を統合し新設科目とする。
- ② B 「教育の方法と技術および『総合的な学習の時間』」(仮称)(必修 2単位)  
「教育の方法と技術」(現2単位)+「総合的な学習の時間」を統合して新設科目とする。
- ③ C 学校インターンシップ……新設せず
- A案 新設せず：課外授業、学校支援ボランティア活動(大阪市や神戸市等の「学校支援ボランティア活動」など)への参加を仲介・奨励するが、正式教職科目とはせず単位を与えない従来の方式を維持する案を採用。
  - ✖B案 「学校インターンシップ」として新設(選択 2単位)。この案も提案、議論されたが、当面不採用とした。ただし、将来的には導入の方向で継続的に検討することとした。B案は、「地域連携ボランティア入門」という総合科目(教養科目)の枠を利用して、教職学生限定の「学校支援ボランティア(or 学校体験活動)」(2単位)を新設するという提案であった。内容は、5時間(4月集中の事前指導+年度末の事後指導(報告会))+年間60時間以上の学校体験活動(通年)で構成。
- ④ D 大学が独自に設定する科目……書類区分上は開設せず
- 「大学が独自に設定する科目」を開設しない場合(『教職課程認定申請の手引き(再課程認定用)』文科省)には、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得とある。
- この要件と全体の必要単位数を本学の場合にあてはめると、中学免許で4単位(2科目)、高校免許で12単位(6科目)以上が必要となる。そこで、本学では、現行「教職に関する科目」のうち独自科目である「発達心理学」(2単位)と「現代社会と青年の心理」(2単位)をそのまま残し、これを充てる。また、現行「教科に関する科目」も、最低条件を超える科目数が提供されているので、これを充てる。

### まとめにかえて—シラバスとコア・カリキュラム—

最後に、新基準にもとづく新しい教職課程を大学で実施、具体化をする際に、コア・カリキュラムをどう受け入れ、活かしていくのかに関わって、本学での再課程認定をめぐる議論の中で「個人的」に考えたことに若干触れて、まとめに代えることにする。今回の教育職員免許法の改正、再課程認定をめぐる一連の流れのなかで、目玉として登場したコア・カリキュラムは、「全国すべての大学の教職課程で共通に修得すべき資質能力を示すもの」と定義さ

れている。そして、教職課程の全国的水準確保、質保証のために導入するとしながらも、「地域や学校現場のニーズや大学の自主性、独自性が教職課程に反映されることを阻害するものではない」とある。

しかしながら、①コア・カリキュラムの具体化には、各大学の自主性、独自性を反映すべきとしながらも、再課程認定手続きのさなかに導入された時期やその中での扱われ方（教職課程コア・カリキュラム対照表の提出による細かいチェックなど）によって、各大学は、再課程認定を得ることを確実にしようとして、必要以上の「付度」を強いられ、実質的な拘束力を持つ認定基準として機能する（した）可能性が高い。

②コア・カリキュラムにおいて科目ごとに細分化されて示された、全体目標、一般目標、到達度目標は、その項目の数が多く、しかもその一つひとつに関わって、シラバスで示す授業内容が対応、カバーしていることを示さなければならないため、実質、大学の教員養成におけるカリキュラム編成、内容決定の自由度は大幅に制限されざるを得ないとみなければならない。科目によっては、10項目を超える目標を扱わねばならず、それを15回の授業でカバーしようとするれば、各大学や各教員が創意工夫をした独自の教育内容を盛り込む余地は、非常に小さくならざるを得なくなる。

③しかも、全体目標、一般目標、到達度目標として示された内容には、「学習指導要領における〇〇を理解している」、「学習指導要領の指導の方法・評価、改善の方法を理解している」といった趣旨の文が頻出し、教職課程の目的が、あたかも学習指導要領を所与のものとして扱い、学習指導要領の「内容」およびその「教え方」を理解させることであるかのよう、矮小化されようとしている感は否めない。従来、教職課程では、学習指導要領「も」教えるが、教育職員免許法や施行規則でも、それぞれの領域の学問的根拠を教えることを目的とすると明示されており、学習指導要領を相対化し、その批判的な検討を含むことは自明のことであった。「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討委員会」は、「教員養成の基幹部分をなしている教職課程は原則として大学における教育研究の一環として学芸の成果を基盤に営まれることになっている」としつつも、従来、「大学では……学術的側面が強調される傾向」にあり、そのことが、複雑・多様化する学校現場の実践的課題に大学における教員養成が十分に応えることができていないという批判の背景をなすとの見方を示している。

戦後の教員養成は、戦前における国家が統制する教育内容とその教授方法を徹底して修得させることを目的とした師範教育の反省に立って、学問研究の自由を基盤に置く大学において行われるべきであること、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求めることを目的とする開放制の理念にもとづいておこなわれてきた。コア・カリキュラムの内容とその進め方は、戦後の教員養成のあり方を掘り崩す契機となりかねないものとして、今一度、その内容や位置づけは再検討される必要があるだろう。

資料 改訂「教育職員免許法・施行規則」の新教職課程規程基準に対応した新教職課程案と現行カリキュラム比較

新区分	各科目に含むこと必要な事項		旧区分	科目名		新旧科目を合わせた新カリ		相当 学生	履修 科目数 (教職)
	中学校	高校		中学校	高校				
教職に関する科目 教職及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項	30 うち教科 教育法 (8)	24 うち教科 教育法 (4)	20 20 2 2 2	20 24 28	20 2 2 2 2	20 2 2 2 2	3 3 3 3	数学 4 理科 4 技術 4 体育 4 芸術 4 情報 2
	ロ 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）								
	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想								
	ロ 教師の意識及び教員の役割・職務内容（「子ども学」 教職への対応を含む）								
	ハ 教育に関する社会的・制度的又は経済的事項（学校 と地域の連携及び学校安全への対応を含む）								
	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程）	10	10						
	ホ 特別支援を必要とする幼児、児童及び生徒に 対応する理解（1単位以上）								
	ヘ 教育課程の意義及び編成の方法（「カリキュラムマ ネジメント」を含む）								
	イ 進級の理論および指導法（2単位）								
	ロ 総合的な学習の時間の指導法								
ハ 特別活動の指導法									
ニ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）、 教育相談等に関する科目	10	8							
ホ 生徒指導の理論及び方法									
ト 進路指導（生涯学習教育に関する基礎的学習を含む）の理論及び方法									
ヘ 教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む、 の理論及び方法									
イ 教育実習（学校インターンシップ）（学校総括活 動を含む）（高3単位）	7	5							
ロ 教職実践演習（2単位）									
大学に独自に設定する科目									
大学に独自に設定する科目	4	12							
59	59								
59+	59+								

## 特色ある小規模校が取る対応

### —甲子園大学の再課程認定への取り組み—

岡 邑 衛

(甲子園大学)

#### はじめに

本学における教員養成への取り組みについてと、本学で現在課程認定を受けている栄養教諭免許の栄養教諭という職について説明したのち、再課程認定に向けての本学の取り組みと課題について述べたい。

#### 【甲子園大学教職課程について】

甲子園大学は、開学50周年を迎える大学である。50年というと、他大学の多くと比較して歴史が特別に長いというわけではないが、栄養学部としては日本で3番目に開学という歴史を有し、栄養の世界ではかなり歴史がある「老舗大学」ということができるだろう。本学が掲げている校訓（建学の精神）は「勤勉努力（びんべんどりょく）」「和衷協同」「至誠一貫」である。「勤勉努力」は自らの意志に従って努め励むこと、「和衷協同」は心同じくして、共に力を合わせることで、そして「至誠一貫」は真心を持って一筋に貫くことを意味している。この校訓は、普段、授業が実施される各教室の前にも貼られており、学生は4年間、毎日これらの言葉と向き合いながら学んでいる。本学ではこれらの校訓を基盤として教育活動を展開しているのである。

学部は、栄養学部と心理学部を有し、栄養学部は日本でも最も長い伝統を持つ栄養学部の一つである。栄養学部の中には、栄養学科、フードデザイン学科があり、両学科において、栄養教諭の教員免許を取得することが可能である（栄養学科では一種免許、フードデザイン学科では二種免許）。また、心理学部もあり、50年の歴史の中には他にも学部があったが、現在ではこの2学部の体制で教育を行っている。

栄養学部を有する大学は多くあるが、本学は長い伝統があることに加え、男女共学であることも一つの特徴といえる。現在は、男子の学生数は少なく、女子が多いが、40年ほど前に卒業した卒業生によると、当時は男子のほうが学生数は多く、ほとんど男子だったという。それは大学への進学を女性があまりしていない時代だったからだと考えられるが、その当時から男女共学であることは、大変意義深いことである。

甲子園大学は宝塚市にある。「甲子園」という地名は、甲子園球場があることで日本中に知られているが、西宮市にある地名である。宝塚市にある大学が甲子園を名乗っている理由

は、甲子園学院の本部が、西宮市の甲子園付近にあることによる。甲子園学院はそこで幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学を開設しており、一番遅くに設置した大学だけが、所有する土地の都合上、少し離れた宝塚の山間にキャンパスを構えることになったのである。甲子園大学は宝塚駅から山を登った所の、非常に標高の高い所にあるため、大阪や神戸からの交通の便も良いうえ、非常に眺めが良く、大阪平野を一望することができる。

本学の教員養成に係る組織について述べる。教職に係る組織としては二つの委員会がある。まず一つは教職課程委員会である。この構成員としては、教職課程教員2名、共通教育推進センター長、課程認定学部である栄養学部の栄養学部長、学務委員会副委員長（教務担当）、そして、栄養学部の教職課程に関係する教員4人から成るのが教職課程委員会である。次に、教育実習委員会は、教職課程委員会とほとんど変わらないのであるが、教育実習に関する事務もかかわってくることもあり、事務方の教務課長が加わるという形になっている。教職に関わる事務的処理は教務課が担当しているが、小さな大学であるので、教務課にいる事務職員総勢2人で、全学の教務関係のことをしながら、その中の教務課長が、教職関係の事務処理を行っているということである。

教員養成の目標としては、上述の本学の校訓（建学の精神）である「黽勉努力」、「和衷協同」、「至誠一貫」に従って、「自らの心に従って、自発的に勉め励む教員」「和やかに他者と心を合わせ、事に当たる教員」「誠をもって人に接し、物事に対処して、一筋に真心を貫き通す教員」の育成を目標に掲げている（それぞれの詳しい中身については、大学のホームページ内の「情報公開」に記載している）。

上述のように栄養学科では栄養教諭一種免許状、フードデザイン学科では栄養教諭二種免許状が取得できる。平成28年度の教員免許取得状況並びに教員就職状況について言うと、卒業生数は栄養学科110人、フードデザイン学科31人。その中で免許取得したのは、栄養学科は6人、フードデザイン学科は3人であった。また、その中で教員就職したのは2名、うち1名は講師採用である。なお、フードデザイン学科はこの年初めて教員免許を取得した学年が卒業した年である。例年、このように少人数の学生が免許を取得している状況である。また、平成29年度は6名の免許取得者のうち5名の講師採用を出している（平成30年3月23日現在）。

教職を履修する学生数について述べる。平成29年度4月時点での数値であるが、1回生は21人が教職課程を履修しており、これは同学年の学生数の22.6パーセント程度である。2回生も19人で、20パーセントで、5人に1人くらいが教職課程を履修していることになる。3回生になると人数は減り9人が履修している。4回生は7人ということで、約6.7パーセント、15人に1人程度の割合になる。途中で履修を取りやめる原因は1回生で別の進路を目指すようになったということもあるが、そのほかの多くは、成績不良や専門の必修科目を修得できず、3年次の教育実習予備登録資格を失うことによるものが多い。本学では、3回生に進級する際、そのときまでに修得しておかなければならない栄養学部の必修の科目を1つでも落とすと、教育実習に行くための予備登録ができない仕組みになっているのである。本学の特徴の1つとして非常に厳しい教育という側面があり、2回生までにしっかり単位を取っ

ておくこと、特に必修科目は全科目を修得しておくことを求めている。このような厳しいハードルを越え、最終的に教員免許を取得できる学生は大学の中でも優秀で、教員として十分に自信を持ってやっていける学生が免許を取って卒業している。いろいろな所で卒業生に会う機会があるが、どの卒業生も非常に立派に勤めており、大学での取り組みが奏功しているといえることができるだろう。

### 【栄養教諭について】

栄養教諭という職についてもあまり知られていないのが現状であろう。学校に勤める教員ですら、栄養教諭についてあまり知らないという話を聞く。筆者自身も、甲子園大学に来るまではほとんど知らなかったのが事実である。栄養教諭の職務内容は大きく分けて二つある。給食の管理と、食に関する指導である。給食の管理は、想像しやすいと思われるが、給食室にいた栄養士さんや学校栄養職員と呼ばれていた職員の職務内容がそれである。調理場の衛生管理など、非常に責任ある仕事を担っている。それに加わったのが、食に関する指導の部分である。食育というものが、声高に叫ばれるようになって、給食室にいた学校栄養職員が教室に行って、子どもたちに食に関する指導をすることができるようになるために免許ができたのである。これが平成17年度に始まった制度であるので、始まって10年程度の新しい職種といえる。

食に関する指導としては、食育の授業は特別活動の学級活動で実施されることが多いが、その他でもいろいろな教科の中で、たとえば、生活科や理科の中で扱う野菜のことであるとか、マナーのことであるとか、感謝をすることであるとか、さまざまな教科、領域において、専門的な知識を持った栄養教諭が関わるようになってきている。また、日頃の給食指導ということで、児童生徒が給食を食べているときに、栄養教諭が各教室を巡回し、「生きた教材」と呼ばれることもある給食を目の前にして、いろいろお話をする、ということも行われている。

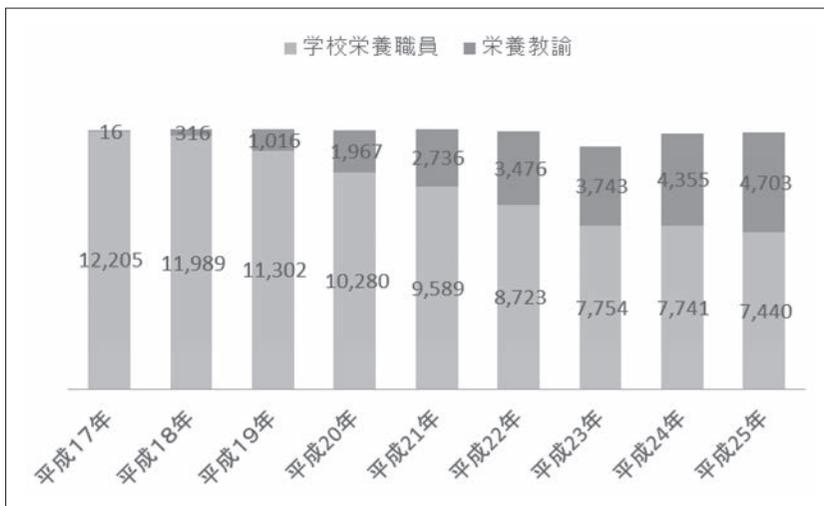


図1 栄養教諭・学校栄養職員配置状況の推移（人）  
文部科学省『学校給食実施状況等調査』より岡邑（2016）作成

栄養教諭と学校栄養職員の配置状況の推移を示したのが図1である(岡邑 2016)。平成17年度にできた制度であるので、平成17年度当初、学校栄養職員がほとんどであったのが、だんだん栄養教諭の数及び比率がともに増えているのがわかる。これは一つには、大学で栄養教諭の免許を取得した若い栄養教諭が増えているということであるが、また一つには、学校栄養職員が所定の講習等を受けることにより栄養教諭免許を取得するという、いわゆる「任用替え」である。全体としてそれほど人数は変わっていないが、徐々にその割合が変わっていることがわかるだろう。

### 【本学の取り組みについて】

教育の質の向上に関わってどのようなことをしているのかということについて述べる。とくに栄養教諭は第一種免許状を取得しようとする学生は、管理栄養士養成課程も同時に履修しており、非常に忙しいのが実情である。そのため、教育実習期間も1週間であり、そのほかの免許状を取得するための教育実習期間と比較しても大変短い。そのような中、課程内では、主に「教職実践演習」での取り組みとして、近隣中学校への訪問を実施している。栄養教諭の教育実習は、そのほとんどが小学校で実施している。しかしながら、実際は中学校で勤務することもあるため、中学校での給食の実態や給食の指導の実際を、近隣の中学校に見学に行くということを行っている。給食の準備から片付けまで、生徒とともに過ごし、その後、調理員や栄養士、給食担当教員らの講話を聴講するのである。次に、この授業の中で、校長経験者の講演を開催している。小学校校長経験者による、学校の現状や子どもたちの指導についてなどの講話を聴く機会を設けているのである。また、先輩教諭との交流ということで、本学出身の栄養教諭をオープンキャンパス時に招待し、教職のコーナーを設け、そこで栄養教諭の仕事の説明をしてもらおうと同時に、栄養教諭から見た教育現場についてお話をしてもらおう機会を設けている。その際に、教職を履修する学生と懇談する機会を設け、質疑応答を実施している。さらに、各自自治体で実施されている食育フェアへの参加を行っている。教育委員会や栄養教諭として勤務する本学の卒業生と食育フェアで接することにより、教職履修学生にとっては、将来像を描く一つのよい機会となっている。

次に課程外では、教職サークル活動を3年前に創設し、放課後、面接の対策や模擬授業を実施したりしている。また、それらを実施する部屋を準備し、そこに、教職関連図書整理ということで、教職関係や公務員関係の本を集めて本棚に置いて、そこで学生が勉強できるような環境を準備している。さらに、本学では「ステップアップ講座」というものを前述の共通教育推進センターで実施している。これも本学の一つの特徴であるが、正規の授業ではなく、教員が6コマ、正課の授業ではできないようなことを少人数の学生と行っている。中には、一緒に映像を見たり、本を読んで議論をしたり、漢字検定等の検定に合格するためのサポートを行ったりしている。その一環として、栄養教諭教員免許を取り、教員採用試験に合格しようというような講座を設けたり、現代の教育課題は何かという講座を設けたりして、学生が空き時間を利用して、自由に講座を受けることができる。今年度初めて取り組んだこととしては、「教職 DAY」の開催である。これは1年生から4年生までが、それぞれ小さ

なグループになって、先輩から話を聞くなどのさまざまな活動をすることによって、1回生や2回生の教職履修学生が、見通しをもって、継続的に教員免許を取得しようという意欲の向上を狙って実施したものである。

### 【再課程認定への取り組みと課題について】

再課程認定に向けての本学での取り組みと課題について述べる。2017年7月に本学教務課長と筆者2人で対策を取り始めたのが最初の取り組みである。後に詳しく述べるが、大きな大学と比べて、遅いスタートである。まずは、日々、文部科学省から送られてくる再課程認定に関するQ&Aと手引きの暫定版を読みながら、手探り状態で準備をし始めたのである。そこで、少しずつ本学の課題が見えてきたのであるが、大きくわけて二つの課題を8月の時点で認識するに至った。一つは教職の単位数について、一つは教職科目についてであった。

9月6日に、もう一人の教職課程教員とほかの事務職員を集め、そこまでに教務課長と筆者が知りえていた情報を共有した。その後、阪神教協が実施する教員免許セミナーに教務課長が参加し、そこで得られた情報を基に、同20日に、再課程認定の取り組みに対して、本学では今後どうしていったらいいのかということ等について議論を行った。その後、学部長、学科主任を加え、数回のワーキンググループの会議を開催し現在に至っている。

そこで共有された問題点の1つは、教職科目の必要単位数についてである。教免法では、栄養教諭は、栄養に関わる教育に関する科目と教職に関する科目は、一種は22単位、二種は14単位必要とされている。しかし、本学の規定を見ると、両方とも28単位で、一種については6単位、二種については倍も多く取らなくてはいけなくなっているという問題である。このようにたくさんの単位を取得させている理由としては、これだけしっかりと教職課程の授業を実施しているという、教職課程の質を保障しているという意味で実施しているということを確認した。しかし、再課程認定にあたり、再度、この単位数が適切であるのかということについて議論を重ね、最終的には質保障の観点から、単位数を減らさず、ほかの授業とのバランスや内容の難しさと配当学年の関係性を見直し、再課程認定の際には、現在のカリキュラムを改善した形で申請する予定である。

問題点の2つ目は、1点目の結論部分と関わるが、科目についての問題である。まず一つは、総合的な学習の時間に関する科目を特別活動等に含めることができるという文科省の説明があり、それであれば、科目を新設することなく、スムーズにかつ学生の負担も少なくカリキュラムを作成することも可能ではあった。しかしながら、特別活動に関する科目は特別活動の内容で2単位を維持すべきであるという声もあり、1点目の問題と同様に、質保障の観点から、特別活動の内容は2単位を維持するという結論に至った。とくに、栄養教諭は特別活動に関わることも多いため、そこでの学修内容を削るということはしないということである。道徳も基本的には同じである。理屈としては道徳の授業は15時間道徳のことをしっかりと実施するというので、これまで通り授業を実施することが確認された。次に、総合的な学習の時間に関する科目を単独開講するとなると、だれが担当できるのかという問題が出てきたのである。本学の教育方法に関する科目に合わせて実施することが可能かという話にも

なったが、最終的には、総合的な学習の時間に関する科目は単独で実施するということが決定され、新しく非常勤講師に担当していただくことが決定している。また、特別の支援を必要とする幼児、児童および生徒に対する理解に関する科目についても同様に、1単位の授業を新設し、新しい非常勤講師にご担当いただくことになっている。最後に学校安全への対応について、これは本学では教育社会学と、教育行政学に含めることが可能となっているが、たとえば、教育行政学で学校安全の対応を扱う場合、その内容が不明確であったということもあり、最終的には学校と地域との連携及び学校安全への対応について1単位の科目を新設することになった。以上のように、科目についての問題は単位数の問題ともかわり、最終的には、学生が履修する単位数が増加するという事態になっている。質保障という観点から、既存の科目の内容を減らすことはせずに、新しい科目は科目を新設し対応するということになったのである。

以上、本学の教職課程再課程認定についての取り組みとその課題を述べたが、これに加えて、本学のような小規模大学に特徴的と思われる問題をいくつか指摘しておきたい。一つはその取り組み体制を整える時期についての問題である。夏の時点で、他大学では新しい組織やプロジェクトチーム、ワーキンググループ、独立したセンターをすでに立ち上げているという情報を得ていたが、本学をはじめ、小規模大学の多くは、筆者の知りえる限り、スタートが遅れがちであった。これには、2つの要因が考えられる。1つは、小規模であるが故、認可を受けている免許数も少なく、早めに取り組みなくとも、期限には間に合うという予測ができていたこと。もう1つは、同様に小規模であるが故、取り組みを実施するメンバーが担う、再課程認定以外の職務が多く、なかなか手を付けられないという現実である。本学でもプロジェクトチームを作ることになり、メンバーとなったのは栄養学部学部長、栄養学科、フードデザイン学科各学科の主任、教職教員2名、教務課長と大学事務経験の豊かな事務職員1名であるが、その中心となる教務課長は大学全体の教務に関する事務の責任を持ち、教職関係の事務専門ではないのである。このような理由により、再課程認定に向けての準備は否応なく、中規模、大規模大学と比較し、遅れをとることになったと考えられる。

次に教員の体制についてである。小規模大学であるため、教職担当の専任教員2名で幅広く授業を担当しているものの、専門領域以外の科目については、非常勤講師を呼ばなければならない。この度の再課程認定で新たに加わった科目を質保障の観点から独立した科目として設定するとき、それらの科目を専門的に指導できる非常勤教員を新たに見つけなければならないのである。非常勤講師の割合が高すぎるのは問題があるので、もう1人専任教員を増やせないかということもワーキンググループ内で議論された。しかし、最終的には現状を維持し、専任教員を増やさないということに決定した。専任教員がやらなければならない職務内容が多岐にわたり、教員の負担が大きいのでも既定の専任教員数最低人数でやりくりをしている小規模大学の实情である。また、非常勤講師の問題としては、非常勤講師の年齢層が大変高いことにある。質保障の観点から、経験豊かな専門家で、時間の自由がきく人材を探すと、大学を退官した高い年齢の非常勤講師ということになるのである。経験が豊かであり、専門性も高いため、授業の質は高いものが保たれることが期待できる。だが一方で、今後長

い目で見るときに、新たな講師を探し続けなければならないという課題が大きいのである。再課程認定の書類を提出する際は、平成 31 年度の授業を担当するという前提で科目担当者を決定しているものであり、このあたりに不安が多く残ることも、小規模大学ならではの悩みであろう。

#### **【引用文献】**

岡邑衛「特別活動における栄養教諭の役割と課題」『甲子園大学紀要』43号、2016年。

## 幼稚園教諭免許課程に関する改正の概要

日 浦 直 美

(関西学院大学)

### はじめに

関西学院大学は、1924年に文学部英文学科の卒業生に英語科教員無試験検定申請資格が認められて以来、教員養成の伝統を守り続けています。本学の教員養成の中心的な役割を担っている教職教育研究センターは、全学部学科に認定されている教職課程に関する教育ならびに実践的研究をとおして、多くの卒業生を中学校・高等学校の教員として世の中に送り出して参りました。現在、取得できる免許状の種類は、中学校教諭一種及び専修免許状、高等学校一種及び専修免許状で、取得可能な教科は、宗教、国語、英語、フランス語、ドイツ語、社会、地理歴史、公民、福祉、商業、理科、数学、情報、保健体育の14教科に及びます。これらに加え、2009年には、教育学部が創設され、教育学部生に限り、幼稚園教諭一種免許状及び専修免許状、小学校教諭一種免許状及び専修免許状を取得できるようになりました。

この度、幼稚園教諭免許課程についてお話しする機会を与えていただき、一緒に学び合う時を共有させていただけますことを、大変有難く、感謝申し上げます。阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会（阪神教協）の課題研究会において、幼稚園教諭免許課程に関する報告は、この度が初めてとうかがっております。新幼稚園教育要領・新学習指導要領においては、育成すべき資質能力を軸に、幼児教育から高等学校の教育まで一貫した理念のもと、教育内容の改善がなされたと言われておりますので、普段、小・中学校や高等学校の教職課程にかかわっておられる先生方には、幼稚園の教育内容や教職課程が、小・中学校や高等学校の教育内容や教職課程と関連があることをご理解いただけましたら、また、幼稚園教諭免許課程を置いておられる大学の先生方には、これを機会に情報交換をして、色々ご教示いただけましたら有り難く存じます。

### I. 「幼児教育」の改革

#### 1. 教育改革をめぐる現在の議論の背景：2つの変化

この度の幼児教育に関する教育改革の背景には、2つの大きな変化、動きがあります。第1に、他の教育分野も同様に影響を受けていますが、21世紀型教育への動向が挙げられます。今後のAI（人工知能）の発展を視野に入れ、未来社会を生きる人間にはどのような能力が求められるかが検討されています。例えば、批判的思考力、問題解決能力、コミュニケーション

ン力、企画力、プロジェクト力、情報通信テクノロジーの活用力、このような能力が必要な能力として強調されていますが、これらは、幼児教育の内容と無関係ではありません。上述のことに関連して、特に幼児期では、非認知能力、すなわち、目標に向かって頑張る力・他の人とうまく関わる力・感情をコントロールする力を育てることが重要だと考えられています。

第2に、幼児教育が世界的に注目されるようになったということが挙げられます。経済協力開発機構 OECD（2006）は、乳幼児期の保育・教育への公的な投資が、社会的・経済的に非常に有効な政策手段であることを、子どもの発達に関する縦断研究で実証的に示しました。このことは世界的に非常に大きなインパクトを与えました。また、OECD の報告書は、男女共同参画社会への手立てである母親の就労のために、子どもを預ける保育施設が必要であるけれども、保育施設の量よりも、実は、保育・教育の質が問われていることを強調しています。市井の人々、政府の議論は、どちらかと言いますと保育施設の量の方に傾いていますが、第二次世界大戦後間もなく世界的に広まった保育所・幼稚園での保育・教育が、OECD 参加国では概ね定着し、改めて乳幼児期の保育・教育の質とは何かということが問われています。

## 2. 今後の幼児教育

幼児教育に関する国のガイドラインは、幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定子ども園教育・保育要領に示されています。この度のこれらの改訂及び小学校の学習指導要領の改訂を受け、幼児教育に関しては、①「幼児教育」としての共通性の確保、②幼児教育と小学校以上の教育をつなぐことの2点が強調されています。

### ① 「幼児教育」としての共通性の確保

幼児教育は、どこで行われているのでしょうか。幼い子どもの保護者の方のほとんどは、おそらく、保育所は子どもの世話をする所、幼稚園は子どもを教育してくれる所というような捉え方をしておられるのではないかと思います。したがって、幼児教育は幼稚園で行っていると考える人が多いことが推測されます。しかし、子どもは生まれた瞬間から、身の周りの人的・物理的環境に自ら働きかけ、それらとの相互作用を通して学習しています。したがって、保育所に在籍している0歳児は学んでいない、学習していないとは言えないわけです。しかし学びの質のことを考えると3歳未満と3歳以上では異なります。そこで、この度の改訂では、3～5歳児に限定して、3・4・5歳児に対する教育・保育を、幼稚園・保育所・幼保連携型認定子ども園のいずれにおいても、共通して「幼児教育」と呼ぶと法律で決めています。また、新幼稚園教育要領・新保育所保育指針・新幼保連携型認定子ども園教育保育要領の3歳以上については、国の指針として、共通の記載とすることが決められました。また、すべての幼稚園・保育所・幼保連携型認定子ども園の3歳児以上に関して、保育内容の5領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）の内容も同一のものが指導されることになりました。

### ② 幼児教育と小学校以上の教育をつなぐ

幼稚園は、学校教育法の第1条で、学校教育の枠組みの中に位置づけられ、平成19年の

学校教育法の改正の時まで、学校の範囲として、「学校とは小学校、中学校、高等学校（中略）、及び幼稚園とする」とされていました。専門家の間では、順番として最後に記載されていることが、ある意味、子どもの側に立った見方であり、幼稚園教育の独自性を担保していると考えられていました。言い換えるなら、幼稚園教育は、法律によってその独自性が守られてきたと言えます。ところが、平成19年の学校教育法の改正の時から、幼稚園は小学校の前に記載されるようになり、この時から小学校との連携が従来以上に強調されるようになりました。ちょうど「小1プロブレム」などという言葉が流布した時期と重なり、幼稚園から小学校に上がる時に子どもが困らないよう、「段差のない滑らかな接続」がなされることが望ましいとされたわけです。この時、幼児教育の独自性が薄まり、学校教育の前倒しを求められるのではないかと危惧する声が多く巻き起こりましたが、学校教育の中で、幼児教育の基本理念である「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする（第22条）」という文言は、幼児教育の特徴を最も具現化し、独自性を表すものとして残されました。

このような流れを背景として、この度の幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定子ども園教育・保育要領及の改訂では、乳児からの発達の連続性や「資質・能力」を中心とする考え方によって、幼児教育と小学校以上の学校教育で共通する力の育成を目指すこととされています。幼児期は、小学校、中学校、高等学校での教育を通して伸びていく「資質・能力」の基礎を培う時期ですが、幼児教育は、幼児が身の周りの人的・物理的環境に主体的に関わり、試行錯誤を通して学習していくプロセスを重視します。この度の改訂では、幼児教育において育みたい「資質・能力」を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の基礎といった言葉で表現し、小学校以上の教育で育成する資質・能力との共通性を強調しています。「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」は、何かについて知ることや考えることという知的な力、「学びに向かう力・人間性等」は、様々なことに意欲をもち、粘り強く取り組み、高次なものに向かって頑張っていく力のことで、情意的または協働的な力と説明されています。知的な力と情意的、協働的な力が相互に循環していくことが必要であり、幼児教育はそのような力を育てていくことを目指していることが明確に示されました。（図1参照）。

以上のことから、この度の改訂によって、幼児教育の独自性は、より明確になったと言われています。図1にも示されていますが、特に「遊びを通しての総合的な指導」という言葉と、「環境を通して行う教育」という言葉は、幼児教育の独自性を最もよく表わす言葉です。育みたい資質・能力は、小学校以上の教育と共通であるけれども、教育の方法は、小学校以上とは異なるということがこれらの言葉によって明らかにされています。しかし、幼児教育の方法の独自性を表すこれらの言葉は、一般の方には非常にわかりにくい言葉です。これらを適切に行うには、教員の専門性が問われるわけですが、「遊びを通しての総合的な指導」、「環境を通して行う教育」の内実を、教員養成の段階で、学生たちが、主体的に学び理解できるよう、また、彼らが教員になった時に、他の人に自分の言葉でこれらの言葉の中味の説明ができるよう指導することが、教職課程を担当する教員に強く求められていると思います。

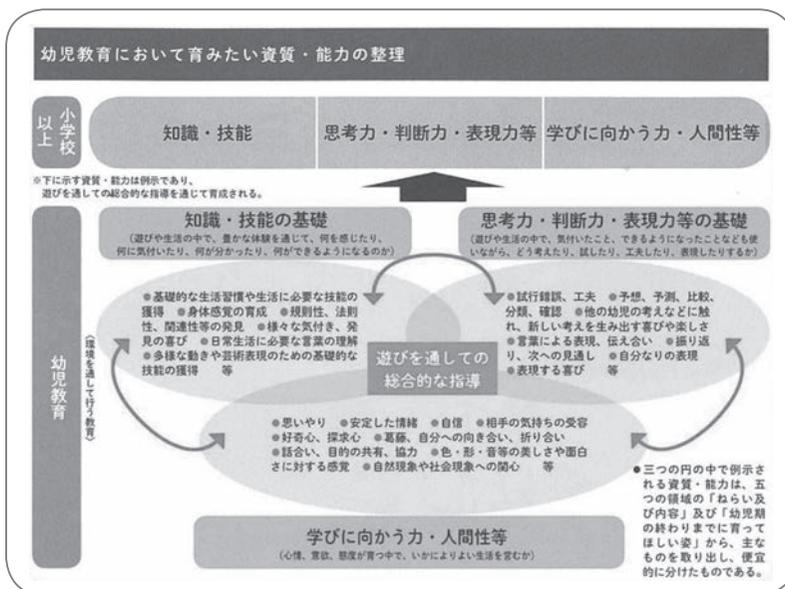


図1 幼児教育において育みたい資質・能力

出典：無藤隆・沙見裕幸 編著，イラストで読む幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領はわかりBOOK，学陽書房，2017.8，p11，文部科学省「幼児教育部会における審議のとりまとめ（平成28年8月26日）」より

図1の右下の説明にある通り、3つの円の中に提示されている資質・能力は、幼児教育における保育内容の5領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）の「ねらい及び内容」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」から、主なものを取り出して、便宜的に分けたものです。幼児教育関係者が懸念する点としては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の10項目を、子どもの能力や学習成果、あるいは、就学前までにこうなっていなければならない姿として、間違って解釈する危険性があるということです。これらはあくまでも、子どもの具体的な様子であり、育ちの方向性であって、教育の結果ではないのですが、このことを、教職課程の教科目の中で丁寧に学生に伝えていくこと、また、幼少の連携の意味で、小学校の教職課程でも、この点に留意して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を受け止め、理解を深めていただけたらと思います。

## II. 幼稚園教諭免許課程の質改善

### 1. カリキュラムの一定の明示

幼稚園教諭免許課程に関し、この度、何が改善されたのでしょうか。幼稚園教諭免許課程に関しては、これまでカリキュラムの枠組みは示されていたものの、その内容については、教員養成校にある程度任されておられ、調べてみますと、多様で、かなりのばらつきがありました。このことは、ある意味、各大学の特色を示すことに繋がってはいたものの、教職課程の質の保証という観点からは課題がありました。この度、このような現状にかなり踏み込ん

で、教職課程の質の保証を進めるという目的のもと、カリキュラムを国の規定により一定にするよう明示したことは、第一の改善点と捉えられます。しかしその反面、このことによって、各大学のカリキュラムの特徴は出しにくくなったと言え、このことが批判される点でもあります。このような批判はありますが、幼稚園教諭免許課程の質が担保されたという側面から、コアカリキュラムが示されたことを積極的に評価することはできると思います。また、実践的指導力のある教員養成ということから、科目のくくり方、必修内容の充実が検討され、特に「教科に関する科目」（小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育）から「領域に関する専門事項」へと名称を変更し、幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域を定めたことによって、幼児教育の特質を強調するカリキュラムになりました。このことも、幼稚園教諭免許課程の改善点と言えるでしょう。さらに、構造的条件・前提条件の改善として、教員養成校の教員が研修を受ける仕組みを作ることが挙げられています。

## 2. 幼稚園教育の質保証と専門職としての幼稚園教諭の育成

教師の専門職性については、多くの議論がありますが、特に幼稚園教諭が専門職であるのかどうか、また、仮に専門職と言うならその専門性とは何かということは、近年、幼児教育の領域では中心的な研究課題となっています。一方、平成29年度の文部科学省による学校基本調査によれば、わが国の幼稚園のうち、私立幼稚園は全体の63%、在籍園児数は、全体の約80%を占めていますが、私立幼稚園の教員は、早期離職の傾向があり（西坂,2014）、このため、教育内容の質保証は困難です。これらのことを背景として、この度の幼稚園教諭免許課程では、専門職としての幼稚園教諭の育成ということが、強調されています。関連して、今年度から研修と処遇改善を連動させる動きも出てきています。教員養成をキャリア発達・キャリアパスの視点で捉え直し、専門職としての幼稚園教員の養成をその後の現職研修などと関連づけていこうとしていることが特徴だと思われます。具体的には、それぞれのキャリアステージによって、研修のためのコンピテンシー（能力・行動特性）を明確にし、養成校と自治体や幼保団体が連携して、長期的視野での教員の育成を行っていくことが期待されています。

## Ⅲ. 再課程認定への対応と今後の課題

### 1. 再課程認定に向けての準備状況（関西学院大学教育学部の場合）

最初に、再課程認定に向けて、どのようなことを行ってきたか、関西学院大学教育学部の準備状況について簡単にご報告いたします。体制としては、再課程認定に向けての作業を円滑に行うため、学部長のもとに、数名の教職員からなるワーキングを立ち上げております。このワーキング・グループが、学内の教職教育研究センターと連携しながら、準備を進めております。昨年末までに、各教員が、業績書を提出するよう要請され、各教員は示されたフォームに従って業績書を作成して提出いたしました。その内容は、ワーキングでチェックしてい

ます。業績に関して、教員の努力を促すために、これまで年に1回発行していた紀要を、春号と秋号の2回発行することにいたしました。並行的に、各教員が手分けして説明会等に出席して情報を集め、必要な情報は、学部で共有するようにしています。つい最近のことですが、必要な人に向けて授業科目のシラバスとコアカリキュラムへの対応表を提出するよう依頼し、今後、正式なフォームが示された際、1週間以内に提出できるよう準備を進めています（2018年3月の時点で、正式なフォームを提出済みです）。

## 2. 教職課程科目の改革に養成校としてどう対応するか

言うまでもなく、教員の資質・能力の向上と教員養成課程の質の向上は密接に関連しています。大学教育の課題は、目指すべき能力（competency）と・大学教育の成果（outcome）をどのように保障するかということだと言われています。したがって、教員養成校の教職課程として、責任あるカリキュラムが求められていると言えるでしょう。

幼稚園・小学校・中学校に共通する部分については、示されたコアカリキュラムを基に、見直しをして再編するよう研究会で助言がありました。私共は、今は、最小限の変更にとどめておき、なるべくこれまで通りの内容で申請し、その後、調整することにしています。

次に、「領域及び保育内容の指導法」については、幼稚園教育の特質を明確にして、その実践に資する内容にすることが求められています。できるだけ示されている「モデルカリキュラム」の内容を取り入れたカリキュラムにして、そこに担当教員の独自性がどのくらい盛り込めるかということが課題です。さらに「領域の専門的事項」に関しては、保育内容を専門としての意義をもつようにするよう指導されていますので、そのようになるよう検討しています。

「領域及び保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」の中に、イ)領域に関する専門的事項とロ)保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）があり、イ)とロ)を合わせて一種は16単位（二種は12単位）と決められていますが、その組み合わせ方法（例えば一種16単位の内訳）は、どのような幼稚園教諭を育てるか、どのような学問的基盤や幼児教育に関わる専門性をもった教員がいるかによって異なります。つまり、そこに学部や大学の独自性を出せるようにしてあると捉えることもできます。私どもの学部は、イ)とロ)の単位数を同じにし、同じ教員が担当することで、対応することにしております。イ)の領域に関する専門的事項は、コアカリキュラムが示されていませんが、「何を」「どのように」指導するかという視点で見た時の「何を」にあたる部分に必ず、幼児、幼児期、幼児期の教育の視点を入れるよう指導があり、科目担当者についても、業績の中に、幼児と幼児期の教育、幼稚園教育についてよく理解していることが分かるような業績がなければならないとかがっています。こちらは、シラバス審査と、教員審査の両方があるとのこと。また、保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）の担当者と、連携を取る必要があるとのこと。私どもは先述のように、同じ教員がイ)とロ)を担当する予定です。

ロ)の方は、コアカリキュラムが示されています。したがって、コアカリキュラムをより具体的に、授業の展開をより分かりやすく示すことが求められています。幼稚園教育要領に示す幼稚園教育の基本・考え方を含める資質・能力、幼稚園教育における見方、考え方を含

めること、ねらい及び内容と幼稚園教育における評価を結びつけること、指導案作成や模擬保育及びその振り返りを含め、主体的に学ぶ機会を増やすこと、映像資料やICT等を効果的に活用して、学生が具体的な保育場面をイメージしながら学べるよう工夫すること等が求められています。加えて、授業担当者は幼児教育に関する研究を通して、幼稚園教育、幼児期の教育を理解している者が望ましいとされています。なお、この部分については、シラバスの審査のみで済むのかどうかはまだ不明です。

### 3. 今後の課題

今後の課題として以下の項目が挙げられています。

- ① カリキュラム（シラバス等）と担当科目に関連した教員の業績の公開
- ② 学生ひとり一人の教職カルテの提示（コンピテンシー確保の証明のために、学生指導の一貫性が求められる）
- ③ 教職課程としての実習指導の充実（ただインターンシップに行かせるだけではなく、学習成果の確認ができるような工夫が必要）
- ④ 教職課程の中味と大学評価との連動への準備（大学の評価との連動で、第三者評価によって教職課程の中身もチェックされる可能性がある）

### 参考文献

- ・無藤隆，保育教諭養成課程研究会，平成28年度幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究（保育教諭養成課程研究会資料），2017
- ・無藤隆 代表 保育教諭養成課程研究会編，幼稚園教諭養成課程をどう構成するか～モデルカリキュラムに基づく提案～，萌文書林，2017.11
- ・無藤隆・汐見稔幸 編著，イラストで読む幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領はわかり BOOK，学陽書房，2017.8，p11
- ・西坂小百合，幼稚園教諭の職業継続の意思と教職経験年数・職場環境の関係，共立女子大学家政学部紀要 第60号，2014，pp.131-139
- ・小田豊，幼保一体化の変遷，北大路書房，2014.4
- ・OECD 編著，星三和子，首藤美香子，大和洋子，一見真理子訳，OECD 保育白書：人生の始まりこそ力強く：乳幼児期の教育とケア（ECEC）の国際比較，明石書店，2011.3（OECD Publishing, Starting Strong II：Early Childhood Education and Care, 2006/9/30）

## 質疑応答の記録

白 銀 夏 樹  
(関西学院大学)

テ ー マ：再課程認定をめぐる諸問題

日 時：2017年10月18日(水) 14:00~17:00

会 場：関西学院大学

話題提供：

発表1 佐野 正彦氏 (大阪電気通信大学)

発表2 岡邑 衛氏 (甲子園大学)

発表3 日浦 直美氏 (関西学院大学)

司 会：田中 保和氏 (大阪人間科学大学)、若槻 健氏 (関西大学)

記 録：白銀 夏樹氏 (関西学院大学)

本日の課題研究会は、来る「再課程認定申請」に向けて、各加盟校が課題を共有し問題解決にあたることを趣旨とした。そのため議論の時間を多く設け、登壇者との質疑応答だけでなくフロアからの情報提供も積極的に受け付けた。以下は話題を内容ごとに整理し、その概要を記録したものである。なお「フロア」とあるのは、登壇者ではなく当日の参加者からの情報提供である。

① 登壇者はコアカリキュラムをどのように理解しているか。

**日浦**：幼児教育の質保証の指標としてとらえている。

**岡邑**：同じく。最低限の内容が示されたとともに、目標が詳しくなった。

**佐野**：文科省の定義では、全ての大学で共通に学生が習得すべき資質能力。今回はコンピテンシ・ベースドとした点に特色があるが、そのため出口を縛るものとして使われる危惧もある。

② コアカリキュラムについて。基本的に身に付けるべき資質能力といわれているが、教科ごとのスキルなのか、それとも21世紀型スキルというコアスキルか、コミュニケーションスキルなのか、登壇者はどのように受け止めているか。

**佐野**：世界的にはコンピテンシ・ベースドの流れだが、文科省の教職課程のコアカリキュラムに関しては、内容を縛るための到達目標にも感じられ、中途半端というか後退に見える。私個人としては、自分で考えたり協力しながら問題解決できる資質能力としてコアカリキュラムを考えたい。

**岡邑**：私は、キーコンピテンシーに重点を置くものと理解している。

**日浦**：幼児教育の場合は、そういう考え方はあまりしていない。私自身は、他の登壇者と同じような考えかなと思われた。

③ 新しく始まる「特別支援教育」と「総合的な学習の時間の指導法」。これまでの授業と組み合わせるか、それとも新たに授業を設けるか、登壇者の勤務校ではどう対応するか。

**佐野**：本学では「特別支援教育」は2単位で開講。シラバスの半分以上にコアカリキュラムの到達目標を入れている。「教育の方法及び技術」と「特別活動」は、アクティブ・ラーニングという点で共通しているから同じ授業に組み入れた。

**岡邑**：本学では学生の負担を考慮して、「特別支援教育」は1単位で話を進めている。「総合的な学習の時間の指導法」は、内容的に他の授業と結びつけるのが難しいと考えた。今のところ、「教育の方法及び技術」と共通性が大きいと考えている。

**日浦**：保育士の授業で「障害児教育」があるので、本学ではそれを活用する。「気になる幼児」という幼児教育の用語があり、増えているとも昔からいるともいわれるが、以前から取り組んでいる。

**フロア**：本学（音楽の中高免）では現在、特別活動1単位、特別支援教育2単位を設けている。これから総合学習2単位の授業を新設の予定である。学内の人事計画の経緯や、総合学習の専門家が少ないという問題もある中で、このような対応になりそうだが、学生の負担も増える。

④ 学校安全への対応は「特別活動」で扱えるか。幼稚園の安全はどこで扱えばよいか。

**佐野**：文科省の「免許法施行規則に定める科目区分等」では「基礎的理解」の区分に入っているので、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」で扱うことは避けられないだろう。

**日浦**：幼児教育では、五領域のひとつ「健康」の中に「安全な生活」が入っている。

⑤ 「教育の基礎的理解に関する科目等」（旧「教職に関する科目」）の開設時期について。

**佐野**：本学では旧「教職に関する科目」の三分の一は集中講義。夏休みの暑い時期の集中講義も多いが、ワークショップなどができるメリットもある。だが今後はコアカリキュラムのため、ワークショップは難しくなるかもしれない。

⑥ 業績審査について。コアカリキュラムの中でも「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」は特に分量が多いため、業績審査に不安がある。

**佐野**：全ての事項を十全に備えている大学教員はいないだろう。安全教育と地域連携については業績が問われないという話もある。前回の再課程認定のときには、担当教科との関連を説明してほしいと文科省が求めてきたので、今回もその関連を表現することが大切だろう。

**日浦**：参考までに。9月21日の文科省説明資料には、「授業内容の主たる項目について、（中略）総合的に判断する」とある。

**フロア**：本学では今年に課程認定申請したが、佐野先生の「関連を表現する」ことをやはり

求められた。また特別支援教育などでも全ての事項の業績が必要かどうか、文科省の事前相談や電話でも教えてもらうことができるだろう。

- ⑦ 平成30年3月末締め切りの変更届と再課程認定申請との関係について。シラバスは、平成30年度4月のものが平成31年4月に変更になる場合のみ、再課程認定申請で提出という理解でよいか。変更届で前倒してシラバスを変更していれば、再課程認定申請での提出は不要か。

**佐野**：その前提で各校も取り組んでいるだろう。

**司会**：文科省の最初のQ&Aではそこは説明されていなかったが、その後OKということになった。前倒して変更届で変えることも各大学の判断だろう。

**フロア**：変更届は個別審査なので再課程認定ほど大変ではないだろう。

- ⑧ 学校ボランティアの単位について。本学ではすでに全学教養科目でボランティアを通年開講しているの、学校ボランティアを独自科目で開講することも考えている。佐野先生が新設を避けた理由はなぜか。

**佐野**：独自科目という発想は本学でもあった。かつて在職していた大学で総合演習にボランティア活動を組み込んでいたが、ある関係者から「本来それは認められない」といわれたことがあった。文科省に相談されるのがよいだろう。独自科目に対して文科省は何も言わない可能性もある。

- ⑨ CAP制と単位増について。本学では教職の単位数を最低習得単位数ギリギリで定めている。しかし再課程認定申請での文科省の要求は実質純増のため、増やさざるを得ないと考えている。他方で本学はCAP制を設けてもいる。そのあたりの事務方や教員との間で見解が分かれている。ご助言を。

**佐野**：教員養成のためには増やしたい状況だが、非常勤や常勤の増員に厳しい制約を設ける大学もある。開放制教員養成では限られたスタッフしかいない中で、旧「教職に関する科目」は分割されたものもあり、学生の負担減だけでなく苦しい判断を迫られている。先ほどの「社会的、制度的又は経営的事項」などは二つ科目を立てるほうがよいぐらいだが、それが大学のキャパシティを考えると難しいのが現状。お気持ちはとてもよく理解できる。

- ⑩ 科目の学年配当について、再課程認定を機に根本的な改変を行うか。

**佐野**：本学は既存科目を維持したので本質的な再検討はしていない。教職の科目を全学共通科目・教養科目を兼ねるかかどうかという議論はあるが、教員養成にとっての本質的な議論ではない。

**岡邑**：本学はカリキュラムマップの再検討中である。

## ⑪ その他

フロア：本学（幼小中高免）の近年の対応と文科省関係の勉強会等について情報提供。

- 平成 25 年度ごろに受けた文科省の実地視察の中で「同一科目は同一シラバスでやるように」と指摘され、それに従っている。各教員の専門性はともかく、学生全員にきちんと教えるように、という趣旨だった。
- その時「障害のあるお子さんの教育、きちんと扱っていますか？」と聞かれた。今回の再課程認定では、わざわざ特別支援教育を別個に切り離すことに意味があるようだ。
- 特別支援教育の単位数（1 単位か 2 単位か）については、本学では認証評価で受けた CAP 制の指摘などをふまえて、スリム化の方向で進めている。
- 文科省に小学校の「教科に関する科目」のコアカリキュラムの委員会ができたとのこと。これからは特例措置がなくなり幼小分離がさらに加速すると予測される。
- コアカリキュラムは作成した委員会側からすると最低限の質保証とのこと。公認心理士のカリキュラムにもこの方向は広がっている。だが画一化も危惧される。到達目標はコアカリキュラムをそのまま踏襲するのではなく各大学で考えてほしいと文科省はいうが、その時間がない。また厳密に到達目標に対応した評価基準・評価方法を導入することにも問題がある。開放制ならともかく、教育学部や短大保育科にしながら免許取得が難しい学生はどうするのか、きちんとやることで問題が大きくなることが憂慮される。

## 【第3回課題研究会報告】

# 課程認定申請大学からの事例報告

～指摘事項を中心に～

教務本部長 野田 浩二  
(大阪成蹊大学 大阪成蹊短期大学)

## 1. はじめに

本学は平成30年度の課程認定を申請しましたが、当初は平成31年度に先送りしては、という意見もありました。つまり、平成30年度開設の申請をした場合、1学年限りの教職課程になると同時に、まだ認定されていない申請中の課程について再課程認定申請準備をしなければならないという事態が生じるからです。結果的には平成26年度に開設した教育学部が完成年度を迎える翌年から新コースを立ち上げ、同時に大学院を設置する意義は大きいとの判断のもと、再課程認定を念頭に置いた課程認定申請を行なうこととなりました。

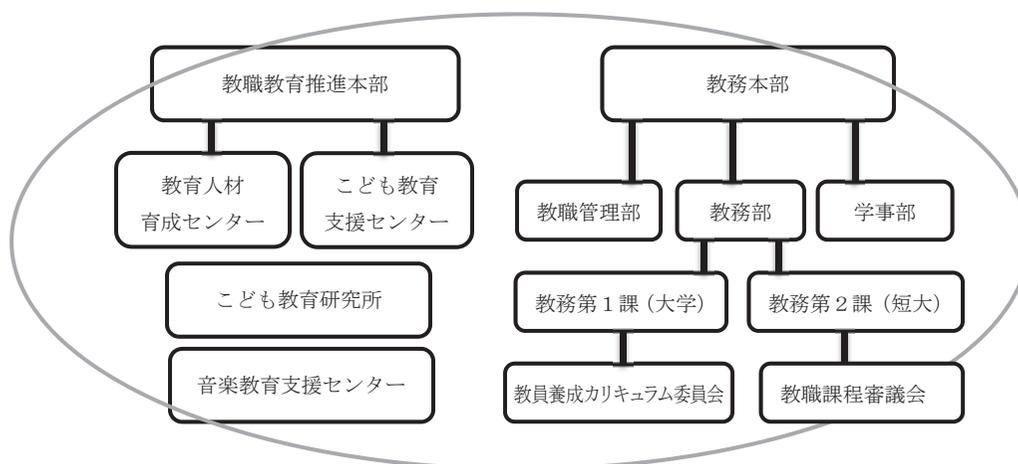
## 2. 本学の教職課程の概要と支援体制

平成29年度現在、大阪成蹊大学は3学部4学科、大阪成蹊短期大学は7学科を擁し、そのうち大学の3学科と短大の4学科に次の教職課程をおいています。

	学部・学科（定員）	免許種
大学	マネジメント学部マネジメント学科（90）	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民） 高等学校教諭一種免許状（商業） 高等学校教諭一種免許状（情報）
	芸術学部造形芸術学科（177）	中学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（美術）
	教育学部教育学科（120）	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
短大	幼児教育学科（300）	幼稚園教諭二種免許状
	生活デザイン学科（50）	中学校教諭二種免許状（家庭）
	グローバルコミュニケーション学科（30）	中学校教諭二種免許状（国語）
	栄養学科（120）	栄養教諭二種免許状

また、本学では「教職支援センター」のように、教職課程に係わるすべての業務を一元的にまとめる組織は置いておりませんが、次に示すとおり、複数の組織が有機的につながりを持ち、全学的に教職課程の支援体制を構築しています。

## 教職課程支援体制



### 3. 平成 30 年度課程認定申請の概要

今回の課程認定申請の当初案は下表のとおりです。教育学部教育学科に「英語教育コース」、  
「保健体育教育コース」を置き中高の一種免許を、大学院は設置認可申請のもと、教育学研究科教育学専攻を置き幼稚園および小学校の専修免許を、それぞれ課程認定申請すべく事前相談に入りました。

(当初案)

教育学部	教育学科 (180名)	幼児教育コース 初等教育コース <u>英語教育コース</u>  <u>保健体育教育コース</u>	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 <u>中学校教諭一種免許状(英語)</u> <u>高等学校教諭一種免許状(英語)</u> <u>中学校教諭一種免許状(保健体育)</u> <u>高等学校教諭一種免許状(保健体育)</u>
大学院 (新設)	教育学研究科 (新設)	<u>教育学専攻</u> (新設)	<u>幼稚園教諭専修免許状</u> <u>小学校教諭専修免許状</u>

しかしながら、この当初案は出だしから大きな指摘を受けることになります。詳しい内容は次の課程認定申請のスケジュールとその内容の項目でご説明します。

なお、今回はメインとなる大学の課程認定申請に絞って時系列に報告させていただきます。

#### 4. 課程認定申請スケジュールと内容

##### 《スケジュール》

【平成 28 年】	9 月 2 日	事務相談①
	9 月 6 日	メール相談
【平成 29 年】	1 月 23 日	事前相談②
	3 月 24 日	課程認定申請書提出
	5 月 9 日	指摘事項メール受信（5 月 23 日対応）
	6 月 13 日	指摘事項（再・追加）メール受信（6 月 21 日対応）
	12 月 11 日	認定通知 到着

##### 《具体的な内容》

##### 【9 月 2 日：事務相談】

##### 〈質問〉

現在、教育学部教育学科にて、初等教育コースに小一種免と幼一種免、幼児教育コースに幼一種免の認定を受けている。今回、現在の教育学科に新たに複数の「履修区分」を設け、英語教育コースとして中一種（英語）・高一種（英語）、保健体育教育コースとして中一種（保健体育）・高一種（保健体育）の免許課程を申請したい。

##### 〈回答 1〉

大阪成蹊大学の教育学部は開放制の学部であり、教員養成を主たる目的とした学部とはいえないため、履修区分を設けることだけで課程の追加を認定することはできない。入学定員が学則で定められた組織である必要がある。また、教員養成を主たる目的とした学部であるとすれば、附属施設（4 校種）を置くことが必須条件となる。附属学校を設けないと教育実習で一般の学校現場に過度な負担を強いることになる。

##### 〈回答 2〉

学科の教育課程と免許種の相当性が問われる。このたびの申請にかかる課程の教育課程において、現状では十分な科目配置がなされていると認められない（英語と保健体育の科目をどの程度配置するのがポイント）。本来、124 単位相当を使用して教職（教科）を教えないと教育の現場で通用しない。開放制の学部において設置するならば、少なくとも、教科と指導法で 50 単位を超える科目を設定する必要がある。

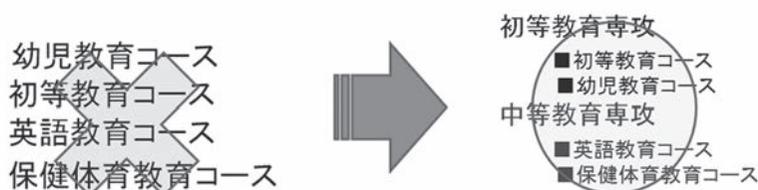
【9月6日：メール相談】

〈質問〉

既設の2コースとは別に、新設するコースをまとめて入学定員とし、学則に定める方法で設置すればよいか？

〈回答〉

学科内で専攻分離し、学則で定員を設定すること。



【1月23日：事前相談】

〈質問〉

大学について、次の内容で教育課程を整え定員を設定したがこの考え方でよいか。

- ①教育学部教育学科に「初等教育専攻」を設け、初等教育コースと幼児教育コースを置く。(定員固定：120名) 現状のまま
- ②教育学部教育学科に「中等教育専攻」を設け、英語教育コースと保健体育教育コースを置く。(定員増：60名) (※学則にて、専攻を分離し定員を設定)
- ③英語教育コースの教育課程および保健体育教育コースの教育課程を大幅に見直し、教科・教職の科目を70単位以上とする。

教育学部	教育学科	初等教育専攻 (120名)	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
		中等教育専攻 (60名・新設)	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語) 中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
大学院 (新設)	教育学専攻 (新設)	教育学研究科 (新設)	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状

〈回答〉

基本的にこの考え方でよい。

**【5 月 9 日：指摘事項】**

**〈指摘〉**

- 英文のシラバスについては、和訳されたもののみを提出するか、英文に和訳を併記する形で提出すること。
- 66 条の 6 の科目の「日本国憲法」については「人権」のみではなく、「統治行為（統治機構）」の両方を学べるようにする必要がある。人権と統治機構の両方を取り扱うように授業内容を再考すること。
- いわゆる行政文書は、文書内に執筆者の名称が明示されていない限りは本人の執筆業績とみなすことができないので再度確認すること。
- 「教育実習の受講資格」について、「教育課程及び指導法に関する科目（道徳教育の指導法、特別活動の指導法）」「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」を受講資格に加えること。

 5 月 23 日 指摘に対応

**【6 月 13 日：再・追加指摘事項】**

**〈指摘〉**

- 教育実習の受講資格について、「教育課程及び指導法に関する科目（道徳教育の指導法、特別活動の指導法）」「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」を受講資格に加えること。  
⇒ 指摘科目を「履修済み又は履修中であること。」としているが、教育実習にあたって必要な知識・技能を満たした上で、実習に臨めるようになっているか確認すること。
- 教育相談及びカウンセリングに関する業績があることは分かるが、免許法施行規則「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の区分に対応した業績が不足しているので、業績を追加すること。著書 No.2 のように「教育心理学」には各領域（例：教授と学習）があるが、それらを満たすような業績となっていない。

 6 月 21 日 指摘に対応

## 5. 総括

今回は既存の教育学部における申請であるということから、当初は「コースを追加する」という、ともすれば安易とも取れる考え方が学内にありました。そのため、当初案に対し、文科省から付属施設の必要性や教育課程と免許の相当性について指摘を受けたときには、学内に大きな衝撃が走り、一時、申請の取り下げも覚悟したほどです。しかしながら、この指摘を受けたことにより、課程認定の原点に立ち戻ることができ、結果、教職課程のみならず教育課程の充実が図れたことは、今後につながる良い経験になったと思います。

また、事務局指摘以降の委員会指摘に備え、学長以下、関係教職員全員で即時対応可能な態勢を構築することができたことも、大学としての一体感が醸成され、教務本部としては大きな安心材料となりました。

今回は幸いにも事務局指摘にとどまりましたので、比較的余裕を持って対応することができましたが、平成30年度の再課程認定申請や、将来の实地視察への対応等を念頭に、日頃から自大学の教職課程の点検を怠らず、教職課程の質を担保しておく必要があることを今、強く感じています。

最後に、このたびの申請にあたりまして多方面でご協力いただいた皆様に、この場をお借りしてお礼申し上げます。

## 課程認定申請大学からの事例報告

ープロセス、設置の趣旨、教員審査を中心にー

松 宮 慎 治<sup>1)</sup>

(神戸学院大学)

### 1. はじめに

神戸学院大学の松宮と申します。本日はこのような機会を頂戴しましてありがとうございます。私からは、来年度（2018年4月）に新たに開設する心理学部における高等学校教諭一種免許状（公民）の課程認定申請に関する報告をさせていただきます<sup>2)</sup>。心理学部の開設はいわゆる届出によるもので、既存の人文学部人間心理学科の改組に近い形で設置します。カリキュラムは大幅に変わりますが、定員は同じです。以前であれば、この形式は課程認定が必須であったわけですが、実は2016年度から、場合によっては変更届で対応できる制度が設けられました<sup>3)</sup>。したがって、ベストな選択は2016年9月末に変更届の提出を行うことでした。しかしながら、大学設置室に行く「事前相談」<sup>4)</sup>の学内了承が得られたのが2017年1月であり、私が新学部設置を把握したのもこのタイミングであったため、その選択をとることができませんでした。つまり、ベストな選択を逃した課程認定を急遽行うことになり、1ヶ月あまりという無理のあるスケジュールで申請書提出を余儀なくされたということになります。

以上を背景として報告の結論を先取りすれば、次の3点となります。第1に、今回の申請では2度の薄氷を踏みました。2回ほど、「これはダメかもしれないな」と思ったということです。第2に、設置の趣旨は「公民の教科指導」「チーム学校」「学位プログラムとの相当関係」の3つの視点から説明しました。これは様式第8号アという、事前相談の際の最重要書類の1つを説明するための枠組みです。第3に、教員審査では、書類作成のコストを最小限に下げつつ、「ディフェンス」を行いました。これらの結論に含意されることは、やはり薄氷を踏むのは避けたいということです。そして、ヒト、モノ、カネ、時間、情報という5つがあったときに、もっとも大切な資源は時間であるということを改めて実感しました。時間がきわめて少なかったために、防戦一方になってしまったというのが今回の反省です。

ところで、私が課程認定を受けるためのポイントとして普段挙げているのは、次の3つです<sup>5)</sup>。

- 免許教科と学位名称の関係が深い
- 「教科に関する科目」に卒業要件科目が一定程度存在する
- 「共通開設科目」の取扱いに違反していない

課程認定基準を満たしていて、かつ上記3つのポイントを充足（していることを説明）すれば、認定されないことは起こりにくいと考えています。この理由は、現在の日本の大学の質保証は多くの場面で準則主義だからです。準則主義というのは、行政の判断や裁量によらず、法令等の要件を満たしていれば認可されるという仕組みです。「難しい」「大変だ」と煽るのが好きではないので、このようなポイントを初めにお示しして、安心いただくようにしています。

## 2. スケジュールと2度の薄氷

今回も含めた、過去の課程認定の実績は次のとおりです。

- 2013年度 現代社会学部現代社会学科／社会防災学科の、中一種免（社会）・高一種免（公民）【新学部設置（2014年4月開設）による】
- 2014年度 グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科（英語コース）の、中一種免（英語）・高一種免（英語）【新学部設置（2015年4月開設）による】
- 2014年度 総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科の、高一種免（福祉）【学部改組／カリキュラム改正（2015年4月）による】
- 2014年度 栄養学部栄養学科（うち管理栄養学専攻）の、栄教一種免【学部改組／カリキュラム改正（2016年4月）による】
- 2016年度 心理学部心理学科の、高一種免（公民）【新学部設置（2018年4月開設による）】

このように見ていきますと、実感よりも意外に少ないという印象です。それゆえ、今は過去の遺産でお仕事をいただいているような状態かもしれません。2014年度は、2016年4月スタートの課程から申請期日が5月末から3月末に前倒しされた関係で、結果として同一年度で2回、異なる開始年度の申請書を提出することになりました。

今回の申請に焦点を当てると、スケジュールは次のとおりでした。

- 1/17(火) 2019年度の新心理学部設置予定を把握
- 1/19(木) 教職課程カリキュラムと設置の趣旨の初版作成
- 1/20(金) 心理系で直近に認定を受けた大学にリサーチ  
—この期間に、カリキュラムを編成—
- 1/26(木) 大学設置室に「事前相談」書類を送付【設置関係】
- 1/27(金) 事前相談予約メールを送付
- 2/3(金) 事前相談用の資料提出
- 2/6(月) 新心理学部の教員に個人調書の提供依頼
- 2/10(金) 事前相談
- 2/13(月) 事前相談を受けて、若干の組み替えを行う
- 2/24(金) 新心理学部以外の教員に個人調書の提供依頼

—この期間に、学内の複数の会議体で決議—

- 3/24(金) 申請書提出 ※最終日※
- 5/10(水) 事務局指摘1回目 (メ切: 5/25(木))→ 5/25(木) 回答
- 6/15(木) 事務局指摘2回目 (メ切: 6/23(金))→ 6/21(水) 回答
- 6/26(月) 事務局指摘3回目 (メ切: 7/4(火))→ 7/4(火) 回答
- 7/3(月) 中教審への諮問
- 7/14(金) 申請書差替
- 7/31(月) 公認心理師カリキュラム等説明会  
※ここで、省令記載の科目名しか認めないことが明らかになる※
- 8/10(木) 委員会指摘1回目 (メ切: 8/18(金))  
→ 8/18(金) 回答。同時に省令記載の科目名しか認められないことを相談
- 9/11(月) 委員会指摘2回目 (メ切: 9/14(木))→ 9/14(木) 回答
- 9/15(金) 委員会用資料提供依頼 (メ切: 9/19(火))→ 9/19(火) 送付
- 9/15(金) 公認心理師法施行
- 9/29(金) 申請書差替
- 12/4(月) 認定

さて、さきほど2度の薄氷を踏んだというお話をしました。1度目が、課程認定が必要だということを把握した1月17日(火)です。この前日に理事会があり、大学設置室への届出のための「事前相談」が了承されたという背景があります。その時点で、大学設置室に送付する届出のための「事前相談」書類提出の締切が1月26日(木)であることがわかったため、この間に教職課程のカリキュラムを編成することになりました。一方、設置ではなく課程認定の文脈でも、一刻も早く事前相談に行かねばなりませんので、そのための書類一式を作成しました。ここまでで時間的には十分薄氷なのですが、これ以外に私がかつても懸念したのが、学内調整がうまくいくだろうかということでした。過去の経験から言って、新学部設置というのはそれなりに組織内で葛藤が起こるものだからです。特に本学のような総合大学で、異なる利害を持つ関係者にスムーズに協力いただくのは大変なことです。想定する葛藤に対処するための時間的猶予が全くなかったため、当初から「今回はダメかもしれない」と思っていました。「事前相談」ではなく)学部設置自体が正式に決議されたのが3月中旬の理事会であると思われますので、今回の自身の仕事では、学内の正式な意思決定と並行して書類を準備したということになります。課程認定は単純に書類を出せば済むというものではなくて、ある段階までは、どうしても学内の調整で終わってしまいます。そしてその調整の目途が立たないと、提出には至りません。私は調整の目途が立った時点を、「自分が頑張れば提出できる状態」と呼んでいます。この状態になったのが、おおむね3月上旬であったと思います。

2度目に踏んだ薄氷は、公認心理師法の関連です。心理学部では公認心理師の養成に対応することが大きな目玉になっていました。今回の手続きの難しさの1つとして、提出時点で公認心理師法がまだ施行されていなかったことが挙げられます。そして、7月末に施行前の

カリキュラム等説明会があり、「科目名称が省令で示されたものに縛られる」ということが初めて明かされるという事件が起きました。課程認定申請書は3月に出してしまっており、その中には公認心理師の関連科目も含まれていました。つまり、科目名称が縛られるといったことは起こりえないという想定のもと、手続きを済ませていたということになります。ご存知のとおり、課程認定申請書の提出後の修正は認められません<sup>6)</sup>。科目名称の変更というのは申請書の根本のところですから、「これは取り下げになる可能性が高い」と覚悟しました。たとえば1年前に学部にしておいて、追って公認心理師の養成課程に対応することや、学部新設を1年延ばしてそのときに課程認定申請を行うこともできました。しかしそのいずれをも選択せず、あえて公認心理師法が施行される前に課程認定申請書を提出したのは、本学の経営判断によるものだからです。迷いに迷って、他大学の方と情報交換をする中で、8月中に文部科学省に委員会指摘の欄外で相談を行いました。結果として、『心理学部開設に伴う教職課程申請における科目名変更に係るお願い』という文書を作成し、授業概要の変更を一切行わないことを併せて誓約することで、8つの科目の名称の変更を承認いただきました。なぜこのような変更を認めてくださったのか、今なおわからないというのが率直な感想です。繰り返しになりますが、提出した申請書の内容を変えたいというのは基本的にありえない話で、不可能です。このプロセスでもやはり、申請前の検討する時間が過少であったことの影響が出てしまったと思います。

### 3. 設置の趣旨の説明枠組み

続いて、様式第8号ア、いわゆる設置の趣旨の説明枠組みについてです。今回は、1月の常任理事会で配付されていた設置の趣旨（簡易版）を参考に作成しました。特に、「公民の教科指導」「チーム学校」「学位プログラムとの相当関係」の3つの視点から説明を行いました。私が様式第8号アを作成するときに大事にしていることは、構成がわかりやすいこと、内容が専門的すぎないことです。構成は次のとおりとしました。

- (1) 大学・学科の設置理念
  - ①大学
  - ②学科等
- (2) 教員養成に対する理念・構想
  - ①大学
    - ①-1. 大学の設置理念に基づく教員養成の理念
    - ①-2. 大学として養成したい教員像
    - ①-3. 理念を実現するための教員養成の構想
  - ②学科等
    - ②-1. 学部の設置理念に基づく教員養成の理念
    - ②-2. 学部として養成したい教員像
    - ②-3. 理念を実現するための教員養成の構想

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨

- ①「公民の教科指導」の視点から
- ②「チーム学校」の視点から
- ③「学位プログラムとの相当関係」の視点から

ここでは(3)を取り上げて説明しますが、共通して言えることは、背景に何らかの課題があることを示して、その課題の解決への寄与が我々の課程では可能である、という表現を使うと書きやすくなるということです。このためには、新学部ではどのような学びが行われ、何を目指しているのかを理解する必要があります。

「①「公民の教科指導」の視点から」と「②「チーム学校」の視点から」では、次のような構成を用いました。

---

本学部の学生はその教育課程において、Aを獲得することができる。この能力Aが、「公民の教科指導」or「チーム学校」にいかなる貢献をもたらすのかを示す。

「公民の教科指導」or「チーム学校」の目標（背景）は、Xにある。このXに対して、aを修得していることが生かされる。具体的には、……（中略）

このように、Xに対して、本学部の教育課程を経た教員は将来にわたって十分に寄与することができる。

---

「公民の教科指導」の視点では、教科公民における「現代社会」「倫理」「政治・経済」の3領域の教科指導と心理学との関連を強調しました。「チーム学校」の視点では、心理学部で養成したい公民科教員が、公認心理師の基礎的素養<sup>7)</sup>を同時に備えることになる（しかも、そういう課程がどこよりも早く設置される）ことを意義として強調しました。たとえば「チーム学校」は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった外部の専門家を学校にお招きし、運営に参画いただくという話で、まさに公認心理師の進路の1つとして想定されたわけですが、残念ながら現時点で政府の財源措置が約束されているわけではありません。かかる状況にあって、公認心理師の基礎的素養を同時に備えた公民科教員を本学が輩出することは、現実的に意味があると書きました。

また、「③「学位プログラムとの相当関係」の視点から」では次のような構成を用いました。すなわち、前者2つを下支えするものとしての相当関係、という位置づけを示しました。この「学位プログラムとの相当関係」は、様式第8号アにおいてもっとも重要な要素なので、初めから章立てに含んで置くのが賢いと思います。

---

「公民の教科指導」および「チーム学校」の視点を下支えするのが、本学部における学位プログラムと教職課程との相当関係である。本学部で教職課程を履修する学生は、学位プログラムの履修と教職課程の履修を体系的・連関的に行うことが保障されている。具体的には次のとおりである。

まず教職に関する科目では、……（中略）次に教科に関する科目では、……（中略）。

このように、本学部における学位プログラムと教職課程との相当関係は、教職に関する科目と教科に関する科目の双方から強固に成立している。教育職員免許法および同施行規則、さらには教職課程認定基準を満たすのはもちろんのこと、本学部の教育研究分野と認定を受けようとする「高等学校教諭一種免許状（公民）」との間には、十分な相当関係が存在しているのである。

---

様式第8号の記述に際して、他にも気を付けたことがあります。実は直近の申請大学から、公民の科目区分「倫理学、倫理学、宗教学、心理学」に配置する心理学系科目は、「個を対象とした「臨床心理」等ではなく、社会を対象とした心理学である必要があるという指摘を受けた」という情報をいただいていた。個人的には、個や社会といった概念が二項対立で分断可能なのか、学問的に正しいのかといった疑問がありましたが、念のためあらかじめスパイスを仕込んでおきました。具体的には、「教科に関する科目に配置している卒業要件内科目は、常に〈個〉と〈社会〉の双方を射程としていることを付記しておく」と記しつつ、「チーム学校」視点において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充と関連づけた記載を行いました。

全てを書き終えた最後の一行は次のとおりです。一文が長いところに少し納得していないのですが、このように半ば自信満々に、堂々と主張すると良いという意味で、同様式は外部資金を獲得する際の申請書に少し似ているかもしれません。

---

以上、「公民の教科指導」「チーム学校」「学位プログラムとの相当関係」の3つの視点から、本学部で「高等学校教諭一種免許状（公民）」を取得した学生は、心理学の幅広い知見を用いながら、複雑な現代社会に関わる諸問題について理解し、生徒の自立と他者と協働する力を育むことはもちろん、社会的要求の高い「チーム学校」の一員として、児童生徒を取りまく諸課題の複雑化・多様化という課題の解決に寄与することが可能であると明言する。

---

#### 4. 教員審査

最後に、教員審査についてです。今回に限らず、常にこのように仕事をしていまして、ひょっとしたら再課程認定においても援用いただけるかもしれないと思っております。

まず個人調書の作成については、

- ①手持ちの履歴書・業績書を教員からデータでいただく
- ②手持ちの履歴書・業績書を課程認定の様式に最適化する
- ③最適化した履歴書・業績書をご本人に確認いただき、押印をいただく

という流れで行っています。データの形式は、excelでもwordでも良いということになっています。それを私が課程認定の様式に最適化し、確認いただいて問題があれば再編集いた

だき、押印いただくという流れです。この手順のメリットは、時間効率が良いことと、見た目が美しく統一できることです。課程認定の個人調書の様式は年々複雑になっており、汎用性が失われてきています。したがって、手引きの該当ページを配付し、ご本人が作成するという方法は苦しいというのが私の意見です。この作業は教員が費やす教育研究のコストとトレードオフであると考えておりますので、コストを浮かせることで、同僚であり、自身の仲間でもある先生方の教育研究の時間を維持したいと思っています。

続いて審査の過程ですが、事務局指摘と課程認定委員会の指摘を区別することが重要です。前者は、あくまでも課程認定委員会の組上に載せる前の事務的な指摘です。したがって、過剰反応せず「まだ本番ではない」と考えておく良さそうです。加えて、事務局指摘と課程認定委員会の指摘は完璧に連動しているわけではないので、前者では指摘がなかったのに後者ではあった、あるいはその逆といったことも起こりえます。「本番」であるところの課程認定委員会の指摘で、特に教員の業績に関する指摘が入った場合、私が常にしていることは「ディフェンス」です。これは、「同僚であり、仲間であるうちの教員は落とさせない」という気持ちで、ギリギリまで粘ることを指します。少なくとも、1度目の指摘で教員を交代したり、オムニバスにしたりすることはしていません。その選択肢以外ないところまで追いつめられて初めて、交代の選択肢を考えます。たとえば、「授業科目 A に関する研究業績が判然としないため、関連する研究業績を追記すること。」という指摘がくれば、「関連する実績が明瞭となるよう概要欄の表現を修正。」として、関連業績は追記しない対応をします。もちろん、関連業績を追記できれば一番良いのですが、普通は最大限の業績で提出していると思いますので、このような対応をしています。他大学の方の知見として、「初めから全ての業績を出さず、余力を残しておく」という方法も聞いたことがあります。これも良いと思いますが、この方法が使えるのは元々業績の豊富な先生だと考えられますので、私はあまりしていません。「ディフェンス」のためのトレーニングとして普段から行っているのが、教員の専門分野を知り、その著書や論文を読むことです。オープンアクセスの論文や、図書館に蔵書のある書籍にはできるだけ目を通すようにしています。このようなトレーニングを行いつつ、一方で教員には、ご自身の研究に専心いただければ構わないので、審査のことは気にしないで良いと伝えています。ここまで言い切ることができれば、安心いただくと同時に信頼関係も増し、より一層教育研究に尽力いただけるのではないのでしょうか。

概要欄の記載方法として鍵になるのは、専門分野のキーワード（狭い）と担当科目のキーワード（広い）の主従関係を意識することだと思っています。前者をライトと考え、それで後者を照らすというイメージです（図1）。電球さえ切れていなければ（10年以内の業績が0でさえなければ）、照らすライトはペンダントライトだろうが、ダウンライトだろうが、スポットライトだろうが、何でも構いません（図2）。

実は、教員個人が普段用いている業績書は、同じ専門分野の研究者が見ることを前提として、専門分野に寄った記述になっています。しかしながら、課程認定の業績はその科目を担当できるのかという視点から担当科目ごとに確認されますから、専門分野と担当科目の紐づけが重要になります。このとき、「担当科目に合わせた業績を積もう」と思ってしまうと、

幅広すぎるライトで担当科目を照らすことになってしまいます。専門的な研究は対象が焦点化されている，すなわち当然に「狭い」ものだと思いますので，幅広すぎるライトを作ろうとすると研究としては不自然になってしまうと考えています（図3）。

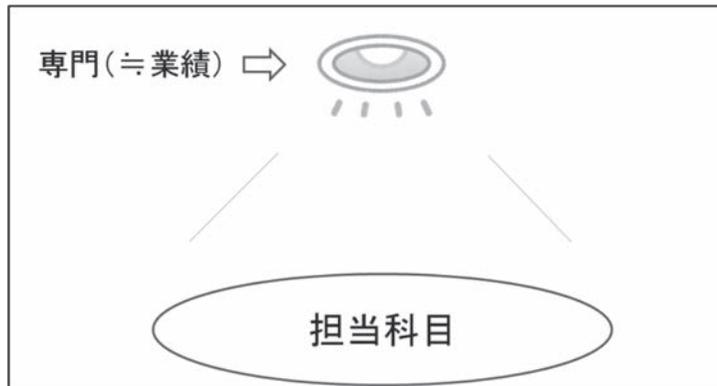


図1 概要欄作成のイメージ(1) 担当科目に，灯りを照らす

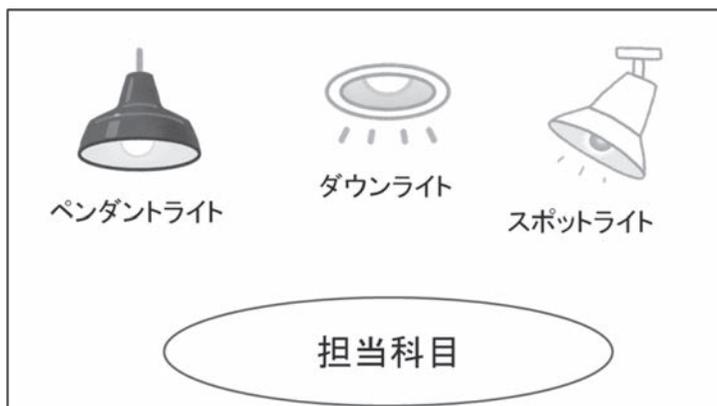


図2 概要欄作成のイメージ(2) 照らすライトは何でもいい

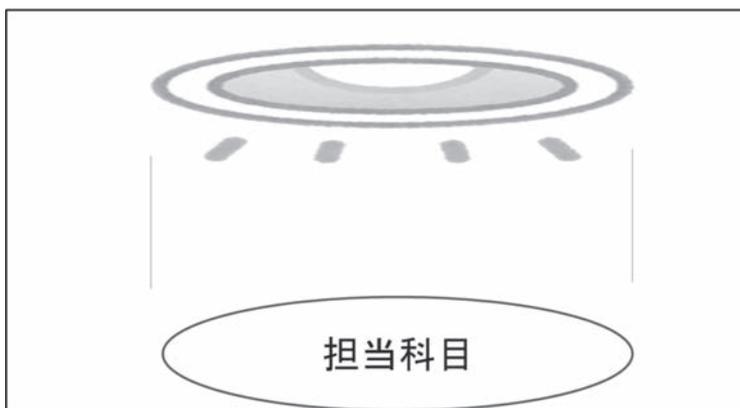


図3 概要欄作成のイメージ(3) 研究としては不自然

## 5. おわりに

本日の主要な結論は次のとおりです。今回の申請では2度、薄氷を踏みました。設置の趣旨では、「公民の教科指導」「チーム学校」「学位プログラムとの相当関係」の3つの視点から説明しました。教員審査では、書類作成のコストを最小限に下げつつ、「ディフェンス」を行いました。この結論に含意されることは、薄氷を踏むのは避けたいということ、そしてそのためにもっとも大切な資源は時間であって、最低限半年は欲しいということです。今回の一連の手続きは時間がなかったために防戦一方となってしまう、結果として質の高い仕事が多分にできなかったという反省があります。

最後に、教員審査とその業績評価の方法について、問題意識も含めた思いをお示ししておきたいと思います。課程認定の教員審査は巷では「厳しい」と言われていると同時に、(現)「教職に関する科目」の審査に合格していると、その事実を履歴書に示すことができます。さらに、その合格実績が教員人事でも採用の条件となることが多くなっています。これらのことから、若く優秀な研究者が就職のことを考えて、施行規則に対応するようなキーワードを論文のタイトルに入れようとしたり、審査のために論文を書くよう学内で指示されたりすることが増えてきたように思います。つまり、良くも悪くも課程認定の業績審査は論文の生産に大きな影響を与えているという現状があります。ここで肝要なのは、絶対的な評価など存在しないこと、少なくとも、どこまでいっても何らかの指標で代理評価するしかないのだという事実を皆で合意しておくことだと感じています。たとえば、教育社会学、教育心理学、教育行政学といった分野間の差異、その各々の分野における論文生産性の分布、査読の有無くらいは考慮する必要があるといった議論もありえます。あるいは、原典を確認しない業績評価の意味を問うこともありえます。もちろん、複数の要素を組み合わせたり、正確性を追求しすぎたりするとその分コストが増すため、現行の方法にも一定の合理性があるわけです。しかしどのような方法を採用するにせよ、研究や業績の評価が本来は大変に難しいものだという謙虚さをもつことが大切のように思います。ある評価方法を絶対視してしまった段階で、その方法にアプローチするための論文生産が推進されてしまい、学術研究の本質的な推進を毀損してしまうのではないかという危機感が自分にはあります。私自身も、自らの携わるこの業務を相対化し、批判的視点を失わぬようにすること、その上でより良い方法はないか模索することを通じて、ひとりの大学人として科学の発展にわずかながら貢献したいと考えています。本日はありがとうございました。

- 1) shinnji28@j.kobegakuin.ac.jp
- 2) 本稿は、阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会 2017 年度第 3 回課題研究会の報告内容をもとにまとめました。当日のスライドは <https://www.slideshare.net/shinnjimatsumiya/ss-84412008> に掲載しています。
- 3) 教職課程認定審査の確認事項 1 (1)③ に該当すると大学が判断した場合、9 月末を締切とした変更届の提出を行えば、12 月下旬までに該当するかしらないかの判断が行われます。該当すると判断された場合、課程認定は不要となります。

- 4) 「事前相談」は、設置関連として大学設置室（より詳細には、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会）に行うものと、課程認定関連として文部科学省初等中等教育局教職員課に行うものがありますが、用語としては全く同一です。本稿ではこの両者を区別するため、大学設置室に行うものにカギカッコをつけています。
- 5) この内容については、阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会 2015 年度第 3 回課題研究会で報告しています。当日のスライドは <https://www.slideshare.net/shinnjimatsumiya/ss-56108236> に掲載しています。また、『阪神教協リポート』No.39（2016.4.1），pp.71-83. にも「教職課程認定にかかわる実務と課題」として内容をまとめたものを報告しています。
- 6) 唯一、教員についてだけは、①大学設置審の意見を受けたもの②死亡、心身の故障によるもの等のやむを得ない場合の 2 点は認められています。しかしこれは字義どおり「やむを得ない場合」です。
- 7) 実際に公認心理師の資格を得るためには、4 年制大学を卒業するのみならず、大学院を修了するか一定期間の実務経験が必要とされます。このため、学部レベルで公認心理師の養成カリキュラムに対応していることをどう表現するかは悩ましい問題であったのですが、今回は「基本的素養」という用語を用いながら説明しました。

## 再課程認定申請の進捗状況

教職教育センター事務室課長 藤本佳和  
(甲南大学)

### 1 はじめに

甲南大学の再課程認定申請（中高の課程）の進捗状況について報告します。当初の予定では、11月中に、ある程度申請書類を仕上げ、この時期には文部科学省に1回目の事前相談を済ませたうえで、具体的な指摘内容等について報告できればと考えていましたが、想定した以上に時間がかかり、現時点で事前相談にいける状態まで仕上がっていません。申請に間に合うかの心配をし始めているというのが実情であり、果たして皆さんのお役に立てるかどうかわかりませんが、本学のこれまでの取り組みと現状についてお話しさせていただきます。

### 2 甲南大学の教職課程について

甲南大学は、神戸市東灘区岡本に文・理工・経済・法・経営・知能情報学部、ポートアイランドにフロンティアサイエンス学部、西宮北口にマネジメント創造学部を有し、学部学生は9000人程の中規模総合大学です。そのミディアムサイズの総合大学の良さを活かして、教職員と学生が顔の見える教育を行っています。本学の教職課程において取得できる免許状は、中学校の国語・英語・社会・理科・数学、高等学校の国語・英語・地歴・公民・理科・数学・商業・情報の免許です。大学院においても、専修免許の課程を有しています。免許状取得者は毎年50～70人位の間で、そのうち半数程が卒業後、常勤・非常勤講師も含めた教員となっています。公立学校の教員採用試験には、毎年、現役では10数名程、既卒者も含めると50人程が合格しているという状況です。

教職教育センターにおける特徴的な取り組みとして、1つは、「教職指導員制度」があります。月曜日から土曜日まで、免許教科別に、8名の校長経験のある元教員に教職指導員という形で来ていただき、教職教育センター共同研究・実習室という、学校の教室のような黒板・机・椅子を設けた部屋で、日常的に教職指導・相談にあたっています。2月、6月、8月には、教員採用試験に向けての面接対策講座等も実施いただいています。

もう1つは、KONAN プレミアプロジェクトという全学の取り組みの一環として、教職教育センターでは、「持続可能な教職キャリア支援プロジェクト」を実施しています。これは、教職を志望する学生が教員採用試験の合格だけでなく、成長しながら教員生活を続けていけるよう支援していくことを目指すものです。その中の重要な取り組みに「新任教員訪問事業」

があり、教員になった卒業生を、教職指導員やセンター教員が訪問し、卒業生本人や校長先生・教頭先生から活躍の様子や課題を伺ったりしています。その他、卒業生教員の集いというイベントを年に一回開いて、卒業生同士や在学生とのつながりをもつ機会を設けたり、学生の教職自主サークルの支援をしたり、自習・共同学習の場として教職教育センター共同研究実習室・コモンズの開設などの整備を進めています。

### 3 再課程認定申請への対応状況

さて、本題の再課程認定申請についてですが、まずはこれまでの対応状況について紹介します。2年前に中教審の答申が出されましたが、同じ日に文科省の説明会がありました。まだこの時点では詳細不明ということもあり、情報収集を続けるという段階でした。その後、1年程前に、教育職員免許法等の改正が行われることが見えてきましたので、11月に学内で教育職員養成課程カリキュラム委員会（以下、「カリキュラム委員会」）を開き、申請に向けてのおおまかなスケジュールや課題などを説明したところから、本格的な再課程認定申請に向けた作業を始めたということになります。

取り組んできた対応として、まずは新課程のカリキュラムをどうするか、の検討を年明け頃から今に至るまで進めてきました。新設事項である「特別の支援を必要とする幼児・児童及び生徒の理解」については、「特別支援教育論」2単位を2年次に開設することにしました。同じく新設事項の「総合的な学習の時間の指導法」については、特別活動指導法等との抱き合わせも検討しましたが、「総合的な学習の時間指導法」として1単位集中科目として科目を新設することにしました。学校体験活動の教育実習への導入は行わないことにしました。現在も正課外で学校体験講座を実施していたり、神戸市のスクールサポーター始め、学校ボランティア・インターンシップなどに力をいれていたりしており、単位化についても従来から課題にはあがっていましたが、新課程開始後、状況をみながら検討することになりました。

また、教職科目名称に「研究」は不適当と少し前から言われていましたが、これまで変更届においても特段の指摘がなかったためそのままにしていた科目がありましたが、8月の文部科学省の説明会後の個別相談の際に確認したところ、名称変更を行う必要がある、と明確に言われたので、この機会に変更することにしました。

教職に関する科目の選択科目や教科又は教職に関する科目についても見直しを行い、いくつかの科目を廃止することにしました。新課程における大学が独自に設定する科目には、学校図書館司書教諭講習相当科目5科目と高校における「道徳指導法」を設定する予定です。

教科に関する科目についても見直しを行い、基本的に平成30年度の変更届で変更してしまい、再来年度の新課程からの科目変更はしないということで進めています。一方、教職に関する科目については、平成30年度は変更せず、新課程から変更するという方針で進めています。あわせて、各教科の指導法の必修単位が増えましたので、一部、教育実習受講前提条件の見直しを行いました。

カリキュラムの検討とは別に、再課程認定申請を良い機会として、教職教育センターの教員組織を充実させることを進めてきました。現在は、所長、参与（いずれも学部の専任教員が兼任）と特任教授3名の体制ですが、新課程では特別支援教育などあらたな対応が必要なため、現状の教員体制では対応できない、ということをお話し、理事長の理解も得て、専任教員を1名増員することの了解を得ることができました。6月から7月にかけて2019年から採用の専任教員1名と定年退職予定の特任教授後任1名の、2名の教員公募を行いました。夏から秋にかけてはその選考、採用手続きを行いました。

さらに、教職課程の運営組織体制の整備を行いました。本学ではカリキュラム委員会を2013年に立ち上げましたが、学長、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、さらには各認定課程を有する学科選出委員等、総勢30名以上の大委員会で、年に1度開くのが精一杯という組織であったため、この機会に委員会構成を見直し、学科代表の委員とセンター教員や各教科の指導法担当者を構成員とし、実質的・機動的に教職課程の検討を行う「カリキュラム小委員会」を設けることにし、今回の再課程認定申請についても、この小委員会で実質的な作業を行い、親委員会のカリキュラム委員会で決定していく、ということになりました。

新課程カリキュラムの検討、教職教育センター教員組織の充実、教職課程運営体制の整備、ということを進めている一方、7月になってようやく文部科学省から手引き（ただし暫定版）が公表され、学内でもカリキュラム委員会を開催し、原則として全ての課程について再課程認定申請を行うことを正式決定しました。各学科委員にも、8月になってH30、31年度の担当者の決定や開設科目の確認等の依頼を行うことになりました。その後、申請準備作業を進め、先週の小委員会では、取りまとめた変更届や新旧対照表、規程案についての確認依頼を行ったところです。

#### 4 申請書類の作成状況

現状の作業の進行状況としてはH30年度の変更届について各学科、専攻で確認依頼中です。再課程認定申請の申請書類については、様式第2号の新旧対照表が概ねできているところですが、まだ若干変更するところも出てきそうな状況です。コアカリキュラム対応表とシラバスですが、コアカリキュラム対応表はひととおり各担当者に作成いただき概ね出てきている状況ですが、○の付き方がバラバラで、これからどう調整するのかわからないのか考えているところです。シラバスについても対象の科目についてほぼ作成してもらったところですが、まだ内容を確認して修正等の依頼というところに取り掛かれていない状況です。様式第4号の履歴書・教育研究業績書等についても、できるだけ、H30年度とH31年度は同じ先生にご担当いただくことで進めましたので、履歴書等の提出が必要なのは、新規事項である、特別支援教育、総合的な学習の時間指導法をご担当いただく先生を始め、そんなに多くない状況です。

## 5 今後の予定と課題

今後の予定としては、1月中には申請書のとりまとめ・内容の確認を行い、ほぼ完成形に持って行きたいと考えています。特に、コアカリキュラムが策定されましたので、シラバスのチェックをしっかりとしていきたいと思います。あと、審査対象の先生の数が限られていますので、その履歴書・教育研究業績書の記載内容の確認、そこを入念に対応しておかなければいけないと思っています。あわせて、学則や規程改正案についても学内承認をとったうえで、1月中を目途に、文部科学省に事前相談に行き、2月中に最終確認・学内決裁、3月中に申請書の提出を目指しています。

今後の課題としては、まずは、再課程認定申請を確実に行うということにつきます。シラバス、業績書の確認から、申請書類の体裁を整えるところまで、期限内に間に合うのか、仕上げることができるのか、ただでさえ忙しくなってくる時期でもあり、今後、時間の使い方、仕事の進め方、というのが大事になってくるのかなと思っています。

申請書提出後も、審査意見への対応の準備もしておく必要がありますし、担当教員等の変更があった場合の対応もあらかじめ考えておく必要があります。

あと、読み替えや科目等履修生への対応など、経過措置の問題についても、今後検討が必要な課題となっています。

中教審答申で示されたような教職課程の充実・改革には十分な対応ができていない、というのが現状ではありますが、教科と教職の融合など、本学でいえば教職教育センターと学部学科の連携を進めていくことについては、今回の再課程認定申請作業にあたり、カリキュラム委員会を通じて学部学科の教職課程への理解が多いに深まったのではないかと思います。今後も、カリキュラム委員会を機能させながら、より関係を深めていければと考えています。

少し時間を超過してしまいましたが、以上で報告を終わります。ありがとうございました。

## 【第3回課題研究会報告】

### 再課程認定申請の過程、進捗状況と課題

～初等教育を中心として～

多 畑 寿 城

(神戸女子大学)

本稿は教職課程再認定申請の過程、準備の進捗状況を平成29年12月20日の阪神教協第3回課題研究会において発表をした内容に基づき報告するのである。

#### 1. 申請課程の概要

本学の再課程認定申請の対象学部・学科等の数は4学部9学科（1学科のみ教職課程未設置）、大学院の2研究科6専攻及び専攻科の合計16学科専攻である。

この度の申請に臨むにあたり、各学科、専攻等に教職課程を設置し続けるか否かの決定をするところからスタートをした。結果16学科専攻の全ての再課程認定申請を行うこととなった。申請免許種及び学校種は次のとおりである。

幼稚園教諭専修免許状	幼稚園教諭一種免許状
小学校教諭専修免許状	小学校教諭一種免許状
中学校教諭専修免許状（国語）	中学校教諭一種免許状（国語）
中学校教諭専修免許状（英語）	中学校教諭一種免許状（英語）
中学校教諭専修免許状（社会）	中学校教諭一種免許状（社会）
中学校教諭専修免許状（家庭）	中学校教諭一種免許状（家庭）
高等学校教諭専修免許状（国語）	高等学校教諭一種免許状（国語）
高等学校教諭専修免許状（英語）	高等学校教諭一種免許状（英語）
高等学校教諭専修免許状（地理歴史）	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
高等学校教諭専修免許状（家庭）	高等学校教諭一種免許状（家庭）
栄養教諭専修免許状	栄養教諭一種免許状
	栄養教諭二種免許状
養護教諭一種免許状	

以上の中から本稿では小学校と幼稚園の教職課程を持つ文学部教育学科の申請の課程、進捗状況と課題について報告を行う。

#### 2. 申請の過程と進捗状況

教育学科は「教員養成を主たる目的とする学科」として申請に臨むことになるが、その歴

史は昭和44年に認定を受けたことに始まる。直近では平成10年の教員免許法改正に伴う再課程認定申請を受けているが、その後今日に至るまで約20年間、課程認定を一度も受けていない状態である。教員養成を教育の柱に据える本学の中核をなす学科（入学定員も最大）が最も長い間「靨」を受けていないことから、申請と審査を乗り切れる「質」が保たれているのが最大の懸念であった。

そこで今回の申請を契機に原点に立ち返って全面的に教育課程を見直すこととなり、理事長、学長から教職支援センター長（部局長）及び事務部長である筆者にワーキングチームを作るように指示があり、センター長、教育学科主任、副主任、教育学科の教務委員、事務部長、教職支援センター課長等で構成するワーキンググループ（WG）が結成され、平成27年11月に第1回の会議を開催した。

この時点ではこの度の法改正につながる中教審の「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」が出る前ではあったが、筆者は本答申に向けて審議されていた中教審教員養成部会等を何度か傍聴し、都度入手した資料を基に学内に周知するなど情報を発信し、「カリキュラムの見直しのイメージ」に基づいて教育課程の編成に着手したのである。WGの作業は原則として月2回のペースで行い、本稿執筆現在（平成30年3月）で42回となっている。

WGでは先にも述べたように原点回帰を主眼に「肥大化したカリキュラムのスリム化」と、「現在担当している教員の顔を思い浮かべない」を二大方針として、現カリキュラムを一旦解体してゼロから編成をし直すこととした。基本は教員免許法施行規則に沿ったカリキュラム編成を行い、そのうえで本学としての特色づけを行う方向性で作業を進めた。

まず答申内容と「カリキュラム見直しのイメージ」を基に、教育学科の平成31年度からの目標設定、教員養成の方向性を議論した。その内容を受けて筆者が旧教員免許法施行規則（この時点では新教員免許法、同法施行規則が公示されていない）と課程認定基準等々に照らして、新教員免許法施行規則での枠組みを予測してカリキュラム案を作成してWGに提示をした（平成28年4月）。その後はこのカリキュラム案を基に議論を重ねた。

その一方で、平成34年度のいわゆる完成年度までの定年退職者の補充も含めた教員計画について作成し、各学科での適正な教員計画を促し、さらに人事委員会において詳細な説明を繰り返して行った。

平成29年4月の第27回目のWGの作業において開設予定科目に担当教員を配置した案を提案した。その際の従来との変更点で最も大きなことが、小学校の課程の「旧教科に関する科目」の「音楽」に開設していた科目「器楽」を廃止し、課程認定科目外で開設するようにしたことである。文部科学省の説明会や「教職課程再課程認定等説明会質問回答集（Q&A）」によると、芸術系の教員であっても「活字業績」が必要であり、演奏活動、作曲作品などは認められないとのことから担当教員の教育研究業績の「活字業績」不足がその背景にある。この点については「演奏活動」等も業績として認められるように再考を期待する

ところである。

幼稚園の課程においては改正教員免許法施行規則で「領域に関する専門的事項」が新たに規定されたが、これまでは小学校の課程の教科に関する科目と共通開設できていたことから、教員も幼稚園、小学校いずれの課程にも専任とすることが可能であったが、小学校の課程の「教科に関する専門的事項」と幼稚園の課程の「領域に関する専門的事項」のいずれの担当も可能であるという業績があればそれぞれで専任教員とすることができるが、そうでなければ新たに教員が必要となることから、この度は平成 34 年度までは従来通り小学校の科目での開設が可能であるという経過措置（改正教員免許法施行規則附則第 7 項）に則った申請とすることを決定した。

平成 29 年度 第 3 回課題研究会での発表報告の時点では審査対象となる教員への履歴書・教員研究業績書及びシラバスが必要な教員への作成依頼を終えたところであったが本稿執筆中の 3 月下旬の時点ではすでに書類はすべて提出済みであり、事務方での最終チェックを行っているところである。あとは、事務方での製本作業等申請書提出に向けた大詰めの作業を残すのみとなっている。

2 度文部科学省での事前相談に臨み、その中で特に「この度の再課程認定申請では審査対象とはならないが、教育学科は教員養成を主たる目的とする学科であるにもかかわらず、教職課程認定科目が卒業必修科目となっていないので、教員免許状を取得せずに卒業できることが前提となっているように見える。結果として教員免許状を取得できないことがあってもやむを得ないが、学位プログラムとの関係からも卒業必修とするように。」との趣旨の指摘があった。この点については、この度は審査対象では無いとはいえ、改善することで申請を行うこととした。

### 3. 課題

今後の課題としては、平成 31 年度からカリキュラム改編を行う学科もいくつかある中で、教職課程認定に係る科目と担当教員については変更されないように十分に見ておく必要がある。申請に臨むにあたっては、平成 31 年度からのカリキュラム改編をする場合、平成 29 年度末までに決めておくように再三アナウンスをしてきたが、この点は特に注視していく必要がある。

また、中教審の課程認定委員会での審査における指摘事項への迅速な対応ができる体制を作っておくことも必要と考える。万全の内容で申請に臨むことを目指しているが、その過程において自ずと「弱点」は見えてくる。その弱点を補完する準備は進めておきたい。だが、思わぬ部分の指摘もこれまでの申請では何度も経験している。申請書を提出することで安心することなく、審査期間中は常に申請書類を見直し、指摘事項に対応する心構えを持っておくことを今一度自らに言い聞かせているところである。

#### 4. 最後に ～再課程認定申請との遭遇～

さて、これまで概ね10年～20年のスパンで再課程認定が行われているが、筆者自身が常々考えていることは、大学職員としてこれほど大きな課程認定申請に「遭遇」する機会は職員生活の中でどれほどの確率であろうか。再課程認定が行われても関係する部署に配属されていなければ「遭遇」することはできない。そう考えれば「遭遇」の確率は極めて低いと考えられる。若い世代の職員には再課程認定申請との「遭遇」ができたことを喜びとして励むことが、成功への架け橋となるであろう。

定年まで10年を切った身には最後の再課程認定申請となりそうであり、この再課程認定に「遭遇」できたこと（筆者は2度目の遭遇）を嘯みしめながら業務に当たっていかうと考えている。

## 質疑応答の記録

朝 日 素 明

(摂南大学)

### 「I. 課程認定申請大学からの事例報告～指摘事項を中心に～」の質疑応答

報 告：野田 浩二氏（大阪成蹊大学）・松宮 慎治氏（神戸学院大学）

司 会：多畑 寿城氏（神戸女子大学）

**司会**：ありがとうございました。今から質疑応答に移ります。どなたかご質問、ご指摘等ございましたら挙手いただければと思いますが。では司会から質問します。野田さん、教育学部で幼、小の課程があるところに、中、高の課程を置いてコース分けをするということですが、別途コースとか専攻に定員置かずとも、中、高の課程を置いている大学も結構あると思うんですが。なぜそこまで指摘されたのかという辺りをお聞かせいただきたいと思います。

**野田**：実は、本学の理事長、経営陣からもそれと同じことを質問されました。他の大学ではやってるではないかと。近くに新しい新設の大学がありまして、そこができてうちは駄目なんですかと文科省の山口さんにお尋ねしたところ、「そんな大学あるんですか？調べます」と。要するに、「幼、小、中、高まで4コース、本当に学ばせることができるのか。現実的に無理ではないか。幼稚園の教育と高等学校の教育はそんなに近しいですか？」ということをまず言われたんです。極端な話をしますと、4コースの最低の単位数を全て充足させると、1種、2種混在するかもしれませんが免許を取れることになってしまうんです。「そんなこと、本当にお宅の大学は考えているんですか？」というふうなことを言われました。そんなこと考えてたわけではないんですが、文科省としては、そういう危惧がある、あるいはそういうことをする大学が出かねないということで、やはりその区分としては、初等、中等で定員を分けてきちっとその中で完結する教育課程を置くことによって、その免許種に対応する専門性をしっかりと保つ、これから課程を置く学部にはそれを求めていきたい。とにかく免許法上単位数だけをそろえて免許を出すようなことは、日本の教育としては、今後は展開したくない。そういったことはやはり望ましくない、ということのようです。

**司会**：そういうことは今までであったことは容認した上で、これからはそういうのは認めないようにしたい、というような意味合いですか。

**野田**：そうです。その免許に対応する学位プログラムの相当性が担保できる教育課程をしっかりと組むように、専攻を分離してきちっと定めないと認めていきませんよ、と。

**質問者 A**：実は私は8号に苦しめられている立場なので、松宮さんの発表は非常にありがた

かったです。それから、野田さんに質問です。文科省のほうは、幼、小の教員養成はそれが主たる目的である学科で、とおっしゃる。学科の目的が幼、小の教員養成が主たる目的なわけで、別に特色っていうのをどう書けばいいのか、かえって難しいのです。おそらく中、高の開放制のほうが、学科の専門がこれで、そのなかで教職課程がこういうふう役に立つんですよ、というふうな書き方ができるような気がして。幼、小のほうはほとんど教職課程で科目が埋まってしまってる状況で、この学科にこの教職課程を置くことこういう意味があるのですよというのをどういう論理で載せればいいのか、私自身、分からないでおります。野田さんの大学では、初等のほうも中等のほうも今回出されたようですので、こういうふう書けばよいというような示唆をいただければと。よろしくをお願いします。

**野田：**すみません。そこまで具体的に持ち合わせていませんので。本学では全て4コースとも開放制とされています。幼、小だけが教員養成を主たる目的とした学科であるというふうには言われていません。本学の学科、学部自体が開放制だと言われているので。ですからそういう意味では、そこを切り分けて書き変えるということをしているわけではないです。9学科、教育学部、学部学科自体が教員養成を主たる目的としているというふうには認められてない、と言われましたので。認められていれば、先ほどの免許取得に関しても、すんなり教育大学のように認められたんじゃないかなというふうに考えています。

**司会：**野田さんの発表のときに、主たる目的ではないと言われたとおっしゃったんだけど、主たる目的じゃないって言われたんじゃないって、教員養成学部じゃないっていうことですよ。だから、幼、小の教員養成をやってる限りは主たる目的の学科なので。

**野田：**教育養成を主たる目的とした学部じゃないってことです。正確に言うと。

**司会：**そこは開放制なので、教科、教職、指導法含め50単位以上は溶け込んだ形にしておかないと駄目ですよ、っていうことですね。

**野田：**学科に対して免許を出しているような形の教職課程を組みなさいという意味です。

**司会：**他にございませんか。どうぞ。

**質問者 B：**お二人に質問というか、確認です。まず野田さんに関しては、70単位分を教科に関する科目にしたっていうのは、これは英語の課程と保健体育の課程それぞれに、という理解でよろしいかということです。松宮さんに対しては、8号の書き方とか非常に役に立ったんですが、今の相当関係の科目数とか単位数、50単位とか、そういう部分に関して意識されたこととか何か工夫されたことがあれば、教えていただきたいと思います。

**松宮：**今のご質問は、教科に関する科目の配置のことだと思います。専門科目、卒業要件に入る科目を、教科に関する科目の中に確か30から32ぐらい置きました。私はいつも、卒業要件の専門科目と教科に関する科目を30重ねるということでラインを決めています。

**野田：**保体、英語とも70、教科教職合わせて置きました。ただ、保体のほうが、ご存じのとおり1単位の科目が結構ありますので、科目数で言えば相当な数に最終的にはなってしまいました。なので、非常勤の先生とか専任の先生を追加で採用したいということになったということです。

**質問者 C：**発表、ありがとうございました。本学も教育学部が開放制の学部でして、幼、小

の課程と、中、高免で社会科の学部になっております。その中で、同様に英語の課程を新設したいと思ひまして、まずは事務レベルの相談を行った際に、やはり開放制の学部であるということで、中、高免でさらにクラスで教科をおくのが非常に難しい。特に本学の場合、文学系や国際学部には英語の課程が既にありますので、そこにあるのに、さらに教育学部のほうに英語をもつ意義というのは何なのか、学科との相当性についてかなり指摘されました。さらにそこから準備を整えて、小学校英語との兼ね合いも含めて、小学校と中、高の課程の連携というオリジナリティーを出して事務相談にまた臨みました。その際には、中学校英語との関わりは分かるが高校との関わりが分からない、説明がつかない、というような指摘を受けました。そういう要素がある学科のところ、中、高免というのは、やはりかなりハードルが高いと思うなかで、大阪成蹊大学様は、英語の中、高、さらに保健体育の中、高と二つの学科を認められたということですので、その目的、相当性のところでどの辺りを押されたのか、教えていただければと思います。

**野田：**端的に言いますと、免許法上の単位という概念はとりあえず横に置いて、学科並みの教育課程を置くということと、幼、小と中、高に関してはもう正攻法にすると。この2点をもって最終的には詰め寄ったと言いますか、先方がおっしゃったことを一応はクリアできましたので、よしということ。

**司会：**松宮さん。スライドの中で、特に17ページ以降ぐらいのところ。個人調書作成するのに、データでもらって、様式に最適化して云々というくだりがあったんですが。あれは僕なんかもいつもそういうふうにして、先生の手間をできるだけ省くような形で確認いただくような感じでやっているんです。結局、そうしないと先生方の手間もそうですし、こちらのほうの手間もかかってしまうところもあります。その辺、どうでしょう。今から再課程申請のところ、本格的にその辺りの作業に着手した大学さんも多いと思うんですが。さらに何か工夫してるということがあれば、お聞かせいただければと思います。

**松宮：**ご質問ありがとうございます。私は、いつも先生方の履歴書、業績書をいじらせていただくときに気をつけていることがあります。私は、できるだけ論文とか本とかを読むようにしています。当然、全部は無理なんですけど、できるだけ読む。普段から読むっていうことと、もし読めなくても、教員業績とか、大学のホームページで公表されていて先生方の業績が分かりますので。それで読むようにしています。そういうことをすると、自信をもってディフェンスできる。今の教員審査の評価は、良いとか悪いとかじゃなくて、当然読んでいませんから。でも私は読んでるので。そちらの審査は読んでないでしょ。読んでいないのに評価するのは本来無理なことなので。

**司会：**そうです。確かにそこをもっておかないとなかなか自信をもって向こうに対応できないでしょうし、先生にも、もうちょっとこういうのがあるでしょ、あんなのあるでしょとか言うこともあるでしょうし。松宮さんの発表でもあったと思いますけれど、結局こちらで指摘を受けたときにも、それを先生に言うよりも、こちらで作文してそれっぽく書き直したりとかいうこともありますので。そういう意味では、僕、そんなに読んだりまでもしませんが、その先生の分野どんなことなのか、ざっとタイトルだけでもどんな内容のこと書いている

のかな、どんな業績あるのかなというのを知っておくと、何かのときにとっさに反応できるかなという気はしておるんです。もうお一人ぐらい、どなたかいらっしゃいませんか。はい、どうぞ。

**質問者 D**：確認だけなんですけど。さっき質問者 C さんが教育学部に英語の中、高の課程を申請したら、高は特に難しいと言われたということなんだけど、野田さんのほうは、初等の人はもう全く中高の免許は取れないという前提で話が進んでいるんですか。今まで教育大学とかでも、初等取りながら中、高も取る人がいたと思うんですけど。

**野田**：教員養成の大学に関しては分かりませんが、もしかしたらそのまま取れるという環境があるのかもしれませんが。われわれに関しては基本的には、やはりその、例えば専攻において申請した免許が正式な免許になりますので、それしか取れないというスタンスを教務としてはとりたいと思っていますが、経営的な観点から、昨今、他学部履修っていうのを結構大々的に広報している学校さんもおありですので。本学はそうしないとも限らないという。あんまり公に言いたくないんですが。

**司会**：申請上は、ここの専攻は幼、小、こっちは中、高ですよ、っていうことになってるわけですか。なるほど、ありがとうございます。多分こういう、大阪成蹊大さんのような申請をお考えになってる大学さんもあるかと思いますが、何か専攻をバシッと分けて定員まで持てと言われてる状況ですけど、そういう大学さんで、これだけは聞いておきたいなというようなことがありましたら。もうそろそろお時間でございますが、よろしいでしょうか。そうしましたら第 1 部、課程認定申請大学からの事例報告ということで、大阪成蹊大学の野田様と神戸学院大学の松宮様、本日はどうもありがとうございました。

## 「Ⅱ. 再課程認定申請進捗状況の報告」の質疑応答

報告：藤本 佳和 氏（甲南大学）・多畑 寿城 氏（神戸女子大学）

司会：野田 浩二 氏（大阪成蹊大学）

**司会**：ありがとうございました。それでは、ただ今から質疑応答の時間に充てさせていただきます。藤本さん、多畑さんのほうにぜひこれを聞きたいということがございましたら、挙手にてお申し出いただければと思います。いかがでしょうか。

**質問者 E**：甲南大学さんに質問なんですけど。7 枚目のスライドの中ほど、道徳指導法、括弧、高校のみ、ということなんですけど、高校のみっていうのはどういう趣旨なんですか。

**藤本**：独自科目としての扱いは高校だけかなと。道徳指導法は高校だけが独自科目に設定する。中学校のほうでは教職科目の中に道徳指導法がありますので、それを取った場合、高校の免許取る場合には独自科目、今の「又は科目」に充てるということです。

**質問者 E**：道徳は高校には不要な科目なんですよ。一緒に高校取る子はそれ取っても何ものならないのかっていうことじゃなくて、「又は科目」、大学が独自に設定する科目は高校だけに適用しますよっていう形で置いておけば、高校を取る子もその道徳指導法を取ったときに

「又は科目」で、要するに教職の認定科目の単位数としてカウントできるので、「又は科目」に置いておくと学生にとったらちょっと得をするというか、そういうことで置いているので。こちらのほうの高校で道徳科があるわけではないんですよね。都道府県によって道徳の教科を設置している高校もあるので、そういうわけじゃないですよね。もう1点なんですけども、同じ甲南大学さんで、事前相談の第1回目と2回目を予定されているんですか。

**藤本**：1回目も行かないでおこうかなと、実は思ってます。ただいろんな情報を聞いてると、ちょっとやっぱり聞いといたほうがいいかなというところがありますので、1回にしとこうかな。1回目行ってもう1回行かなきゃいけないことになるかもしれませんが、ちょっとそんな余裕がないかなというふうになら今のところ想像しています。

**司会**：はい。ありがとうございました。じゃあ、他の大学さん、もしご質問等ございましたら挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

**質問者 F**：甲南大学さんにご質問で、総合的な学習の時間の指導法はこちらに記載されてる科目名でやられるのでしょうか。

**藤本**：「総合的な学習の時間指導法」ということでやろうと思ってます。もう1個ありますよね、特別支援教育。ついこの間見つけたんですけど、Q&Aで科目名称例が出てたんですね。ちょっと例から離れてるから大丈夫なのかなと、ちょっとだけ心配しています。

**司会**：はい。ありがとうございました。他の学校さんいかがでしょうか。特に神戸女子大学さんは先だって相談に行かれてますので、本当はもっと時間があれば、こういったことがどうなってますかというふうなご質問いただければと。はい、お願いします。

**質問者 G**：ちょっと質問が適切かどうか分からないんですけども。英語の中高の免許、再課程申請するんですけども、英語の科目は必修科目で卒業単位になってる科目を配当してるんですが、その場合、複数の教員が担当してるんですけども、そのようなケースって、10名ぐらいいるんですけども全部名前を連ねるのか。そういうところ、具体的な例とかございましたら教えていただけないかと思いました。

**多畑**：教科に関する科目のところ、一つの科目を複数でやる。

**質問者 G**：そうですね。一つの科目について複数の教員がクラス分けで。その場合の担当教員名っていうのは全員連ねるのか。

**多畑**：全部です。全部書きますね。シラバスにも全部書きますし。

**質問者 G**：ささいなことなんですけども、様式のほうはかなり字が小さいんですけども、みんなそれで検討されているのかどうか。あとカリキュラム対応表は縦向きにするとA3になるんですが、それを二つ折りとかで提出されてるのか、とか。ささいなことでも申しわけないんですけども、教えていただければ。

**多畑**：あのね、ほんとうに字、小さいですよ、あれ。今回なんかめっちゃくちゃ小っちゃいんですよ。だから僕、そのまま持っていったんです。何も言われなかったんですけどね。ただね、こっちがしんどいんですよ、見えなくて。それと、あれはA4にしないといけないと思います。普通のA4で織り込んでみたいな、ですよ。

**質問者 G**：ということは縦、横反対になっても構わないですか。

**多畑**：それ、この間、聞くの忘れたんです。それ聞こうと思って。英語教諭と養護教諭のものなんかも新旧対照表が横置きになってるんですよ。でも縦なんです。そんなのも一遍、次に行くときそのまま持って行ってやろうかと思って。おたくらがやってるものはこんなふうになりますよと。

**質問者 G**：じゃあ、いただいている用紙がそのまま。

**多畑**：今はそのつもりです。様式は基本的に変えるなというふうに言われますから。

**質問者 G**：あともう一ついいですか。教員業績なんですけれども。今回新しく設定された総合学習と特別支援のところで業績出すんですけれども、他の教職の科目をもっている場合、その業績も合わせて書くというふうに書いてあるんですけれども、その場合も審査の対象になるのかどうかというところ、何かご指摘とかお考えとかがあれば。対象となる科目の業績というふうに認識してるんですけれども、どうなんでしょうか。

**多畑**：総合的な学習の時間のほうは、うちはたまたま専任の先生で、生活科の関係をやっておられる先生が総合的な学習の時間の業績もお持ちだったんで、僕のところはそこ、あまり意識しなくてもよかったなというのと。特別支援のほうも、たまたま専任の先生でそういう人がいたので。何年か先までに業績積んでっていうのありましたでしょ。それじゃなくてもいけそうかなという気がしてるんです。

**藤本**：手引きだったり、あるいは Q&A を見る限りでは、多分、審査しないというふうに思ってます。ただ一緒に出すのでね。見栄張って大事書くと何か言われる可能性も、もしかしたらあるのかなと思ってはいますけど。基本的には審査されないというふうに、私自身は今のところ思ってます。

**司会**：ありがとうございます。様式に関しては文科省も結構、間違いと言いますか、罫線がなかったりというところもありますし、脱字があったりとかありますので、事前相談のときにぜひ聞いていただいて、確認をいただければと思います。まだお時間がございますので、他にご質問等ございましたら挙手にてお願いいたします。一番奥の方。

**質問者 H**：本日は貴重な講義どうもありがとうございます。教職課程認定基準の件で質問させていただきたいんですけど。「教職課程認定申請の手引き」のですね、72 ページに書いてございますけれども、中学校の必要専任教員数というところで、今ちょっと悩ましいところで、無理なところがあるものですから、ご所見といったところでも教えていただきたいんですけど。本学は定員 800 人以下ですから専任教員数は 2 人以上ということで、認定基準を満たすようにということで行っているのですが。ある科目におきまして、この二つ目の「各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目」云々において 1 人以上ということになっておりまして。各教科の指導法、中学なんですけど、8 単位必修ということで、もちろん必修科目以外にも選択科目も教科指導法ということで置いてるんですけれども、専任教員は、必修科目においては兼任教員で、選択科目においては専任教員が担当しているという状況になっている。各教科の指導法以外の教育の基礎的理解に関する科目等とか、現行の教職に関する科目においては、特に専任教員がいない、配置していないという状況です。何が言いたいのかという、必修科目であるのに専任教員を 1 人も置いてないのはいかがなものかというよ

うな指摘があったときに困るなと思ひまして。文科省にも直接事前相談等を行ってもいいんですけども、やぶ蛇といひますか、墓穴を掘りかねないかなと、ちょっと懸念しておひまして。過去そういった再課程認定のご経験もおありといひるか、いろんな経験もおありだと思ひますので、その経験に基づきまして、お二人のご助言といひますか、お伺ひできればと思ひます。

**多畑**：はい、ありがとうございます。今回、教科の指導法は今の教科の方へ移りましたけども、色分けのところていくと、今までと同じように教職に関する科目のところて教えられるように、この様式のほうも教科のほうて何人、教職のほうて何人とか書く欄が設けられてるので、必修科目じゃないところばかりに専任が2人張りつひているのでいいかどうかといひことてすよね。選択科目に専任が張りつひてないとか。

**質問者 H**：そうですね。本学は中高て複数の教科、認定課程を置ひているんですが、ある教科におひてですね、各教科の指導法、大体専任教員も必修科目をもっているんですけど、ある教科におひてだけ必修科目、4科目8単位の必修科目が非常勤しか担当してないといひ状況て。選択科目はもちろん専任ももっているんですけども。

**多畑**：今までは、例えば教科の指導法8単位分ある教科が、全部が非常勤だったていひのあります。でも別にそんな何もその、全体の中で2人、ここで必ず5ですよ、ここで何人ですよみたいなので、そこさえ外してなかったら、言われたことないです。必修科目を専任がもってないじゃないですかとか、それは言われたことないです。今までは、ですよ。事前相談のときに言てやぶ蛇になったらいいかんといひふうにおっしやったんだけど、そのときに指摘されたら準備するのにめちゃくちゃ時間ありますけど、本当に審査会のところてやったら、1週間ぐらいの間てこれに専任つけてくださいよて言われかねませんから、それを事前相談とかて確認されたほうがいいと思ひます。今までは言われたことないです。教科指導法を全部必修科目だけれども全員非常勤てやっている、とかいひようなことも言われたことないです。よろしいですか。

**質問者 H**：分かりました。事前相談に行つたほうがいいといひことは、用意したいと思ひます。あと、もし、おたく必修科目には専任を置ひてないではないかと、少なくとも専任教員を必修科目に最低1人置きなさいと、審査会を経て指導がされた場合、これを1週間以内とか、そういう短いスパンなんてしょうか。

**多畑**：はい、もうほほほほそうですね。今まで1週間より長いのはあまりないです。土日も全然関係ないです。お盆も先も待ちません。例えばメールが、例えば夜中に来る場合もありますので、夜中にボンと来て、その日だ、みたいなんです、それは。僕はいつも学内には、そんなのは絶対ありますからね、と。だから、そういうふうになったときに会議がもてるとか、人事のこととかあるのですぐに動ける体制は、常にもっといてもらう。特に学長とか、そういう主だったところの先生がたには事前に、すぐに動いてもらわないといひけませんよ、と。ほんとに1週間ほどしかないです。

**質問者 H**：すみません。もしその対応ができなかった場合、その時点で不認定といひことになるてしょうか。

**多畑**：審査会は2回までつてなっているんだけど、言て来た事て対応できなかったら、じゃ

あ取り下げに来てもらえませんかということになると思います。だから事前相談で、ほんとに不安だったら事前相談に行く。ただ、文科省の行政官の人は最終的に決められる人じゃないので、多分今までの経験則でこれだったらだめなんじゃないですかとか、今までの審査会だったら全部指摘入ってますよ、とかいうのは言ってくれますけども、本当にそのときにならないと。その人の業績のことになったらもう分かりませんし。この人じゃもてませんとか昔は言ってくれましたけど、今は文科省の人たち言ってくれません。野田さんのところは事務方の指摘があったし、松宮さんのところも指摘があったように、そこの指摘のところはまだ余裕がありますけども、そこを乗り越して審査会まで行ってしまうともう、審査会2回しかチャンスないので、そこであまくいかなかったらもう駄目ですし、ということだと思います。

**司会：**はい、どうもありがとうございました。それでは終了時間を少し過ぎておりますので、これで第2部は終わらせていただきたいと思います。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

## 主体的に広く意見を求め、 共に創り上げようとする育成指標策定の取り組み

教育学科 榎 元 十三男  
(神戸女子大学)

### はじめに

教育公務員特例法の一部改正が施行（平成 29 年 4 月 1 日）され、教員等の任命権者（教育委員会等）は、①関係大学等とで構成する協議会を組織すること、②校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めること、③指標を踏まえた教員研修計画を定めることが義務付けられた。

とりわけ、育成指標の策定においては、「全国的に通じる配慮事項やそれぞれのキャリアステージに応じて最低限身に付けるべき能力などについては、各地域が参酌すべきものとして国が大綱的に示していくべき」（H27 中教審答申）とされたが、本協議会ではそれにとらわれることなく、論点整理された内容が提示された上で、参加者から広く意見が求められた。一方的に押し付けることのない神戸市教育委員会の姿勢は、まさに自主性・自律性を保つべく、各大学や教職員代表、校団長会代表とともに時間をかけ議論を経て共に創り上げようとするものであった。

このことは、社会の急激な変化や学校を取り巻く環境の変化に伴う教員の養成・採用・研修を従来のように各々が個別に対応していくのではなく、主体的一体的改革を強力に推し進めようとする神戸市教育委員会の強い意志が感じられた。また、養成段階を担う大学にとっても、広く意見を求められることにより、大学が「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」（H27 中教審答申）を行う段階であることを改めて認識し、「教育課程の科目全体を精選しつつ総合的かつ体系的に教員の養成を図っていくような取り組み」（H27 中教審答申）の改善充実に繋げなければならないとの思いを強くした。つまり、大学がコアカリキュラムをもとにした教職課程を編成するに当たり、学校現場に信頼できる学生を送り出す側の責務として、既存の科目構成や内容を見直すための良い契機とすることができるのではないかと考える。

以下に、「神戸市教員育成協議会」において「教員育成指標」が出来上がるまでの経緯等について、神戸市教育委員会が平成 30 年 3 月に公表した「学び続ける神戸の教職員の手引書」を参考にしながら私見を交えて列挙し、報告に代えたい。

## 1. 「神戸市教員育成協議会」の立ち上げ

平成8年に発足した既存の「教員の資質向上神戸市連絡協議会」を改組し、新たに「神戸市教員育成協議会」として立ち上げた。

## 2. 組織構成

教職課程を有する神戸市近隣の関係 25 大学・短期大学、小学校校長会代表、中学校校長会代表、幼稚園園長会代表、教職員代表、教育委員会事務局から構成されている。

## 3. 目的

教員の資質・能力の向上方策に資するため、大学・教育委員会・学校園等の連携・協力のもとに、教員の養成・採用・現職研修・教育実習の円滑な実施に係る協議を行うことを目的として設置された。

## 4. 会議の実施

6月26日(木)の第1回協議会を皮切りに、9月、10月、12月、1月の全5回実施され、案の提示と意見聴取が幅広く行われた。特筆すべきは、会議の席上だけでなく事前にメールでの配信による聴取も行われ、各大学からより多くの意見を取り入れ、議論を経て策定しようとするきめ細やかさが窺えた。参加する者にとっては、自ずと有用感・責任感が必要な会議となった。

## 5. 「教員育成指標」策定等についての論点整理

育成指標の策定に当たっては、文部科学省から告示された策定に関する指針の抜粋とともに論点整理された案が示されたうえで意見が求められた。以下の7点が、提示された論点である。

1. 学校種ごとに指標を策定するか
2. 職種ごとに指標を作成するか
3. 特支学級・通級担当教諭の指標を別に作成するか
4. 神戸市が新規採用教員に求める資質についてどのような内容にするか
5. 段階の区分をどうするか
6. 「神戸らしい教育」(防災、人権等)を指標の項目に追加するかどうか
7. 指標を踏まえ、毎年度「教員研修計画」を定めていくが、本協議会を研修計画の協議の場としてよいか

これらについては、構成員の多くからそれぞれの立場で様々な意見が交わされた。中には公立学校の教員等としての資質に関する基本理念や踏まえるべき視点を越えたような意見も出され集約が難しい場面もあったが、事務局がそういった意見の一つ一つに丁寧に応答しながら方針を述べ、合意に繋げていった。最終的に、それぞれの論点は以下のように集約された。

1. 校種ごとの指標策定については、共通の指標を策定し、幼稚園・特別支援学校については留意事項を付す
2. 職種ごとの指標については、校長・教頭（管理職）と教諭の2種類を策定し、養護教諭・栄養教諭については教諭の指標に留意事項を付す
3. 特支学級・通級担当教諭の指標については、教諭の指標に留意事項を付す
4. 新採用教員に求める資質については、「神戸市が求める着任時の姿」として指標に記載する
5. 段階の区分については、「神戸市が求める着任時の姿」に加えて、4ステージ（①基礎形成期、②基礎充実期、③資質向上期、④資質発展・円熟期）とする
6. 「神戸らしい教育」の追加については、現職研修の中で継続的に育成を目指す
7. 本協議会を研修計画の協議の場としていく

〈第1回神戸市育成協議会 委員意見集約（指標関係抜粋）より〉

## 6. 「教員育成指標」の実際

「教員育成指標」の段階区分については、「神戸市が求める着任時の姿」が明確に示された。これは、教職課程を持つ大学にとっては、4年間で学修し培わなければならない力を今まで以上に教育課程カリキュラムはもとよりシラバスの中に明確化したうえで、日々の授業の中身を充実・改善していかなければならないことを示唆している点で大きな意義がある。

ちなみに、「神戸市が求める着任時の姿」は以下の通りである。

### ①学習指導

学力向上 ⇒ 学力向上の取り組みの必要性を理解している

授業計画・実践 ⇒ 学習指導要領に沿った指導の必要性を理解している

授業評価・改善 ⇒ 授業評価や授業改善の重要性を理解している

学習評価 ⇒ 学習評価の方法について理解している

### ②児童生徒理解・学級経営

児童生徒理解 ⇒ 子どもに寄り添う感性を持っている

学級経営 ⇒ 学級経営の重要性を理解している

生徒指導 ⇒ 生徒指導の基本的な考え方を理解している

### ③特別支援教育

インクルーシブ教育システム ⇒ インクルーシブ教育システムの構築の目的と基本的な考え方を理解している

個別の支援 ⇒ 個別の支援の重要性を理解している

#### ④学校運営への参画

学校教育目標・チーム学校 ⇒ 組織の一員として協働する必要性を理解している

家庭・地域との連携 ⇒ 家庭・地域との連携の重要性を理解している

学校安全・危機管理 ⇒ 命の大切さ・安全安心な学校づくりの重要性を理解している

#### ⑤人財育成・自己研鑽

コンプライアンス ⇒ 社会人として守るべきルールやマナーを身に付けており、法令遵守の必要性を理解している

コミュニケーション ⇒ 良好な対人関係を築くことができる

校内研修・OJT・実践研究・自己研鑽 ⇒ 教員は絶えず研究や収容に励まなければいけないことを理解している

#### ⑥神戸の特色ある教育

防災教育・人権教育・国際理解・多文化教育・新たな教育課題への対応 ⇒ 教育を取り巻く社会情勢の変化について関心を持っている

これらの着任時の姿は、「～の必要性を理解している」「～の重要性を理解している」という表現が多い。この表現については、賛否両論があった。例えば、「授業計画や実践の指標項目」は、先述の通り「学習指導要領に沿った指導の必要性を理解している」と集約されたが、漠然としていて具体性に欠ける点や授業実践の基礎基本が学習指導要領であることを踏まえるとその趣旨をもっと読み込むなど、日々の授業に反映させ質を向上させていく指標とすべきではないかという点などが指摘された。他府県市等のこの項目の指標を見てみると、「学習指導要領の目標や内容に基づき、児童生徒の実態に応じた授業を設計することができる」など学習指導要領を実際の授業との関連で具体的に示しているところもある。大学に対して高度専門職業人としての基軸となる部分をしっかり育て教育現場に送り出してほしいという願いからであろう。

しかしながら、神戸市教育委員会としては、大学の自主性や特色ある教育活動を極力尊重し、当初の指標としては可能な限り大綱的でシンプルで分かり易いものとし、今後も継続的に意見を聴取しながら不断に見直しを図っていくとのことであった。

現在大学においては、この度の教員免許法の改正により、教育課程については再課程認定をする必要があり、特に現行法での「教職に関する科目」に相当する部分では、「教職課程コアカリキュラム」を意識した授業内容が求められ審査されることになる。

したがって、大学は、学習指導に限らず他の指標項目も含めた「着任時の姿」を「教職に関する科目」等の内容やその実施状況との関連において自ら精査し、今後育成協議会等を通じてその改善充実に資する役割があると考えられる。

## 7. 神戸市の求める教師像

「神戸市教員育成指標」には、「着任時の姿」とともに教員のキャリアステージを4つに分

け、それぞれに応じた身に付けるべき資質や能力が示されたが、その上位に「神戸市の求める教師像」が以下のように示されている。

◇豊かな人間性あふれる教員：子供が好きで、人権を尊重し、思いやりのある教員

◇教育への意欲に満ちた教員：教育者としての誇り、自覚と使命感を持ち、学び続ける  
向上心のある教員

◇視野が広く対応力のある教員：幅広い知識と教養をもち、明朗でコミュニケーション  
力のある教員

◇実践的指導力のある教員：生きる力を育むことができる指導力、授業力のある教員

◇自立心のある教員：心身ともに健康であることに努め、高い倫理観と規範意識のある  
教員

全国のすべての自治体においても「求める教師像」が示されているが、「育成指指標」はこれをもとに作成されていると言っても過言ではない。まずもって、我々はこちらにこそ着目すべきだと考える。少なくとも、学生を教員としてあるいは実習生として送り出しているすべての自治体の「求める教師像」を熟知し、それに見合う学生の資質・能力を磨き、普段の授業はもとより学びの集大成である4回生後期の「教職実践演習」等で再確認することが肝要である。その上で、「着任時の姿」を見ていくと取り組みの内容に厚みが出てくるのではないだろうか。「求められる教師像」と「大学での学びの履歴」とのつながりを探究していくことが今後の課題である。

## 8. 教員の研修計画の策定

神戸市においては、育成指指標に基づいて研修を整理した平成30年度の「研修計画」が公表された。一見すると、各指標項目が教員の生涯における各ステージにおいて、隙間なく網羅的に示されている。まさに学び続ける教師の姿そのものである。これほどまでに学び続けなければいけないのだろうかという思いが先立つ。いつ、どこで、何について、どのように学ぶかは個人によって違いがあり、自ら求めて学んだ力こそ確かな資質・能力につながることは言うまでもない。

しかしながら、その一方で教育公務員としての学びの妥当性、客観性、信頼性も必要である。

教えるプロとして身に付けておくべき素養は、確実に子供達に還元されていくからである。一定の教師としての素養や時代の流れに応じた喫緊の課題等は、課せられないと一人では学べない場合が多い。ちなみに、教職員のライフステージに沿った資質・指導力の向上を図るための4領域は次のように設定されている。

①基本研修：新任、フォローアップ、経験者、臨時講師などそれぞれの段階に必要な研修

②専門研修：専門的な知識・技能・態度を養う課題研修講座

③職務研修：時代の変化への的確な対応などより高度な専門的知識・技能・態度を養う研修

- ④自己啓発研修：自らの教育力を高め、幅広い教養等を養う研修  
また、神戸の教育課題に対する重点内容を以下のような項目として掲げている。
- ①確かな学力をはぐくむ「力のつく授業」を実践する授業力の向上
  - ②教育課題への対応
  - ③急速な世代交代に対応した若手・中堅教員の育成と指導理念、指導法、指導技術の継承
  - ④管理職のマネージメント能力の向上
  - ⑤自ら学び続ける教職員の育成に向けた自己啓発研修の奨励・支援
- 〈「学び続ける神戸の教職員の手引書」を参照：具体項目は略〉

学校教育現場における研修等に大学教員の参画が求められている。学校現場の教員や子供たちはもとよりその教育内容や現状を把握したうえで研究を重ねることは、双方にとって有益なことである。学校現場に足を運び、育て送り出した学生のその後の状況を注視しつつ継続的に指導をするなど、養成と現場研修が真の意味で一体となったとき、さらに質の高い教員が生まれ、それぞれのライフステージにおいても「学び続ける教師」が育っていくのではないだろうか。

## 9. 育成指標を周知徹底させるためのガイドブック（手引書）の作成

時間をかけ多くの議論を経て「神戸市教員育成指標」が出来上がった。前述したが、幅広い意見を聴取したことは特筆すべき点である。作成過程において説明責任そのものを果たしたとも言える。法律ができたから作ったというより、教育を取り巻く環境や学校現場の実情からして必要な指標であったという共通理解はできた。

今後は、いかにしてこの育成指標を実効性のあるものとし、現場の教室の隅々まで行き渡らせ、子供たちの手元に届く指標にしていくかが課題であろう。現場教師たちが、実感し、納得し、自ら指標に沿って学び続ける教師になろうとする説明と環境づくりが必要となってくる。

そのための方策の一つとして、「学び続ける神戸の教職員」のガイドブック（手引書）が平成30年3月に公表された。一読して、抱いていた危惧が一辺に払拭された。各学校においては、校内研修や自主研修等で活用されることが期待される。大学においても積極的に活用させていただきたいと考えている。

## おわりに

近い将来、学生たちの活躍の場となるであろう学校現場に目を向けると、従来の学校観だけでは捉えきれない状況が待ち受けている。いじめ・不登校をはじめ、問題行動の多発、特別に支援の必要な児童の増加、学級が集団として機能しにくい状況、経済格差からくる学力格差、保護者の無理解など、学校によってその様相は様々である。

そのために、悩みを抱え込んだり、志半ばで早期に退職したりする新任教師が増えている状況も各自治体から報告されている。

これらの課題を解決していくために、国や地方自治体では「一人で抱え込まない」「組織的対応」「チーム学校」「たくましい精神力」「コミュニケーション力」「人間関係構築力」などのフレーズとともに、「求められる教師像」が語られているように思えてならない。果たして、これらの課題の要因を個々の教師の資質や能力の向上だけに求めたり、教師同士の協働性やチームワークの構築と称して学校の経営の在り方だけに委ねたりするだけでいいのだろうか。

学校は「組織」であることは当然であるが、とりわけ小学校などにおいては、一学級一担任制であり、細部にわたっては個業と言っても過言ではない。新任であっても一人で抱え込まなければならない状況に陥りがちな環境そのものになっている現実がある。そのようなシステムの枠から脱することができなくて、もがき苦しんでいる新任教師や若手教師も少なくないのではないだろうか。

また、学校は多忙化が増す一方である。教育実習から帰ってきた学生がその多忙さを目の当たりにして進路選択を変更することも多いと聞く。それらの状況を敢えて積極的に改善することなく過ぎていくのは、教師たちが現状について立ち止まって考えることをしなくなる環境にしているのではないか。現場教師の声を聴くたびに、そんな思いさえ抱いてしまう。

いずれにしても、教師の養成の部分を担当する側の責任として、学校現場の実情を的確につかんだうえで、今何が求められているのか、どのような力が必要なのか、困難にぶつかった時その突破口をいかにして見出すか、そのために在学中に何に力を注ぐべきかなどを、学生と共に組織的に共通理解して取り組んでいくことが肝要であろう。活用の仕方次第ではあるが、そのヒントが、教員育成指標に隠されているように思う。

教職課程をもつ大学においては、一人でも多くの学生が教員採用試験を突破し教壇に立つことを願いつつ、可能な限りの支援を行っている。重要なことは、決して合格がゴールではなく、スタートであるということである。“多くの合格者よりも一人でも多くの信頼される教師の輩出”であろう。それが、神戸市教員育成協議会に参加させていただき、育成指標の作成に関わりながら考えさせられたことである。

## 参考文献

文部科学省（2014）教育再生実行会議「これからの大学教育等の在り方について」（資料1）  
文部科学省（2017）中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」  
神戸市教育委員会（2019）「学び続ける神戸の教職員（神戸市教員育成指標）手引書」

## 【活動報告】

# 平成 29 年度 阪神教協 教職課程事務検討委員会活動報告

教職課程事務検討委員会 委員長  
教務本部 野田 浩二  
(大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学)

教務部教育企画課 城戸 直也  
(追手門学院大学)

大学統括部学部事務課 森下 貴史  
(桃山学院大学)

阪神教協では、昨年度より教員免許事務セミナーを取りまとめていた委員を教職課程事務検討委員会として正式に組織化し、加盟大学における教職課程事務を円滑に推進することを目的に各種活動の企画・運営を行っています。

ここでは平成 29 年度に実施した「教職課程事務検討委員会」と、委員会で企画内容を検討し実施した「教員免許事務セミナー」、「第 3 回課題研究会」、「教職課程に関するデータベース」の 3 つの取り組みについて報告します。

## 1. 教職課程事務検討委員会

教員免許事務セミナーや第 3 回課題研究会の開催準備のため、また幹事校会や全私教協教職課程運営部会での審議事項の検討や報告事項の共有を行うため、必要に応じて開催しています。平成 29 年度は 7 回開催しました。

### (1) 第 1 回委員会

日 時 2017 年 4 月 8 日(土) 19 時 00 分～20 時 30 分  
会 場 関西学院大学 大阪梅田キャンパス 14 階 1401 教室  
議 題 ①平成 28 年度第 2 回セミナーについて  
②幹事校会事項について

### (2) 第 2 回委員会

日 時 2017 年 7 月 12 日(水) 19 時 00 分～20 時 30 分  
会 場 関西学院大学 大阪梅田キャンパス 14 階 ミーティングルーム  
議 題 ①平成 29 年度第 1 回セミナーについて  
②幹事校会事項について

- ③全私教協 教職課程運営部会事項について
- ④その他

(3) 第3回委員会

- 日時 2017年8月30日(水) 19時00分～20時30分  
会場 関西学院大学 大阪梅田キャンパス 1402教室  
議題 ①平成29年度第1回セミナーについて  
②第3回課題研究会について  
③幹事校会事項について  
④全私教協 教職課程運営部会事項について  
⑤その他

(4) 第4回委員会

- 日時 2017年10月3日(火) 19時00分～20時30分  
会場 大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 中央館1階 SEIKEI ALL  
議題 ①平成29年度第1回セミナーについて  
②平成29年度第2回(再課程認定関係2回目)セミナーについて  
③幹事校会事項について  
④全私教協 教職課程運営部会事項について  
⑤その他

(5) 第5回委員会

- 日時 2017年12月15日(金) 19時00分～20時30分  
会場 関西学院大学 大阪梅田キャンパス 10階 1003教室  
議題 ①平成29年度「教職課程に関するアンケート」臨時設問について  
②全私教協会費の値上げについて  
③平成29年度第2回セミナーについて  
④全私教協 教職課程運営部会事項について  
⑤その他

(6) 第6回委員会

- 日時 2018年1月16日(火) 19時00分～20時30分  
会場 関西学院大学 大阪梅田キャンパス 10階 1004教室  
議題 ①平成29年度第2回セミナーについて  
②第3回課題研究会について  
③幹事校会事項について  
④次年度役員について

- ⑤全私教協 教職課程運営部会事項について
- ⑥その他

#### (7) 第7回委員会

- 日 時 2018年3月17日(土) 18時30分～20時00分  
会 場 関西学院大学 大阪梅田キャンパス 14階 1402教室  
議 題 ①平成29年度第2回セミナーについて  
②次年度役員について  
③幹事校会事項について  
④全私教協 教職課程運営部会事項について  
⑤その他

## 2. 教員免許事務セミナーについて

年2回の開催を基本に、日常業務のサポート、加盟大学間のネットワーク作りを目的とし開催しています。平成29年度は教育職員免許法の改正に伴う教職課程の再課程認定申請が必要なことから、「再課程認定申請に関して他大学に聞きたいこと」というテーマで互いに取り組み状況や抱えている問題を共有し、情報交換を行いました。9月と1月に開催したセミナーの概要は以下のとおりです。

#### (1) 第1回セミナー

- 日 時 2017年9月16日(土)  
場 所 西宮市大学交流センター (ACTA 西宮東館6階)  
出席者 45大学 70名 (3グループ)  
テーマ ①再課程認定申請に関して他大学に聞きたいこと  
②その他

### ■主な情報交換内容

#### 【再課程認定申請に関すること】

- カリキュラムの編成方法
- 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の開設方法
- 「教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)」の開設方法
- 「総合的な学習の時間の指導法」の開設方法
- 「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識も含む。)」の理論及び方法、「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の開設方法
- 「特別活動の指導法」の単位数

- 中一種免の各教科の指導法の科目内容
- 他の大学で開設する授業科目の利用
- 人権教育論の位置づけ
- 複合科目の開設
- 大学が独自に設定する科目の開設
- 取得要件単位数の変更
- 学校インターンシップの内容、位置づけ
- 教職課程コアカリキュラムが設定された科目の位置づけ



- 「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」のシラバス
- 幼免課程の科目編成
- 「領域に関する専門的事項」の開設
- 小中高の課程がある場合の共通開設
- 教育実習の履修要件単位数
- 教育実習校の確保
- 母校実習を行っている場合の様式5号の作成
- 履修カルテの運用・管理方法
- 情報機器の活用に関する設備の配備状況
- 課程取り下げの検討
- 非常勤講師の雇用について
- 申請の準備状況
- 業務の準備体制
- 申請後の変更について



## (2) 第2回セミナー 【※開催予定】

日 時 2018年1月27日(土)

場 所 甲南大学 岡本キャンパス

KONAN INFINITY COMMONS (iCommons) 2階・3階

出席者 39大学 63名(2グループ)

テーマ ①再課程認定申請に関して他大学に聞きたいこと

②その他

## ■主な情報交換内容

### 【再課程認定申請に関すること】

- 教育実習について(幼少課程)

- 保育士養成課程の見直し
- 「領域に関する専門的事項」への移行
- 大学が独自に設定する科目の単位数
- 事前相談での様子
- 経過措置の対応
- 申請後の指摘への対応体制
- 再課程認定申請に伴う学内外への周知
- 研究業績書等の作成要領
- 教職コアカリキュラムの作成要領
- 再課程認定申請に伴う学則の記載
- 通信課程を持つ大学との協定に基づく小学校免許状取得プログラム
- 新旧対照表の表記
- 新法で新たに開設が必要な科目の開設時期
- 教育実習の受講資格

### 3. 第3回課題研究会について

阪神教協では年に3回課題研究会を行っており、第3回目は教職課程事務を担当する職員向けの内容で開催しています。本年度の企画内容は以下のとおりです。

日 時	2017年12月20日(水)
場 所	関西学院大学 第5別館 5号教室
出席者	59大学119名
テーマ	「教職課程に係る事例報告」

#### 登壇者

- 「課程認定申請大学からの事例報告～指摘事項を中心に～」
  - 野田 浩二 氏（大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 教務本部 本部長）
  - 松宮 慎治 氏（神戸学院大学 教務センター）
- 再課程認定申請進捗状況の報告
  - 藤本 佳和 氏（甲南大学教職教育センター 課長）
  - 多畑 寿城 氏（学園サポートセンター事務部事務部 部長）

#### 4. 教職課程に関するデータベースについて

平成 21 年度から実施している教職課程に関するデータベースは、加盟大学から集めたアンケート結果をまとめたもので、基本設問、3 年ごとに設定する設問、臨時設問の 3 構成となっています。本データベースは 74 の加盟大学で共有され、また阪神教協リポートにおいても結果分析に基づいた報告がなされています。本年度のアンケート実施項目は以下のとおりです。

##### 【設問】

1. 大学名、教職課程担当者名（＝記入者名）、連絡先、URL 等をご記入下さい。
2. 課程認定を受けている教員免許状の学校種および教科名をすべてご記入下さい。
3. 教職課程履修（登録）者数をご記入下さい。
4. 教育実習に参加した学生数をご記入下さい。
5. 教育実習に参加した学生数を、実習開始の月別にご記入下さい。
6. 平成 29 年度教育実習や介護等体験などの実施にあたって生じた問題となる諸事例がありましたら、差し支えのない範囲で、その概要をご記入下さい。
7. 教育実習や介護等体験などの実施に関して、関係諸機関（教育委員会、社会福祉協議会）への申入れが必要と思われる事項がありましたら、差し支えのない範囲で、その概要をご記入下さい。
8. 教育職員免許状一括申請の授与件数をご記入下さい。
9. 教育職員免許状一括申請による全教育職員免許状取得者数をご記入下さい。
10. （平成 29 年 4 月採用）校種別教員就職者数（常勤・非常勤講師を含む）およびその調査方法をご記入下さい。
11. 教員免許更新講習を実施されましたか。実施された場合は、その実施体制（実施組織名、開設講座、講師謝礼等）についてご記入下さい。また、特殊要因教科等の教員講習開設事業費等補助金（文部科学省）の申請をされましたか。申請された場合は、教科名、講習内容等についてご記入ください。
12. 平成 30 年度に教員免許更新講習を実施されますか。実施される場合は、今年度からの変更点等をご記入下さい。
13. 本協議会に対するご意見、ご要望がありましたら、ご記入下さい（含、本協議会の総会・課題研究会で希望される討議事項・研究テーマ、本アンケートに対するご意見、ご要望）。

##### 〈介護等体験・教職実践演習に関する設問〉

14. 介護等体験費の金額と徴収時期をご記入下さい。
15. 介護等体験に参加するための条件についてご記入下さい。
16. 介護等体験の実施学年（学期）をご記入下さい。
17. 介護等体験ガイダンスの概要（実施時期・対象・内容等）をご記入下さい。
18. 介護等体験は単位化していますか。単位化している場合は授業科目名（単位数・配当年

次)をご記入下さい。また、単位化している場合、当該科目の教育職員免許法上の「科目区分」(「教科又は教職に関する科目」、「教職に関する科目」、「その他( )」の区別)をご記入下さい。

19. 介護等体験期間中の授業の取り扱いをご記入下さい。
20. 介護等体験期間中の損害賠償保険(学研災付帯賠償責任保険等)に大学として加入されていますか。加入している場合は保険料の負担者をご記入下さい。
21. 「教職実践演習」受講のための条件についてご記入下さい。
22. 「教職実践演習」について、教育委員会との連携による開設事例はありますか。ありましたら、差し支えない範囲で、その概要をご記入下さい。
23. 履修カルテの管理方法および掲載内容(項目)についてご記入下さい。
24. 履修カルテに掲載する内容のうち、担当教員による「必要な資質能力」に関する評価等、学生本人以外が記載する内容を学生に開示していますか。

## 5. まとめ

本年度は教職課程の再課程認定申請が必要であったため、加盟大学様へできる限り情報の提供、共有を行いたいという思いで運営を行ってまいりました。9月に開催した教員免許事務セミナーでは、過去最高となる70名が参加、1月の教員免許事務セミナーにおいても63名が参加し、活発な意見交換をさせていただきました。また第3回課題研究会でも119名もの方々に参加していただきました。

これらの取り組みを通じて、少しでも教職課程の再課程認定申請に関する理解が深まるとともに、日々の業務に役立つことが出来ていれば幸いです。

これからも本教職課程事務検討委員会は阪神教協加盟大学の日常業務における問題解決や加盟大学間のネットワーク構築質の向上に貢献していきたいと考えております。今後ともみなさまのご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 森ノ宮医療大学の教育養成

在 川 洋 平

(森ノ宮医療大学)

森ノ宮医療大学は、より一層の社会貢献をめざして「生命への愛と畏敬の精神をもって、伝統医学と現代医学の融和を図り、相互に補完できる医学・医療の発展に寄与する」ことを理念とし、2007年に大阪府大阪市住之江区に設置されました。開学当初より学科が増え、現在では保健医療学部内に看護学科、理学療法学科、作業療法学科、臨床検査学科、鍼灸学科そして2018年4月開設の臨床工学科を加えた6学科および大学院に保健医療学研究科（修士課程）、2018年4月開設の医療科学専攻（博士後期課程）を有しています。本学ではこれら各学科の特性を生かし「幅広い知識と高度な専門技術を有し、チーム医療の実践に求められる豊かな感性と高い倫理観を備えた専門職医療人を育成する。疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠を示し、現代医学と伝統医学の双方を尊重した特色ある教育研究活動によって医学と医療の発展に寄与し、広く社会に貢献する」ことを目的とし、教育活動を行っております。

そのような中、本学では保健医療学部鍼灸学科スポーツ特修コースにおいて、保健体育一種免許（中・高）ならびに保健医療学部看護学科において、養護教諭一種免許の取得を可能としました。よって学生たちは各学科で取得できる医療資格に加えて、教員免許も取得できるカリキュラムとなっています。この医療資格と教員免許とを併せ持つ事ができる体制を整備していることが本学の特徴となっています。

鍼灸学科スポーツ特修コースにおいては鍼灸師とスポーツ系の資格取得により、単に医療職、あるいはスポーツ関連分野だけでなく、様々な分野で、地域医療や地域住民のスポーツ指導および健康増進に貢献する人材の養成を目指しています。さらに学校教育において貢献すべく、鍼灸学科スポーツ特修コースにおける教員養成の理念の下、「豊富な医学的知識と技能を駆使し、児童・生徒の心身の健康を保持増進することに寄与し、生涯にわたり継続可能な運動指導が児童・生徒の発達段階や能力に応じ教授できる教員を育成する」ことを教員養成理念に掲げ、医療、教育に携わる視野の広い豊かな人材の育成を目標としています。

また、看護学科においてはディプロマポリシーとして「豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人を育成し、社会に輩出することにあります」と掲げています。養護教諭養成課程では、このポリシーに加え、教員として、担当科目の教授能力の修得はもちろんのこと、職場での人間関係能力や社会性を身につけ、学級運営に取り組み、児童生徒に対して常に愛

と忍耐をもって教育に当たることができる人材の育成を目標としています。

最後に本学教職課程全体の教員養成理念として、「生命への愛と畏敬を礎とし、豊富な医学知識と技能を背景に、生徒の健康な心身の発達と形成のために、教員としての使命感や責任感、教育的愛情をもって意欲的に職務にあたる能力と、教職に関する専門的知識と実践的指導力を培う」ことを掲げ、本学が与えられた社会的使命の一端を担っていくことを目指しています。

## 流通科学大学と商業科教員養成

水 田 聖 一

(流通科学大学)

このたび、「阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会」に新規に参加させていただくことになりました流通科学大学です。兵庫県神戸市西区の「学園都市駅」（神戸市営地下鉄）の近くに大学があります。近隣には兵庫県立大学や神戸市外国語大学、神戸市看護大学、神戸芸術工科大学、神戸市立工業高等専門学校などがあります。

流通科学大学は1988年開設ですので、今年30周年を迎える比較的新しい大学です。当初は商学部1学部の大学でしたが、現在は3学部（商学部、経済学部、人間社会学部）・1研究科（流通科学研究科）の大学です。商学部は経営学科とマーケティング学科の2学科、経済学部は経済学科と経済情報学科の2学科、人間社会学部は人間社会学科と観光学科、人間健康学科の3学科よりなっており、3学部全体の入学定員は900人（収容定員は3600人）となっています。

本学の「建学の精神」は、「流通を科学的に研究教育することを通じて、世界の平和に貢献し、真に豊かな社会の実現に貢献できる人材を育成する」ことです。ここで使われている「流通」とは、単なる生産者と消費者とを結ぶ機能だけでなく、人間生活の基盤である「人・モノ・金・情報・サービス」等の社会システムそのものを指す、広義の意味で使っております。

創設者中内功（いさおは正しくは「工偏に刀」）が目指した「世界で活躍するビジネスパーソン」の育成という観点から、しばらくは教職課程を設置しておりませんでした。商業高校の商業科の教員養成に対する要望もあり4年前に教職課程を設置し、本年初めて教職免許状を取得する卒業生を出します。

昨年、「日本商業教育学会」の全国大会が本学で開催され、統一論題「知識社会に対応した商業（ビジネス）教育について」を掲げて活発な議論が交わされ、盛況のうちに終了しました。

また一昨年の上旬には、文科省の教職課程実地視察を受け、視察の先生方から様々の提案をいただきましたが、その準備の際に「阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会」の会員校の事例も参考にさせていただき大変役立ちました。感謝いたします。

今年は、「再課程認定」に向けて、各大学とも多忙な状況にあると思いますが、今後本学も「阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会」からの様々な情報提供のお世話になることと思います。今後ともご指導ご鞭撻をよろしく申し上げます。

## 宝塚医療大学の教員養成

柔道整復学科教授 中 田 正 浩  
(宝塚医療大学)

本学は、保健医療学部【理学・柔道整復・鍼灸】三学科の医療系の単科大学である。定員は1学年160名【理学療法＝70名・柔道整復＝60名・鍼灸＝30名】で、学生数も約600名程度の家庭的な雰囲気を持った大学である。

設立母体の「学校法人平成医療学園」は、全国各地に姉妹校・提携校として「平成医療学園専門学校」「なにわ歯科衛生専門学校」などを始めとして、医療系の専門学校5校を有している。ここでは、医療分野でヒトを支えるエキスパート養成のために専門学校教育・大学教育まで幅広く取り組む医療教育集団として歴史を刻んできた。

大学の設立は、2011（平成23）年『公益社団法人全国柔整鍼灸協会』に所属する組合員の「業界の後継者を自らの手で育成したい。柔道整復と鍼灸を学問として確立させ、今後の医療技術を発展させたい」という熱い思いから、宝塚の地に誕生させたのである。

“建学の精神”は、『徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし、医療人たる社会的責務を自覚せしめ、国際社会に伍して恥じぬ恒心を持つ、有徳の人材を育成する』とあり、これを受けて”教育目標”は、『豊かな人間性と幅広い教養、高い倫理観とコミュニケーション能力、理論的思考力、研究する旺盛な意識を持った医療専門職の育成を目指す』とある。

本学では、医療国家資格に加え、所定の単位を修得すれば、高等学校教諭一種免許状【保健体育】の取得が可能である。但し、教職課程の受講可能な学科は、柔道整復・鍼灸学科の二学科のみで、毎年20名から30名程度の学生が教職課程を受講している。

教職課程の専任教員も4名中3名が、中学校・高等学校の管理職経験者及び教育行政経験者などの実務家教員で、学生と教員との距離が近く、きめ細かい指導・相談が可能である。

受講生は、将来的に体育教員及びクラブ顧問として生徒の体育授業やスポーツ活動を通して、怪我の予防や治療ができる医療の専門的知識を保持しており、生徒たちの安全と健康をサポートすることが可能である。また教育現場からは、医療の専門的知識を持った教員として活躍が期待されているところである。

教職課程の受講生は、教員免許状以外に幅広い活動への手助けを目指して、日本体育協会公認資格のスポーツリーダーや外郭団体の認定するアスレチックトレーナー（申請資格）の資格取得のために、日々研鑽に励んでいる。

この度の加盟にあたり、加盟校の方々との交換と研修の場が得られたことから、この機会を活かし、特色ある、資質能力の高い教員養成を目指して更なる研鑽を積んでいきたい。

## 【図書紹介】

伊藤良高・富江英俊編

# 『教育の理念と思想のフロンティア』

晃洋書房、2017

富江 英 俊

(関西学院大学)

本書は、現職教員や一般市民も視野に入れつつ、大学の教職課程の授業でテキストとして使用するという意識で作成された。現行の教育職員免許法施行規則の科目区分では「教育の基礎的理解に関する科目」、大括り化される前には「教育の基礎理論に関する科目」、さらに前の時代の呼び方においては「教育原理」に該当する科目で使用されることを、念頭においている。

筆者は、第2編者として本書に関わった。本稿は、この立場で執筆させて頂くことにする。第1編者である伊藤良高先生（熊本学園大学）のお立場やお考えと異なるかもしれない、私の主観的なことをあえて述べることを、最初にお断りしておく。

本書の構成としては、12の章と5つのコラムがある。12の章名（副題は省略して主題のみ）は、「人間形成と教育の理念・思想」「近代のヨーロッパの教育思想の展開」「アメリカの教育思想」「『教育人間学』の歴史的意味と可能性」「現代における教育思想」「近代学校制度成立と普及の社会的・思想的基盤」「近代日本の教育とその理念」「現代日本の教育とその理念」「学校における教師と子ども」「発達の概念と教育、学校」「社会階層と教育」「ジェンダーと教育」となっている。5つのコラムは、「教育学と教育実践の往還」「教師の使命感を考える」「教師に求められる倫理とは何か」「インクルーシブ教育の現状と課題」「保育・幼児教育の新展開とその展望」である。章・コラムを含めて計15名が執筆した。

さて、「教育基礎論」（「教育原理」）のテキストとして編集された本は、非常に多く存在する。筆者は本書を作成する前にそれらの何冊かを読み、そのような類書とは違う特徴を出すために、執筆者の人選において、次の2点を重視した。

1点目は、「教育哲学（教育人間学）、教育社会学、教育史を中核にすえて、様々な専門分野の先生方に執筆して頂く」ということである。類書においては、学問的な専門分野におけるコミュニティや、大学院の研究室の同窓生といったつながりをもとにして、執筆者を選んで一章ずつ書いているというパターンがある。このように作成されたテキストは、まとまりは良くても深い考察があることが多いが、それと引き換えに「難解である。テキストには向いていない」「内容が偏っている」といった印象を持たれることも少なくない。本書は、意識的に教育学研究（教育諸科学）の様々な分野の先生に執筆をお願いした。

2点目は、多種多様な受講者に対応し、自らの専門分野・領域をわかりやすく説明できる先生方に執筆して頂くことである。私立大学の教職課程で学ぶ学生は、国立大学よりはるか

に学力レベルの上下差が大きく、教員志望度が高い者もいれば、「取りあえず資格だけ取る」という者もいる。このような学生の多種多様さを理解してもらえそうな先生を選んだ。知人に知り合いを紹介してもらう時は「私立大学の教職課程の雰囲気分かる方。学力レベルや受講態度において十分でない面があり、教員採用試験に合格する者も多いとは言えない、そのような大学の環境で、頑張っておられる方」といった希望を出して、探してもらったというパターンもあった。

人選におけるこの2つの視点から、改めて本書を眺めてみて、その特徴を述べてみたい。

様々な専門分野を持つ先生方が執筆したことから、全体としてのまとめ、テーマ性はやや弱いという点は否めないが、それぞれの執筆者が持ち味を発揮して教育や学校について考察し、「独特の統一感」は出ているように思う。

少々大きな話になるが、「大学教員の仕事は研究か教育か」というのはよく出る議論である。筆者に答えを出すような見識はないが、教職課程の授業は、「大学の他の授業と比べて、研究より教育が重視されるべき」という考え方は、あって然るべきではないだろうか。というのは、教員免許法上に定められた科目において要求される内容と、アカデミズムの世界で蓄積された研究成果とは、異なることが少なくない。すなわち自分が専門とすることをそのまま教えているだけでは、成り立たないことが多いのである。この構図について、「文部科学省は、大学教員の研究の重みを理解していなくてけしからん」という意見もあれば、逆に「『象牙の塔』であるアカデミズムこそ、教育現場のニーズに対応して変わるべきだ」という考え方もある。両方とも正論であると思うが、私としては、このような「曖昧さ」「すわりの悪さ」こそが、教職課程を担当する面白さ、醍醐味ではないかと感じる。例えば、専門以外の科目の授業をするのは、確かに難しく効率も悪いのであるが、そこに思わぬ発見があったりするのである。

本書を作成するにあたって、すべての原稿が揃った時点で、編集者の立場でそれらに目を通した。どの原稿の執筆者においても、研究と教育（「アカデミズムにおける知」と「文部科学省の要求」）の関連を認識し、うまく処理しているのではないかと感じられた。おそらく、研究ばかりでなく教育にも力を入れている先生方だからこそ出来る技なのであろう。これが、先に述べた本書にある「独特の統一感」なのではないかと、私には思えた。

最後に、専門分野・出身大学院・勤務する地方がまちまちである先生方をどうやって集めることが出来たかについて申し上げておきたい。答えはシンプルで、「阪神教協や全私教協で知り合いとなった先生にお声かけした」というパターンが多かったのである。すなわち、阪神教協や全私教協のおかげで、この本を編集することが出来たのである。そのような「生い立ち」を持つ本書なので、是非ご一読をお薦めしたい。

## 【資料】

### 2017年度 定期総会の記録

日時：2017年5月17日(水) 13時30分～14時20分

会場：関西学院大学 第5別館 5号教室

記録：八木 成和（四天王寺大学）

#### 出席：34校

追手門学院大学、大阪学院大学、大阪観光大学、大阪経済大学、大阪経済法科大学、大阪芸術大学、大阪工業大学、大阪産業大学、大阪商業大学、大阪成蹊大学、大阪体育大学、大阪人間科学大学、大手前大学、関西大学、関西福祉科学大学、関西学院大学、近畿大学、甲南大学、神戸学院大学、神戸芸術工科大学、神戸国際大学、神戸女学院大学、神戸女子大学、神戸女子短期大学、神戸親和女子大学、神戸常盤大学、高野山大学、四天王寺大学、摂南大学、姫路獨協大学、プール学院大学、武庫川女子大学、桃山学院大学、流通科学大学

#### 委任状出席：25校

藍野大学、芦屋大学、大阪青山大学、大阪大谷大学、大阪音楽大学、大阪国際大学、大阪電気通信大学、関西外国語大学、関西国際大学、畿央大学、甲子園大学、甲南女子大学、神戸海星女子学院大学、神戸松蔭女子学院大学、夙川学院短期大学、千里金蘭大学、相愛大学、園田学園女子大学、帝塚山学院大学、帝塚山大学、奈良大学、東大阪大学、姫路大学、兵庫大学、森ノ宮医療大学

#### 準会員校出席：4校

大阪キリスト教短期大学、大阪芸術大学短期大学部、大阪成蹊短期大学、大阪千代田短期大学

富江英俊事務局長（関西学院大学）の開会の言葉に続き、善明宣夫氏（関西学院大学）から挨拶が行われた。続いて、議長団の選出に移り、富江事務局長から酒井恵子氏（大阪工業大学）と藤本佳和氏（甲南大学）を推薦したい旨の提案があり、これを承認した。

議事に入る前に、富江事務局長より13時30分現在の出席状況が報告された。会員校68校中31校が出席しており、委任状が26校提出されていることから、加盟校の二分の一以上の出席により本総会が成立していることを確認した。（委任状を提出した26校のうち1校が出席したため、委任状出席は25校となった。）

議事：

#### 1. 2016 年度定期総会の記録確認

富江事務局長より、2016 年度定期総会の記録について、既に幹事校会で承認されている事項である旨、資料に基づき報告があり、これを承認した。

#### 2. 2016 年度活動報告

富江事務局長より、2016 年度の活動について資料に基づき報告があり、これを承認した。

#### 3. 2016 年度決算報告ならびに監査報告

2016 年度決算について白銀夏樹事務局会計担当（関西学院大学）より、予算額と決算額とで増減が生じている費目を中心に資料に基づき報告があった。

続いて、本決算報告については、木谷法子氏（大阪体育大学）及び鎌田首治朗氏（プール学院大学）の両会計監査委員による監査が 2017 年 4 月 27 日に行われた旨の報告があり、監査委員を代表して木谷氏から、「厳正に監査を行った結果、適正に処理されている」との監査報告が行われた。

以上の報告を受け、2016 年度決算報告および監査報告を承認した。

#### 4. 新役員の選出

富江事務局長より、新役員・委員の候補について資料に基づき提案があり、これを承認した。

- 会長代行

関西学院大学 小谷正登氏（関西学院大学 大喜多喜夫氏の後任）

- 会計監査新規委員の選出

藍野大学 吉田卓司氏（プール学院大学 鎌田首治朗氏の後任）

- 内規に基づき教職課程事務検討委員 10 名が推薦され、これを承認した。

- 幹事校の追加

今年度より幹事校として新たに大阪人間科学大学を承認した。ただし、会則第 7 条 3 により幹事校の任期は 2 年となっている。他の幹事校は昨年度の総会にて承認されている。そこで、本年度の任期は 1 年とし、次年度以降は他の幹事校と同じく任期 2 年とし、2 年ごとに総会において承認を得ることとした。

#### 5. 2017 年度活動方針および事業計画（案）

富江事務局長より、2017 年度活動方針および事業計画（案）について資料に基づき報告があり、これを承認した。

#### 6. 2017 年度予算（案）

2017 年度予算（案）について、白銀事務局会計担当より、昨年度予算額と増減が生じて

いる項目を中心に資料に基づき説明がなされた。特に、情報交換会の参加費を2,000円から3,000円に増額すること、幹事校交流会を年2回、事務検討委員会交流会を年1回開催することとし、会合費を支出することが提案された。これを承認した。

## 7. 会員校の異動

富江事務局長より、資料の「2017年度会員校一覧」について説明がなされた。新会員校として2016年度新規加盟校として関西福祉大学、2017年度からの加盟として森ノ宮医療大学、流通科学大学の加盟があった旨の報告があった。また、5月22日付で宝塚医療大学が加盟予定であることも報告された。水田聖一氏（流通科学大学）より挨拶がなされた。

最後に、富江事務局長から閉会の挨拶があり、総会は終了した。

## 【資料】

### 2017年度 活動方針および事業計画

#### 活動方針

- 1 高等教育および初等・中等教育政策に関連させながら、教師教育政策・行政の動向に対処し、教職志望者に対して保障すべき諸条件の明確化とその実現にとりくむ。
- 2 教職志望者の資質・能力を高めるための研究交流をすすめ、大学における教職課程教育の自律的な改革改善にとりくむ。
- 3 教師教育に関する諸問題について関係諸団体機関と交流・協議する。特に教育実習や介護等体験等の円滑な実施にむけての研究協議をおこなう。
- 4 その他、協議会の趣旨にそくして必要な活動をおこなう。

#### 事業計画

- 1 課題研究の推進
  - (1) 教育政策や教育行政の動向とその対処について
  - (2) 教職課程教育の内容と方法の改善・開発、授業実践報告の収集について
  - (3) 教育実習のありかたについて
  - (4) 介護等体験のありかたについて
  - (5) 教職事務の改善について
  - (6) 教員採用問題について
  - (7) 海外の教師教育の動向について
  - (8) 教員養成制度改革について
- 2 「教員の資質向上連絡協議会」の活用と改善
- 3 国公立大学、文部科学省、教育委員会その他の教師教育に関わる人々との交流促進
- 4 教師教育情報データベースづくり、および地域共同的な教師教育体制づくりの準備促進
- 5 全私教協の計画する事業への参加
- 6 阪神教協リポートの発行
- 7 阪神教協ホームページの運営
- 8 課題研究成果報告・普及のための出版企画の立案・実行
- 9 その他、活動方針に関して必要な事業

## 2016 年度 阪神教協一般会計収支決算書

(2016 年 4 月 1 日 ~ 2017 年 3 月 31 日)

### 【支出の部】

	予算額	決算額	増 減
事務局費	1,494,000	704,912	789,088
人件費	624,000	385,000	239,000
通勤費	100,000	26,960	73,040
消耗品費	300,000	93,276	206,724
通信費	300,000	180,256	119,744
事務局交通費	50,000	17,000	33,000
会議費	120,000	2,420	117,580
印刷関係費	1,160,000	1,084,192	75,808
レポート印刷費	550,000	464,400	85,600
レポート編集費	140,000	130,000	10,000
外部委託費	400,000	451,360	▲51,360
資料印刷費	70,000	38,432	31,568
ホームページ等関係費	240,000	109,680	130,320
人件費	100,000	0	100,000
ホームページ等運営費	140,000	109,680	30,320
幹事校会費	470,000	280,538	189,462
会合費	380,000	280,538	99,462
印刷費	50,000	0	50,000
人件費	40,000	0	40,000
研究協議会費	1,850,000	957,646	892,354
人件費	100,000	46,000	54,000
会合費	1,500,000	911,646	588,354
講師用旅費	250,000	0	250,000
全国協議会費	3,225,000	2,785,508	439,492
会費	2,725,000	2,760,000	▲35,000
旅費	300,000	0	300,000
研究大会補助	200,000	25,508	174,492
特別会計繰入金	0	0	0
予備費	3,032,999	0	3,032,999
<b>支出合計</b>	<b>11,471,999</b>	<b>5,922,476</b>	<b>5,549,523</b>

### 【収入の部】

	予算額	決算額	増 減
会費	5,075,000	5,136,446	61,446
受取利息	2,000	468	▲1,532
情報交換会参加費	300,000	336,000	36,000
幹事校交流会参加費	90,000	94,000	4,000
雑収入	1,500	1,000	▲500
前年度繰越金	6,003,499	6,003,499	0
全私研究大会余剰金	0	0	0
<b>収入合計</b>	<b>11,471,999</b>	<b>11,571,413</b>	<b>99,414</b>

次年度繰越金	5,648,937
--------	-----------

2016年度会計帳簿および収支決算書につきまして、  
帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2017年 4月 27日

会計監査委員：大阪体育大学

木谷 法子 

会計監査委員：プール学院大学

鎌田 尚治 

## 2016年度 阪神教協特別会計収支決算書

(2016年4月1日～2017年3月31日)

### 【支出の部】

	予算額	決算額	増 減
海外渡航助成・補助金	200,000	0	200,000
出版費	0	0	0
予備費	1,184,023	0	1,184,023
<b>支出合計</b>	<b>1,384,023</b>	<b>0</b>	<b>1,384,023</b>

### 【収入の部】

	予算額	決算額	増 減
前年度繰越金	1,384,023	1,384,023	0
書籍代	0	0	0
<b>収入合計</b>	<b>1,384,023</b>	<b>1,384,023</b>	<b>0</b>

<b>次年度繰越金</b>	<b>1,384,023</b>
---------------	------------------

2016年度会計帳簿および収支決算書につきまして、  
帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2017年 4月 27日

会計監査委員：大阪体育大学

木谷法子 

会計監査委員：プール学院大学

鎌田尚治朗 

## 【資料】

### 2017年度 幹事校会の記録

#### 2016年度 第5回（通算第269回）幹事校会記録

日時：2017年2月15日(水) 14時30分～17時00分

場所：関西学院大学 大阪梅田キャンパス（アプローズタワー 14階）1401教室

出席（敬称略）：

追手門学院大学	（鋒山 泰弘）
大阪工業大学	（酒井 恵子）
大阪産業大学	（西口 利文）（塩見 剛一）
大阪電気通信大学	（佐野 正彦）
関西大学	（山本 冬彦）
近畿大学	（田中 保和）（杉浦 健）（梅田 和子）
神戸学院大学	（今西 幸蔵）（貝田 楓佳）
神戸女子大学	（多畑 寿城）（山田 史子）
四天王寺大学	（八木 成和）
摂南大学	（朝日 素明）
桃山学院大学	（伊藤 潔志）
関西学院大学	（冨江 英俊）（大喜多喜夫）（南本 長穂）（善明 宣夫） （白銀 夏樹）（岩城 周子）

司会：冨江 英俊

記録：佐野 正彦

議事：

議事に先立ち、今年度で阪神教協幹事校の担当を終えられる方から挨拶をいただいた。関西学院大学 南本長穂氏（退職）、桃山学院大学 伊藤潔志氏（学内の役職交代）、関西学院大学 大喜多喜夫氏（学内の役職交代）、近畿大学 田中保和氏（退職）。

#### (1) 前回幹事校会の記録確認

##### 第4回（通算第268回）幹事校会の記録確認

何点かの字句上の訂正の指摘があり、確認の後、加筆・修正することを了承。3頁(6)の「2020-2021年度 事務局校」について、神戸学院大学から、議事録にあるように、事務局を引き受けることに前向きであることにはかわりはないが、幹事校会を従来通り水曜開催するならば、大学の教授会とバッティングするなど、いくつかの問題が予想されるので、決定までにはもう少し猶予をいただきたいとの発言があった。事務局から、かつては課題研究会や幹事校会等を土曜日に開催していたこともあり、開催曜日の設定もあわせて検討していきたいという提案がなされた。

## (2) 全私教協理事会報告および次期理事の選出について

### ○全私教協・第3回理事会報告

八木成和氏（四天王寺大学）より、資料に基づき報告があった。主な報告内容は、まず、2017年度総会・第37回研究大会について、①中国・四国地区の会場の手配が難しいとのことから、事務局校の玉川大学が引き受けることになったこと、②全体テーマ、基調講演のテーマ、講師およびシンポジウムテーマ等の提案があり、次回の理事会で最終決定すること、③会場は自前施設を使用するため、参加費は3000円に戻すこと、④特別講演やシンポジウムの発表者は決定し、テーマは検討中であること、⑤幼児教育分野の分科会を新設することなどが、説明された。⑤については、短期大学の幼稚園免許に関わる先生方の関心と要望に応え、より多くの参加を望みたいということであった。

次に、2017年度研究交流集会については、11月25日に、四国学院大学（香川県善通寺市）での開催が決定し、2018年度研究大会については、北海道地区での開催が決定した。北海道開催に当たり、近辺で800人を収容する会場確保の困難さや、観光シーズン中の開催になるため参加者の宿泊施設確保が困難など、いくつかの課題が予想されるため、その対応策を検討中であるとの報告があった。

その他、①「教職課程質保証等に関する特別委員会」（仮称）の設置が承認され、すでに第1回の委員会が開催され、教職課程に関して文部科学省宛に意見書を取りまとめる必要と、そのまとめる方法を検討したこと、③「私立大学の特色ある教職課程事例集Ⅲ」について、1月現在、原稿が10篇程度しか集まっておらず、最低20篇を目指したいこと、④法人の定款細則制定については、事務局の検討を受けて、今年度中には決定する予定であること、などが報告された。

田中保和氏（近畿大学）から、「教職課程質保証等に関する特別委員会」についての補足説明があった。今後、文科省が教職課程の外部評価を求めてくることを考えると、その対策が必要なこと、ただし、外部評価には莫大な費用がかかるため、費用負担のあまりかからない方策を模索しなければならないということが議論されている。理事会としては、費用低減の方策として、全私教協が母体となって評価組織を作ることも一案であるとしながらも、母体自体が、法人化を果たしたばかりであり、さらに法人化手続きを行わなければならないことなどを考えると、躊躇せざるを得ない。外部に頼むか、自前の評価組織を作るかについては、検討を重ね、5月の総会では方向性を示すとのこと。

### ○次期理事について

全私教協理事会の役職について、現在、業務執行理事の田中保和氏が、近畿大学を退職し幹事校会のメンバーではなくなるが、次年度も関西の他の大学で教職を担当されることもあり、引き続き残り任期を全うすべく役職にとどまっていたことを了承した。

## (3) 全私教協各種委員会報告および次期委員の推薦について

全私教協教職課程運営部会において、今年度を実施するアンケートの提案があり、内容に関し、阪神教協からは、再課程認定申請に限ったものに対して異議を唱えたが、認められなかった。他の委員会からは特に報告はなかった。

#### (4) 2017年度阪神教協役員・委員について

阪神教協の次期委員の選出に関しては、①必ず交代を要する会長代行と会計監査委員について、前者は大喜多喜夫氏から小谷正登氏（いずれも関西学院大学）、後者は選考中であること、②教職課程事務検討委員の任期満了の委員については、次回委員会で検討し、4月に報告する予定である。

阪神教協選出の次期全私教協関係の役員、委員に関しては、法人化の規則で委員の任期が決まっており（2年）、次年度については任期が残っているため、全員継続の方向で検討していただく。本日欠席の松宮慎治氏（神戸学院大学）、藤本敦夫氏（大阪音楽大学）については、事務局から改めて依頼し確認をとる。

なお、会計監査委員については、幹事校からの委員に加えて、阪神教協の実情を知っていただくために、新規加盟校に依頼してきたという慣例に従い、藍野大学か関西福祉大学に、事務局から依頼する。

#### (5) 阪神教協リポート No.40 編集について

大阪キリスト教短大に、未だ依頼していないが、他は依頼済み。

#### (6) 阪神教協教職課程データベース（平成28年度版）について

資料（pp.17-20）のアンダーライン部分を加筆・訂正している。質問項目28番の「介護等体験」を削除。29番を追加し、「教員育成協議会」への参加に関する質問を加えた。なお、調査票は2月17日に会員校に発送し、3月17日を締め切りとする。新規加盟校には実施しない。

#### (7) 2017年度全私教協大会における分科会の運営、および2017年度阪神教協第1回課題研究会の企画・運営について

2017年度 全私教協研究大会の分科会のテーマについて、事務局から2案が提出されたが、議論の結果、

「教師教育実践交流X 〔小学校英語・道徳・特別支援・生徒指導〕  
—教員免許法の改正と学習指導要領の改訂を見据えて—」

とすることに決定。なお、阪神教協の第1回課題研究会では、テーマのメインとサブのタイトルを入れ替え、「小学校英語」はタイトルから外すことに決定。

事務局から、阪神教協の第1回課題研究会の開催日につき、5月10日か5月17日という2つの案が提出され、さらに、参加者からは5月31日の案も提起された。31日案については、全私教協の大会の後になり、役員等の承認を阪神教協の総会で行い、全私に報告することができなくなるために不可と判断した。10日案についても、報告の提出やその印刷を含む資料作成等に要する準備の時間を考えると、準備期間が短くなり過ぎて困難が予想されるという理由で却下し、例年通り5月の第3水曜日の5月17日に決定した。

また、阪神教協の第1回研究会および全私教協研究大会の担当分科会のプログラムについて

ても、事務局から案が出され、それにもとづき議論を進めた。発表の内容は、「道德教育」、「特別支援教育」、「生徒指導」、全私教協研究大会ではさらに「小学校英語」を加えることが了承された。その発表者の人選についても、事務局からの提案とともに、参加者からも候補者の提案があった。今後、事務局に、これら候補者に連絡をとり都合などを聞きながら調整してもらい、最終の人選を一任することが了承された。

なお、阪神教協の課題研究会においては、教員免許事務セミナーからの報告を入れること、全私教協研究大会の分科会の司会を、富江英俊氏（関西学院大学）、梅田和子氏（近畿大学）に、記録を白銀夏樹氏（関西学院大学）にお願いすることも了承された。

#### (8) 2017年度 予算案について

事務局から、次年度の予算案およびその趣旨説明が行われた。今年度の収支が40万円程度の赤字になる見通しを踏まえ、次年度の予算案では、経費軽減のために、情報交換会の会費を2000円から3000円にすることなどが提案された。幹事校会交流会も1回減の2回にするという提案に加え、参加者から、その会費も2000円から3000円にするのが良いとの意見が出され、了承された。これらの経費軽減策を盛り込んだ予算案が了承された。

#### (9) 今後の記録担当について

事務局より、これまでの記録担当校の実績一覧表が示され、今後の記録担当にあたって、引き続き協力のお願いがなされた。

#### (10) その他

次回幹事校会を、4月19日(水)、15:00~17:00、関西学院大学大阪梅田キャンパスで行うことを決定した。

### 2016年度 第6回（通算第270回）幹事校会記録

日時：2017年4月19日(水) 15時00分~17時00分

場所：関西学院大学 大阪梅田キャンパス（アプローズタワー14階）1402教室

出席（敬称略）

追手門学院大学	(鋒山 泰弘)	
大阪産業大学	(西口 利文)	(塩見 剛一)
大阪電気通信大学	(佐野 正彦)	
関西大学	(山本 冬彦)	(若槻 健)
近畿大学	(杉浦 健)	(梅田 和子)
神戸学院大学	(貝田 楓佳)	
神戸女子大学	(多畑 寿城)	
四天王寺大学	(八木 成和)	
摂南大学	(朝日 素明)	
姫路獨協大学	(中嶋佐恵子)	
桃山学院大学	(川口 厚)	(森下 貴史)
関西学院大学	(富江 英俊)	(善明 宣夫) (白銀 夏樹) (岩城 周子)

司会：冨江 英俊

記録：中嶋佐恵子

議事：

(1) 2016 年度第 5 回幹事校会の記録確認

p.4 に 2 箇所ある「課題別研究会」の「別」を削除することとし、承認された。

また冨江英俊事務局長より、p.2の(1)に関して、幹事校会を土曜日に開催することについて、来る 10 月に実施する方向で考えていたが、実際には諸都合により難しいので、今のところは例年通り水曜日に開催する考えであるとの報告があった。

(2) 全私教協理事会および委員会報告

冨江事務局長より、pp.5-6 の資料（2016 年度 法人第 4 回理事会報告）を参照しながら報告があった。理事会では主に来る 5 月に開催予定の全私教協研究大会のプログラムについて検討されたとのことであった。① p.5 の 4. について、2 日目の分科会では、京都地区が阪神地区と同じような内容の企画をするため、阪神地区と同時時間帯を避け、午前中に開催することになったこと、② p.5 の 7. について、2018 年度研究大会の開催候補地である北海道について宿泊場所の確保などで懸念があったが、予定通り北海道とすることが確認されたこと、③ p.6 の「その他」について、4 月 10 日に原案作成となっているがまだ届いておらず、届いたら阪神教協メーリングリストに流す予定であったがまだであること、が報告された。

朝日素明氏（摂南大学）より、別途配布資料に基づき全私教協 2016 年度第 4 回教職課程運営部会研究委員会・2016 年度研究委員会総会について報告があった。冨江事務局長より、この研究委員会総会の特別講演「全私教協における研究活動の方向性」（鈴木慎一氏）について、松宮慎治氏から記録の提供を受けているので、閲覧希望者は知らせてほしいとの連絡があった。

(3) 全私教協理事選出について

冨江事務局長より、p.8 の資料について、まだ当事者に対する確認はできていないが前回定期総会の時と同じ予定で掲載しているとの報告があった。

(4) 2017 年度阪神教協役員・委員について

冨江事務局長より、p.7 の資料における前回定期総会からの変更について報告があった。①会長代行が小谷 正登氏に交代の予定であること、②大阪人間科学大学を幹事校に加えられるよう打診中であること、③会計監査委員の欄に藍野大学の吉田 卓司氏が入ること、④教職課程事務検討委員について関西学院大学の委員は島田 利之氏に交代の予定であること、が報告された。

杉浦 健氏（近畿大学）から、幹事校会に奈良の大学が入っていないので、将来的に奈良の大学を幹事校に加えることを検討してほしいとの要望があった。近畿大学の奈良キャンパスで、介護等体験に関する問題が生じているが、奈良の介護等体験について情報が得られないため、奈良の大学が幹事校として参加することは有益であろうとのこと。前向きに長期的に検討することが承認された。

また奈良県で介護等体験に関して生じている問題をめぐって情報交換をおこなった。

(5) 2017年度全私教協研究大会における分科会の運営について

富江事務局長より、p.9の資料について、時間配分の説明があった。提案のとおり承認された。

(6) 2017年度定期総会の開催について

富江事務局長より、2017年度定期総会議案書（案）について報告があった。

- ① pp.2-3の「2016年度 定期総会の記録」は、今年の幹事校会で確認済みである。
- ② 「2017年度 活動方針および事業計画」（案）は昨年度と同じである。
- ③ 会則・内規についても昨年度と同じである。
- ④ 会員校については下線のある大学名を五十音順に並べ替えた。

会計担当の白銀 夏樹氏より、2017年度定期総会議案書（案）の会計の部分について報告があった。

- ① 収支決算書について赤字部分の説明があった。テープ起こしの費用とデータベースの印刷代がかさんだため、外部委託費が赤字となった。また会員校増にともない、全私教協会費が増えたため、その費目が赤字となった。利息が減少し、雑収入が予想以下であったため、それぞれの費目が赤字となった。
- ② 会計監査委員の鎌田首治朗氏は奈良学園大学からプール学院大学に異動となっているが、4月27日に監査の予定である。
- ③ 一般会計予算（案）について説明書をもとに説明があった。
- ④ 特別会計予算（案）は昨年度と同じである。

白銀氏の報告を受けて、2016年度収支決算書（案）が承認された。

定期総会の司会者は、多畑寿城氏（神戸女子大学）から事務職員1名を紹介してもらい、教員1名を当日参加者から決定することが承認された。記録は八木氏がおこなうこととなった。

岩城周子氏（関西学院大学）より、定期総会当日の全体スケジュールについて、昨年度より定期総会が早く終わることや情報交換会会場への移動時間が短くなることが予想されるため、変更がありうるとの報告があった。

(7) 2017年度阪神教協第1回課題研究会の企画・運営について

富江事務局長より、内容は全私教協研究大会とほぼ同じであるが、発表者が一部異なるとの説明があった。また、司会者について富江氏と梅田和子氏（近畿大学）とすること、梅田氏の都合がつかなくなった場合は、梅田氏の代わりに八木成和氏（四天王寺大学）とすること、が承認された。さらに、記録者について八木氏とすること、八木氏が司会者となる場合は当日参加者から決めること、が承認された。

(8) 阪神教協リポート No.40 編集について

若槻 健氏（関西大学）より、ゲラが上がってきていてチェックをしているところ、との報告があった。原稿はすべてそろっており、定期総会までに間に合う見通しであるとのこと。また、目次の順番で一番下にあった「全私教協との関係」を「資料」の上へと変える旨が報告された。

(9) 阪神教協教職課程データベース（平成 28 年度版）について

岩城氏から、すべての大学からデータが届いたこと、定期総会で阪神教協レポートとともに配布する予定であるとの報告がされた。

(10) 事務局報告、幹事校会メーリングリスト他について

富江事務局長から、p.11 の桃山学院大学の部分に誤植があるので修正する旨が報告された。また表の下部は線が消えているだけで、表の内容はここまでとの報告があった。桃山学院大学に川口 厚氏を追加すること、近畿大学は田中保和氏の代わりに丸岡俊之氏を入れること、追手門学院大学の井ノ口淳三氏は退職のため外すこと、大阪電気通信大学は事務職員を追加すること、が確認された。

(11) 今後の記録担当について

5 月の定期総会・課題研究会の記録は八木氏がすることが承認された。

(12) その他

再課程認定申請に関して情報交換をした。他学科履修はどの程度の人数まで可能か、などの議論をした。

岩城氏より、4 月 27 日付で定期総会の案内と出欠連絡用のはがきを発送する予定であるとの報告があった。

次回幹事校会は、5 月 17 日(水) の予定で、時間については岩城氏から、後で案内しますとの連絡があった。

2016 年度 第 7 回（通算第 271 回）幹事校会記録

日時：2017 年 5 月 17 日(水) 11 時 00 分～12 時 30 分

場所：関西学院大学 大学院 I 号館 1 階 会議室 1

出席（敬称略）：

追手門学院大学	(鋒山 泰弘)
大阪経済大学	(樋口 太郎)
大阪工業大学	(酒井 恵子) (疋田 祥人)
大阪産業大学	(西口 利文) (塩見 剛一)
関西大学	(若槻 健)
関西福祉科学大学	(池上 徹)
近畿大学	(梅田 和子)
神戸学院大学	(松宮 慎治)
神戸女子大学	(多畑 寿城) (山田 史子)
神戸女子短期大学	(吉泉 和憲)
四天王寺大学	(八木 成和)
摂南大学	(林 茂樹)
姫路獨協大学	(中嶋佐恵子)
桃山学院大学	(川口 厚)

関西学院大学 (富江 英俊) (白銀 夏樹) (岩城 周子)

司会：白銀 夏樹

記録：樋口 太郎

初参加の林 茂樹氏（摂南大学）より自己紹介がなされた。

議事：

(1) 2016 年度第 6 回幹事校会記録の確認

- ・富江事務局長より口頭で説明があり、p.4(11)の記録担当において、本来は定期総会と課題研究会のどちらか一つの記録を担当するのが慣例だが、今回は両方を八木成和氏（四天王寺大学）にご担当頂くという確認がなされた。
- ・以下の箇所の修正のうえ、記録が承認された。
  - p.2 出席者一覧 岩槻 健氏 → 若槻 健氏
  - p.3(6)①の説明部分に関して改行をしすぎているので、改行を減らす。
  - p.4(8)岩槻 健氏 → 若槻 健氏

(2) 全私教協各種専門委員会報告

特に報告はなかった。

(3) 全私教協研究大会における阪神地区分科会の運営について

富江事務局長より、次のような説明がなされた。全私教協から伝えられた参加予定者は 58 名であり、午後の部会では一番少ない。レジュメの原稿も集まってきている。また、「教師教育実践演習 X」の「X」がわかりにくいとの声を、全私教協理事会や学内関係者から頂いた。

(4) 2017 年度定期総会の運営について

富江事務局長より以下の点において説明がなされた。

- ・会長挨拶は善明宣夫氏（関西学院大学）に変更。
- ・総会の議事「(5)2017 年度活動方針および事業計画（案）」について、政策の転換期にあって最新の情報を得るなど、加盟校の利益になるように活動していくという方針を口頭で説明する。
- ・総会の議事「(7)会員校の異動において、新規加盟校」として、森ノ宮医療大学、流通科学大学、関西福祉大学を紹介する。ただし、阪神教協レポートには関西福祉大学の新規加盟について掲載されていない。
- ・総会の議事「(2)2016 年度活動報告」「(3)2016 年度決算報告および監査報告」「(4)新役員の選出」「(5)2017 年度活動方針および事業計画（案）」「(6)2017 年度予算（案）」に関して拍手による承認を求める必要がある。
- ・加盟校 68 校で総会の成立要件は過半数。

白銀夏樹会計担当より、総会の議事「(3)2016 年度決算報告および監査報告」の決算報告に関して、修正があったため、別紙を用意するとの説明がなされた。

(5) 2017 年度第 1 回課題研究会の運営について

富江事務局長より、司会を富江英俊（関西学院大学）・梅田和子（近畿大学）の 2 名とす

ることの報告があった。

(6) 阪神教協レポートについて

編集委員の若槻健氏（関西大学）より、ほぼ予定通りに編集が進んだ。原稿を執筆した方にはお礼申し上げる。ただし、一つ掲載されなかった原稿があった、との報告があった。富江事務局長より、教職課程事務検討委員会による原稿を、様々な段階で多くの人が見落とし、掲載することができなかったとの説明がなされた。

(7) 阪神教協教職データベース（平成 28 年度版）について

岩城周子氏（関西学院大学）より、依頼したすべての大学から返答を頂き、製本が完了したとの報告があった。

(8) 新規加盟大学について（宝塚医療大学 [会員校]）

富江事務局長より、以下のような説明がなされた。

- 宝塚医療大学の加盟について、全私教協事務局から話が来た。全私教協と阪神教協の片方だけに加盟というのは都合が悪いので、全私教協の総会後の5/22に加盟ということになった。
- 今後、全私教協にだけ加盟したいという大学が出てくるかもしれない。実質的に、地区協に加盟しないと情報は入ってこないが、今後の検討事項である。

(9) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について

富江事務局長より、p.7について前回の幹事校会からの修正を反映したとの説明がなされた。

(10) 今後の記録担当について

富江事務局長より、p.8について、大阪電気通信大学が2017年2月15日に担当していたことを確認し追加した、との説明がなされた。

(11) その他

- 岩城氏より、教職課程事務検討委員の委嘱について、文面を変更したいとの提案が出されて、承認された。
- 白銀会計担当より、特別支援教育の授業を担当できる人材の確保をどうするのか、という点について話題提供があり、意見交換が行われた。
- 次回の幹事校会は7月19日の15:00から関西学院大学大阪梅田キャンパスにて。情報交換会のない月にあたるとの連絡があった。

2017年度 第1回（通算第272回）幹事校会議議事録

日時：2017年7月19日（水） 15:00～17:30

場所：関西学院大学 大阪梅田キャンパス 1401教室

出席（敬称略）：

追手門学院大学（峰山 泰弘）  
大阪音楽大学（橋本 龍雄）  
大阪産業大学（西口 利文）（塩見 剛一）  
大阪電気通信大学（佐野 正彦）  
大阪人間科学大学（田中 保和）

関西大学	(山本 冬彦)	(阿蘇さやか)
関西福祉科学大学	(池上 徹)	
近畿大学	(杉浦 健)	
神戸学院大学	(貝田 楓佳)	
神戸国際大学	(山本 克典)	
神戸女子大学	(多畑 寿城)	(山田 史子)
姫路獨協大学	(中嶋佐恵子)	
桃山学院大学	(森下 貴史)	
関西学院大学	(小谷 正登)	(富江 英俊) (善明 宣夫) (白銀 夏樹)
	(岩城 周子)	

司会：富江 英俊

記録：池上 徹

初参加の橋本龍雄氏（大阪音楽大学）、小谷正登氏（関西学院大学）より自己紹介がなされた。

議事：

(1) 2016 年度第 7 回幹事校会記録の確認

p.2(1)5 行目「修正が承認された」→「修正の上、記録が承認された」と修正。

(2) 2017 年度定期総会記録の確認

特に異論なく承認された。

(3) 全私教協理事会および各委員会報告

- 理事会について、資料に基づき報告があった。
- 委員会について、編集委員会より 2018 年 3 月刊行予定の 31 号に掲載する書評の候補について、8 月 30 日を締切として編集委員および書評執筆者の推薦依頼があった。

(4) 2017 年度第 2 回および第 3 回課題研究会の運営について

富江英俊事務局長（関西学院大学）より、再課程認定が迫っており、例年とは少し異なる形で、第 2 回に職員が、第 3 回に教員が登壇する形の提案がなされ、了承された。

第 2 回課題研究会については、議論の末、大阪電気通信大学を含む 3 大学ほどに登壇してもらい、会員にとって再課程認定のうち関心がある話題についてそれぞれ取り上げてもらい、質疑の時間を長く取って基調講演などは行わないこととした。依頼する大学についてはこれまであまり登壇していない奈良や和歌山の大学、小規模大学や短大を考慮に入れることとした。

第 3 回課題研究会については、第 2 回課題研究会の内容を踏まえた上で、登壇者に教員が入ることも想定しつつ、依頼を進めていくこととした。

なお、議論の上で特に再課程認定申請における退職教員の取り扱いについては疑問点が多く、多くの大学に関わることから、阪神教協としての質問を作成し、全私教協を通して提出することとし、事務局長が早急に案を幹事校のメーリングリストに流して検討することにした。

再課程認定に向けて話し合われた論点は次の通り。

- 幼稚園教諭養成課程について小学校との共通開設ができなくなる影響
- 実務家教員の審査および退職教員の取り扱い、またそれに伴う手引きの誤植等
- 総合的な学習の時間や教育課程と教育方法の分離、複合科目の設置など
- ディプロマとの相当関係

(5) 2020-2021 年度 阪神教協事務局校について

富江事務局長より、スケジュールとして次回幹事校会の時点で決定している必要があり、個別にお願いする旨、説明があった。

(6) 2019 年度全私教協定期総会・研究大会の会場校について

富江事務局長より、定期総会・研究大会の地区ごとの開催ローテーション通りだったとしても、全私教協の理事会で検討される東京と関西での隔年開催になったとしても、2019 年は阪神地区が担当することが想定される旨、説明があった。

どの大学が会場を引き受けるにせよ、阪神地区全体で取り組む姿勢であることが確認された。

また、2017 年度大会の参加人数が千人を超えたため、開催に向けて各大学での最大収容人数の教室を報告することとなった。ただし、2019 年度であれば再課程認定は終えているため、参加者は減るのではないか、という指摘もあった。

(7) 阪神教協レポート編集について

富江事務局長より、書評の候補について推薦依頼があった。

(8) 『阪神教協教職課程データベース（平成 28 年度版）』について

岩城周子氏（関西学院大学）より全大学へ発送済みとの報告があった。

(9) 2017 年度第 1 回教員免許事務セミナーについて

多畑寿城氏（神戸女子大学）より資料に基づき説明があり、全国での再課程認定のための説明会が終わった直後であるため、再課程認定申請にテーマを絞って開催する旨、説明があった。

(10) 事務局報告、会費納入状況およびホームページ管理運営等について

岩城氏より、全大学が会費を納入し、全私教協に既に振込済みであることが報告された。富江事務局長より、ホームページについて随時更新している旨、報告があった。

(11) 今後の記録担当について

富江事務局長より資料に基づき説明があった。

(12) その他

- 杉浦健氏（近畿大学）より、教育実習中での就職活動について話題提供があった。事前のガイダンスでの説明や誓約書などの形で教育実習中の就職活動は認めないとする複数の大学の事例が紹介された。また就職部との連携の重要性や文部科学省からの通達、教育実習を受け入れている学校側の認識など複数の論点が絡み合うことが確認された。
- 山本冬彦氏（関西大学）より、大阪市教育委員会より育成協議会に入るよう打診ありと紹介があった。大阪市立大学および大阪府内の連合教職大学院設置の大学に打診していると推測され、法定上設置が必要な大阪府内の大阪府および堺市も似た傾向とみられることから、全私教協理事会でも話題になっているとおりの私立大学の排除につながらないか懸念が出された。

- 次回の幹事校会は10月18日(水)の10時30分ないし11時から、関西学院大学上ヶ原キャンパスで、第2回課題研究会の前に開催との連絡があった。

## 2017年度 第2回(通算第273回)幹事校会議議事録

日時：2017年10月18日(水) 10:30~13:00

場所：関西学院大学上ヶ原キャンパス 大学院I号館1階 会議室

出席(敬称略)：

追手門学院大学 (鋒山 泰弘)  
大阪経済大学 (樋口 太郎)  
大阪産業大学 (谷田 信一)  
大阪人間科学大学 (田中 保和)  
関西大学 (若槻 健)  
神戸女子大学 (多畑 寿城) (山田 史子)  
四天王寺大学 (八木 成和)  
摂南大学 (朝日 素明)  
桃山学院大学 (川口 厚)  
関西学院大学 (富江 英俊) (白銀 夏樹) (岩城 周子)

司会：富江 英俊

記録：白銀 夏樹

議事：

### (1) 2017年度第1回幹事校会の記録確認

p.2(4) 本文4行目(最下行「関心が話題に」→「関心がある話題に」)

p.2 表題 「通算第259回」→「第272回」

p.2 出席者 「峰山」→「鋒山」

p.3(10) 「振込済みであることが報告があった」→「……報告された」

p.2 出席者の追加 「大阪人間科学大学(田中保和)」

### (2) 全私教協理事会及び各種委員会報告

理事会はなく、各種委員会についても報告する案件がなかったことが報告された。

### (3) 2017年度第2回課題研究会の運営について

富江英俊事務局長(関西学院大学)より、司会は田中保和氏(大阪人間科学大学)と若槻健氏(関西大学)に快諾していただいた旨、報告された。また発表者の岡邑衛氏(甲子園大学)と日浦直美氏(関西学院大学)と富江事務局長で予め打ち合わせを行った内容が報告された。内容は以下の通り。

- ① 個々の発表をひとつの結論にまとめる必要はないだろう。
- ② 質疑の時間が長いので、フロアの各大学から、取り組みの事例を紹介していただきたい。討論の時間の沈黙を回避するために、コメントいただく人がある程度いてほ

しい。

③ フロアからの質問に対して、発表者が文科省に代わって回答することはやめてほしい。

②について、幹事校会から協力いただく旨、了解された。

③について、個々の取り組みについての質疑応答は受けつける旨、確認した。

#### (4) 2017年度第3回課題研究会の運営について

多畑寿城氏（神戸女子大学）より、基本は再課程認定だけでなく、同時進行している2018（平成30）年度の作業や再課程認定以降を見越した動きについても事例報告がある旨、報告された。

また出席者間で、「特別支援教育は別科目を立てよ」など、文科省の意向について情報交換がなされた。

#### (5) 2020-21年度阪神教協事務局校について

富江事務局長より、神戸女子大学に検討していただいております、理事長・学長も了解いただいている旨、報告があった。多畑氏より引き続き学内の了解を進めるとのことであった。

#### (6) 2019年度全私教協定期総会・研究大会の会場校について

田中氏より、全私の意向としては（確定ではない）、法人化に伴い順番が変わり、また小規模の地区協では実行が難しいかもしれないが、順番を遵守したいとの旨、報告があった。富江事務局長より、2019年度が阪神地区担当で確定してはいないがその前提で動くこと、大規模な大会になったので実行委員長・会場校・会計など複数の大学で取り組む方針が示され、了承された。

各大学のホールなどについて出席の大学より補足説明を行った。

- ・追手門学院大学：あまりゆったりしていない。スクールバスが必要。
- ・大阪経済大学：ホールの前の混雑が心配。上新庄駅から徒歩15分、地下鉄最寄駅から10分。
- ・大阪人間科学大学：ホールが小さい。
- ・大阪産業大学：大教室は窓がなく4階。交通は徒歩20分。スクールバスは多少可能。
- ・関西大学：100周年記念会館には800名収容可能だが椅子の設置が必要。
- ・神戸女子大学：最大360名で小さい。混雑しやすい。バス増発が必要。徒歩40分。
- ・神戸女子短期大学：小さく縦長。便利はよい。
- ・四天王寺大学：大講堂は半円形で仏像あり。飲食禁止。土日のバス便が少ない。遠すぎて歩けない。懇親会の場所がない。
- ・摂南大学：教室が小さい。528名入る部屋もあるが、4階でエレベーターもない。交通の便は京阪寝屋川市駅からバスで15分。土日は臨時増発が必要。日曜は弁当が必要。
- ・桃山学院大学：階段教室。アクセスは和泉中央駅から徒歩20分。
- ・関西学院大学：2011年で開催。607名の階段教室とは別に講堂があるが、飲食不可でペットボトル配布も不可。一斉土休にあたると生協も非協力的。

大学の現状を検討した結果、土曜日は情報交換会会場を考慮して都市部のホール、日曜日

は大学（300名程度を1教室、80名程度を7教室）で準備、という見通しが立った。

以上をふまえ、12月の幹事校会までに、以下の二案で検討することとなった。

第一案：大阪国際交流センター→近くのホテル→日曜日は近畿大学

第二案：神戸国際会議場→神戸ポートピアホテル→日曜日は神戸学院大学

なお、阪神地区担当の研究交流集会は2021年度あたりが予測されることを情報共有した。

#### (7) 阪神教協リポートの編集について

若槻氏より、書評の推薦があれば寄せてほしい旨、依頼があった。

新規加盟校の森ノ宮医療大学、流通科学大学、宝塚医療大学への原稿依頼を確認した。

事務検討委員会の報告の原稿を掲載することを確認した。

自由投稿について、掲載に当たっては幹事校会審議が必要であることを確認した。

#### (8) 2017年度アンケート調査の実施について

多畑氏より、今年度のローテーションの設問は「介護等体験・教職実践演習」である旨報告され、了承された。今後のこの設問の扱いは改めて検討するが、たとえば、工業の特例で、実習に行かないが実践演習を受講する学生もいる大学の実態などを知るうえで意義があるとの発言があった。

また臨時の設問として、再課程認定申請の準備に関する設問（①教育実習はシラバスは不要だが参加要件や指導体制を書かせるので、その実態を尋ねる、②インターンシップの単位化を申請する大学、③幼稚園免許の共通開設不可への対応）を設けることが提案され、了承された。

アンケート調査の依頼文に注意事項を追加すること、締め切りが変わる可能性があることを確認した。

#### (9) 教員免許事務セミナーについて

多畑氏より、第三回課題研究会の運営について、議論のグループ分けを初等教育と中等教育の2グループにすること、開催時期を早めてほしいという希望があったので1月開催としたこと、会場は恒例の会場を押さえられなかったので甲南大学の西宮北口の建物を借りることとしたことが報告された。

#### (10) 今後の記録担当について

富江事務局長より、本日の大阪音楽大学担当回が、代理を務めた関西学院大学に変わった旨、確認した。

#### (11) その他

情報交換を行った。

谷田信一氏（大阪産業大学）より、特別支援教育の1単位開講と2単位開講、どちらにしているか質問があり、多くは2単位であることが明らかになった。なお関西大学は、1単位だが、1学期の期間中に1コマで2グループに分ける（1回と14・15回は共通、2回～7回グループ／8回～13回グループ）方向で検討しているとのこと。

田中氏より、全私教協では育成協議会について調査したい意向がある旨、報告された。ま

た、施行規則が遅れている一方で、コアカリキュラムの最終まとめもできていない現状について話題になった。

次回幹事校会予定が12月20日(水)、10:30から開催されることを確認した。

## 2017年度 第3回(通算第274回)幹事校会議議事録

日時:2017年12月20日(水) 10:30~12:37

場所:関西学院大学上ヶ原キャンパス 大学院I号館1階 会議室1

出席(敬称略):

追手門学院大学 (鋒山 泰弘)  
大阪電気通信大学 (甲斐嶋美香子)  
大阪経済大学 (樋口 太郎)  
大阪人間科学大学 (田中 保和)  
関西大学 (若槻 健)  
神戸学院大学 (松宮 慎治)  
神戸国際大学 (山本 克典)  
神戸女子大学 (多畑 寿城)  
四天王寺大学 (八木 成和)  
摂南大学 (朝日 素明)  
桃山学院大学 (川口 厚)  
関西学院大学 (富江 英俊) (白銀 夏樹) (岩城 周子)

司会:富江 英俊

記録:山本 克典

議事:

### (1) 阪神教協 2017年度第2回幹事校会の記録確認

以下の点について訂正があった。

- p.3 1行目 特別支援→特別支援教育
- p.3(6) 17行目 泉中央→和泉中央
- p.4(9) 3行目 西宮北口の←削除
- p.4(11) 2行目 特別支援→特別支援教育
- p.4(11) 9行目 公開→校会

### (2) 全私教協 第3回理事会報告および各種委員会報告

八木成和氏(四天王寺大学)より、別途配布資料に基づいて、2017年11月25日(土)に開催された2017年度第3回全私教協理事会の報告があった。また、田中保和氏(大阪人間科学大学)から補足説明があった。阪神教協に関わる重要な内容は以下の3点。

#### ①全私教協の会費値上げ

全私教協の事務局体制および環境等を充実させるため、理事会で会費の値上げを検討した

いと報告があった。

阪神教協幹事校会としては、全私教協より値上げの根拠資料が出てから検討を始めることを確認した。ただし、値上げは極めて慎重に行うべきで、経費節減の努力及び研究大会等の参加費の値上げで対応できないかどうかなど、全私教協に幹事校会名で文章を送ることとした。なお、富江英俊事務局長（関西学院大学）が文章の原案を作成し、メーリングリストで確認することとした。

## ②全私教協次期役員

各地区選出理事の改選期にあたるので、現阪神教協事務局長の富江氏と次期事務局予定の関西大学から選出された1名を、各地区推薦理事に推薦することとした。

また、全私教協の専門的知見からの副会長として田中氏が推薦された旨、報告があった。

## ③2019年度全私教協定期総会・研究大会の会場

本日の議題(5)にあるが、先に議論することにした。

富江事務局長より資料に基づいて説明があり、2017年度第2回幹事校会記録の議題(6)に掲載されている第一案で実施することとした。なお、1日目の会場として「大阪国際交流センター」、情報交換会の会場として「ホテルアウィーナ大阪」を第1候補にすることとした。予約が取れなかった場合は、順次近くの会場を予約することとした。

また、総会・大会の準備は会場校にお任せするのではなく、幹事校会として準備していくことを確認した。

## (3) 全私教協2017年度研究交流集会報告

富江事務局長より、2017年11月25日に行われた全私教協研究交流集会の報告があった。

## (4) 2017年度第3回課題研究会の運営について

本日の第3回課題研究会の運営について、前半の司会を多畑寿城氏（神戸女子大学）、後半の司会を野田浩二氏（大阪成蹊大学）にお願いすることとした。なお、記録を朝日素明氏（摂南大学）にお願いすることとした。また、開会および閉会の辞を富江事務局長、開会の挨拶を小谷正登氏（関西学院大学教職教育研究センター長）が行うことを確認した。

## (5) 2019年度全私教協定期総会・研究大会の会場

全私教協の報告の際に議論を行った。

## (6) 阪神教協リポートの編集について

若槻健氏（関西大学）より、1月の初頭に該当者に対して依頼状を送付する旨、報告があった。また、書評の推薦があれば寄せてほしい旨、依頼があった。

## (7) 2017年度アンケート調査の実施について

多畑氏より、資料に基づいてアンケートの説明があった。また、岩城周子氏（関西学院大学）より、依頼文およびアンケートの共通事項について注意事項を挿入した旨、報告があった。審議の結果、アンケート案を了承した。

## (8) 今後の記録担当について

今後の幹事校会等の記録は、参加幹事の中から順次お願いすることとした。

## (9) その他

八木氏より、全私教協研究大会のプログラム等の発送が1ヶ月程早くなった影響で、次回の幹事校会で分科会の内容を決定しなければならない旨、注意喚起があった。それを受け、本日分科会のアウトラインを決めることとなった。審議の結果、タイトルを「教師教育実践交流Ⅺ」とし、新しい教職課程に向けての課題について取り扱うこととした。具体的には、(7)で審議したアンケートの設問25・26を八木氏が報告することとした。また、特別支援教育、ICT機器の活用、英語のコアカリキュラム等について、マーキングリストを使って次回の幹事校会までに、発表者を探すこととした。

鋒山泰弘氏（追手門学院大学）より、教育実習の参加要件として単位数だけでなくGPAを利用している大学があるかどうか質問があった。GPAを利用している大学はなかったが、「良」以上の単位数、TOEICの点数による参加要件を課している大学があった。

次回の幹事校会は、2月21日(水)14時30分から、関西学院大学大阪梅田キャンパスで開催されることを確認した。

## 【会則】

### 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会会則

#### 第 1 条（名称）

本会は、「阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会」と称する。

2 本会の略称を、「阪神教協」とする。

#### 第 2 条（目的）

本会は、私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実・発展をはかることを目的とする。

#### 第 3 条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 教職課程についての情報交換・連絡協議
- 二 教育実習その他の教職課程の適正かつ円滑な実施やその充実のための関係諸機関・諸団体との連絡協議
- 三 教員養成一般についての調査・研究
- 四 私立大学における開放制教員養成の重要性について認識を深めるための活動
- 五 その他本会の目的達成のために必要な事業

#### 第 4 条（会員校）

本会は、大阪地区、兵庫地区、奈良地区、および和歌山地区において教職課程を設置している私立大学（短期大学、短期大学部を含む）をもって会員校とする。

2 阪神教協の地区に所在する、教職課程をもつ短期大学（短期大学部を含む）は、会員校として、もしくは準会員校として、阪神教協の事業（活動）に参加することができる。

#### 第 5 条（機関および役員）

本会に次の機関および役員をおく。

- 一 総会
- 二 幹事校会
- 三 会長校および会長
- 四 事務局および事務局長
- 五 会計監査委員

#### 第 6 条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であって、全会員校をもって構成し、会長がこれを召集する。

- 2 定期総会は毎年 1 回開催する。
- 3 幹事校が必要と認めたとき、または会員校の 1/3 以上の要求があったときは、臨時総会を開催する。
- 4 総会は、全会員校の 1/2（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席会員校の過半数によって議決する。

## 第 7 条 (幹事校会)

幹事校会は、総会において選出された幹事校をもって構成する。

- 2 幹事校会は、会長を補佐し総会において決定された事項の執行に当たる。
- 3 幹事校の任期は2年とする。

## 第 8 条 (会長校および会長)

会長校は、幹事校会の互選によって選出する。

- 2 会長は幹事校において選出し、総会で承認する。
- 3 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長校の任期は2年とする。

## 第 9 条 (事務局および事務局長)

事務局および事務局長は、会長校におき、本会の事務を処理する。

- 2 事務局に事務局次長、会計、その他必要な事務局員を置くことができる。

## 第 10 条 (会計監査委員)

会計監査委員は、総会で選出された2名とし、本会の会計を監査する。

- 2 会計監査委員の任期は2年とする。

## 第 11 条 (会費)

阪神教協の会員校は、1校につき年額7万5千円を会費として納入する。そのうちの4万円は、全私教協への会員参加費となる。

- 2 阪神教協の準会員校は、1校につき年額2万5千円を連絡費として納入する。そのうちの1万5千円は、全私教協への準会員参加費（連絡費）となる。

## 第 12 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第 13 条 (会則改正)

本会の会則改正は総会において、出席会員校数の過半数の同意によって行う。

## 付則

- 1979年7月11日 制定
- 1981年3月17日 一部改正
- 1981年7月15日 一部改正
- 1986年5月28日 一部改正
- 1988年5月18日 一部改正
- 1990年5月30日 一部改正
- 1991年5月15日 一部改正
- 1999年5月13日 一部改正
- 2008年5月28日 一部改正
- 2010年5月26日 一部改正
- 2011年5月11日 一部改正
- 2016年5月18日 一部改正

この会則（改正）は2016年4月1日から施行する。

## 〈外国視察団派遣のための補助金制度〉の内規

1. 目的  
外国の教師教育を視察する外国視察団を派遣し、教師教育の発展に寄与すること。
2. 補助内容  
外国視察団参加者 1 人につき 3 万円以内で補助する。
3. 応募資格  
会員校に勤務する者。
4. 補助金交付の手続き  
外国視察団への参加とあわせて事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、視察団の出発以降に交付を受ける。

## 〈教師教育研究のための海外渡航への助成金制度〉の内規

1. 目的  
教師教育研究を目的とする海外渡航を支援し、その成果を阪神教協で活用すること。
2. 助成内容  
1 人 1 件につき 10 万円以内で助成する。
3. 応募資格  
会員校に勤務する者。
4. 助成金交付の条件  
成果を課題研究会で発表し、阪神教協リポートに投稿すること。
5. 助成金交付の手続き  
事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、事務局より助成金を受けとる。

## 『阪神教協レポート』編集規程

1. 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会（以下、本会という）は、会則第3条に規定される事業の一環として、『阪神教協レポート』（以下、本誌という）を年1回発行する。
2. 本誌には、「私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実発展をはかる」という本会の目的にかなう資料・研究論文・実践報告等（以下、論文等という）を掲載する。
3. 本誌に掲載する論文等は、幹事校会からの依頼によるもののほか、投稿によるものも受け付ける。本誌に投稿できる者は、以下のいずれかに該当する者とする。
  - 1) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員
  - 2) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員からの推薦がある者
4. 本誌に掲載する論文等は、他の刊行物に未発表で、未投稿のものに限る。ただし、すでに発表したものであっても、本会の目的にかなない、本誌のために書き改めたものは、出典を明記したうえで、投稿することができる。
5. 本誌の発行予定日は、毎年4月1日とし、論文等の投稿は、発行日の前年の12月31日を締切とする。
6. 論文等を執筆・投稿しようとする者は、所定の執筆要領に従って原稿を作成し、本誌編集長に原稿ファイルを郵送または電子メールにより送付する。本会会員校または準会員校に勤務する教職員でない場合は、以下の内容を明記したものを添付するものとする。
  - 1) 氏名
  - 2) 所属
  - 3) 連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
  - 4) 推薦者（本会会員校または準会員校に勤務する教職員）の氏名
7. 投稿された論文等の掲載の可否は、幹事校会の審議を経て決定される。幹事校会は、本誌の趣旨に基づいて、執筆者に原稿修正の要望を行うことがある。
8. 本誌に掲載された論文等の執筆者には、幹事校会で定める謝礼を支払うとともに、本誌2部および抜刷30部を献呈する。
9. 本誌に掲載された論文等は、原則として電子化し、本会ホームページに掲載する。

### 付則1

2012年5月16日制定

この規程は2012年4月1日にさかのぼって適用する。

## 『阪神教協レポート』執筆要領

『阪神教協レポート』に、論文等を執筆・投稿しようとする者は、以下の要領に従い、原稿を執筆するものとする。

1. 原稿は、パソコンやワープロ等で作成する。
2. 自由投稿論文等の長さは、幹事校会で承認を得たもの以外は、表題・図表・写真を含めて6ページ以内とする。
3. 1ページは、A4判の用紙、横書き44字×38行とし、1ページ目の最初の5行分に、タイトル・所属・氏名を明記し、本文を6行目から始める。
4. 注記、引用文献（または参考文献）は、本文原稿末尾に一括して記載する。

## 編集後記

今年度も阪神教協リポートの編集を担当させていただきました。執筆者の皆さまはじめ、ご協力をいただいた皆様のおかげで、第41号をお届けすることができました。深く御礼申し上げます。

本号では、例年通り年3回の課題研究を中心に阪神教協の諸活動についてまとめております。本年度は、教職課程の再課程認定の申請で、各大学とも大変なご苦勞をされたことと思います。課題研究では、再課程認定に「対応する」だけでなく、「よりよい」教職課程の実現に向けた充実した報告・意見交流が深められました。第1回が教職課程の授業実践、第2回、第3回が再課程認定に向けた取り組みをテーマに報告いただきました。

なお、本リポートでは論文・報告等を募集しております。皆様の積極的な投稿をお待ちしております。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

編集担当：関西大学 広瀬義徳・若槻 健

## 連絡・問い合わせ先

〒564-8680 大阪府吹田市山手町 3-3-35

関西大学 文学部 若槻 健（阪神教協リポート No.40-41 編集担当）宛  
メールアドレス：w-ken@kansai-u.ac.jp

「阪神教協リポート No.41」 2018年4月1日 発行

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会

事務局 関西学院大学

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155

TEL：0798-54-6108(代) FAX：0798-54-6495

印刷 株式会社 遊文舎

〒532-0012 大阪市淀川区木川東4丁目 17-31

TEL：06-6304-9325 FAX：06-6304-4995